

京都市建築行政年報

令和 7 年度の建築行政の動向

令和 8 年 9 月

京都市都市計画局建築指導部

目 次

第 1 部 建築行政の動向

第 1	建築行政の現状と取組	1
1	規制・誘導による良好なまちづくりの推進	
2	歴史的建築物の保存・活用（法の適用除外規定の活用）	
3	建築物における温室効果ガス排出量削減の取組	
4	道路に関する取組	
5	建築確認検査制度の状況	
6	建築紛争の状況	
7	京都市建築物安心安全実施計画の推進	
8	京都市建築物耐震改修促進計画の推進	
第 2	許可・認定	7
1	許可	
2	認定	
第 3	まちづくり支援	10
1	地区計画	
2	建築協定	
3	特別用途地区建築条例	
第 4	京都市建築審査会	15
1	京都市建築審査会委員一覧	（令和 8 年 3 月末現在）
2	建築審査会会議の開催回数、同意件数の推移	
3	最近の審査請求事件	
4	「細街路対策の推進について」の建議（概要）	
第 5	環境に配慮した建築物	20
1	京都環境配慮建築物認証制度（CASBEE 京都）	
	（1）CASBEE とは	
	（2）CASBEE 京都の骨子	
2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）	
	（1）建築物省エネ法の概要	
	（2）省エネ基準適合性判定、届出及び認定件数	
3	長期優良住宅	
4	低炭素建築物	
第 6	道路	27
1	法第 42 条第 2 項に関する道路判定	
2	指定道路図等の整備	
3	主な指定道路	
	（1）位置指定道路（法第 42 条第 1 項第 5 号）	
	（2）指定道路（法第 42 条第 1 項第 4 号）	

4	法第 42 条第 3 項に基づく道路の指定	
5	法第 43 条第 2 項の規定に基づく認定及び許可	
6	法施行令第 137 条の 12 第 11 項（旧第 6 項）の規定に基づく接道規定の適用除外及び令第 137 条の 12 第 12 項（旧第 7 項）の規定に基づく道路内建築制限の適用除外にかかる認定	
7	細街路対策	
8	法による接道ルール of 京北地域への導入に向けた取組	
第 7	建築確認と中間検査・完了検査	31
1	確認済証交付件数及び検査済証交付件数の最近の動向	
2	行政区別確認済証交付件数及び検査済証交付件数	
3	京都市・指定確認検査機関確認済証、検査済証及び中間検査合格証交付件数	
4	追跡集計による検査済証交付率の推移	
第 8	住環境の保全及び形成	35
1	京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例に基づく届出件数	
2	建築紛争調整・調停申出件数	
3	建築相談の相談件数	
4	京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱の届出件数	
5	京都市宿泊施設の建築等に係る地域との調和のための手続要綱の届出件数	
第 9	福祉のまちづくり	40
1	バリアフリー法	
2	バリアフリー条例	
3	みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度	
第 10	京都市建築物安心安全実施計画	44
1	京都市建築物安心安全実施計画の策定と経過	
(1)	計画策定の背景	
(2)	計画策定後の状況	
(3)	第 2 期「京都市建築物安心安全実施計画」の策定	
2	京都市建築物安心安全実施計画の概要	
3	京都市建築物安心安全実施計画の推進	
第 11	京都市建築物耐震改修促進計画	48
1	京都市建築物耐震改修促進計画の策定・推進	
(1)	計画の概要	
(2)	耐震化促進の主な取組	
2	京都市耐震改修促進ネットワーク会議	
3	耐震化支援制度	
(1)	木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業	
(2)	「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業	
(3)	分譲マンション耐震化促進事業（耐震診断、耐震改修計画作成、耐震改修）	
(4)	防災拠点耐震化促進事業（耐震診断）	

(5) 緊急輸送道路等沿道耐震化促進事業（耐震診断、耐震改修計画作成、耐震改修）	
(6) 災害時特定重要路線沿道耐震化促進事業（耐震改修計画作成、耐震改修）	
4 耐震改修促進法に基づく認定制度	
(1) 建築物の耐震改修の計画の認定（第 17 条）	
(2) 建築物の地震に対する安全性に係る認定（第 22 条）	
(3) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（第 25 条）	
第 1 2 建築防災	56
1 査察による既存建築物の安全対策	
2 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度（法第 90 条の 3）	
(1) 要件	
(2) 届出件数	
3 事件・事故への対応	
4 吹付けアスベスト除去等助成事業	
5 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業	
6 既存建築物の火災安全改修	
第 1 3 違反建築物等の是正指導及び啓発等の取組	60
1 違反建築物の状況	
2 違反建築物に対する是正措置	
3 違反建築防止に係る活動（違反建築防止週間に係る取組）	
4 危険建築物等に対する措置	
第 1 4 定期報告	64
1 建築物の定期調査報告状況	（令和 8 年 3 月末現在）
2 建築設備、昇降機等の定期検査報告状況	（令和 8 年 3 月末現在）
第 1 5 その他	68
1 建築計画概要書等の閲覧	
2 建設リサイクル法届出件数	
3 訴訟	
第 2 部 統計編	
統計編目次	72

第 1 部 建築行政の動向

第 1 建築行政の現状と取組

1 規制・誘導による良好なまちづくりの推進

本市では、安心して安全な市民生活の確保及び良好な住環境等の形成を目指し、建築基準法（以下「法」といいます。）や関係条例等に規定される許可や認定制度、地区計画制度における地区整備計画に定められた建築制限等の条例化、建築協定による住民の発意によるまちづくりへの支援等の規制・誘導策を通して、良好なまちづくりの推進に取り組んでいます。

2 歴史的建築物の保存・活用（法の適用除外規定の活用）

本市内には、いわゆる京町家などの伝統的な木造建築物や、近代建築物が数多く存在し、歴史都市・京都の景観を形成し、生活文化を伝えています。これらの建築物は、良好な状態で次世代に継承していかなければならない貴重な景観的、文化的な財産です。

しかし、法では、国宝や重要文化財といった特に価値が高い建築物を除き、既存の建築物に増築等の建築行為を行う場合には、法が定める規定に適合させる必要があり、景観的、文化的に価値のある意匠形態を保存しながら使い続けることが困難な場合があります。

そこで、本市では、法第 3 条第 1 項第 3 号の規定を活用することにより、国宝・重要文化財のみならず、景観法に基づく景観重要建造物などの、景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた伝統的な木造の建築物について、法の適用を除外し、現行法の下では困難であった建築行為を可能とする「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を制定し、平成 24 年 4 月 1 日に施行しました。

さらに、平成 25 年 11 月からは、対象建築物を木造以外の建築物にも拡大する条例改正を行い、条例名称も「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に改正しました。また、平成 29 年 1 月には、同条例に基づく手続をスムーズに進め、京町家の水回りの増築や用途変更などの保存活用を更に促進するため、標準的な規模の京町家について、法の適用を除外する際の技術的基準（建築審査会の包括同意基準）を制定しました。

なお、本条例の対象建築物は、景観法に基づく景観重要建造物や文化財保護法に基づく登録有形文化財などの景観的、文化的に特に重要なものとして法令等により位置付けられた建築物で、法の施行日（昭和 25 年 11 月 23 日）前に建築された、又は建築中であった建築物としています。

令和 8 年 3 月末現在、本条例を活用して、「龍谷大学深草町家キャンパス」、「郭巨山町会所」及び「旧大澤家住宅」など 30 件を条例に基づく保存建築物に登録し、法に基づく適用除外建築物の指定を行っています。

3 建築物における温室効果ガス排出量削減の取組

本市では、地球温暖化対策に特化した「京都市地球温暖化対策条例」を平成 17 年 4 月から施行しています。

平成 21 年 1 月には、本市が温室効果ガスを大幅に削減する社会である低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に選定されました。また、平成 22 年 10 月には、温室効果ガス排出量を 80% 以上削減した低炭素社会を目指し、条例を全面改正し、平成 23 年 4 月から施行しています。

本条例では、延べ面積 2,000 m² 以上の建築物の新築・増築について、温暖化効果ガス

の排出量削減計画書の添付図書として建築物環境性能評価（CASBEE）の届出を義務付けています。本市においては、建築物の環境性能評価システムとして、平成 17 年度から平成 22 年度までは、「CASBEE 全国版」を運用していましたが、平成 22 年度に「CASBEE 全国版」に京都の独自性、地域性を盛り込んだ「CASBEE 京都」を策定し、平成 23 年度から運用しています。

平成 24 年度には、環境配慮建築物の普及促進のため、優秀な環境配慮建築物を顕彰する「京（みやこ）環境配慮建築物」顕彰制度を創設し、これまでに平成 24 年度、平成 26 年度及び平成 28 年度に顕彰を行いました。

令和 2 年 12 月には、「2050 年二酸化炭素排出量正味ゼロ」等が達成される脱炭素社会を目指し、条例を改正し、再生可能エネルギー利用設備の設置基準の引上げ等を行っています（令和 4 年 4 月施行）。

4 道路に関する取組

（1）法に基づく道路行政

法では、都市計画区域内における建築物の敷地は、法で定める幅員 4m 以上の道路に 2m 以上接しなければならないと規定されています。

併せて、法適用時（本市においては昭和 25 年 11 月 23 日（一部地域を除く。））に、建築物が立ち並んでいる幅員 4m 未満で、特定行政庁が指定したものは、法上の道路と見なすと定められています。これを受け、本市では、告示により、幅員が 1.8m 以上で通り抜けている道を一括して、道路（法第 42 条第 2 項に規定する道路。以下「2 項道路」といいます。）に指定しています。個々の道が 2 項道路に該当するか否かの相談があった場合、航空写真や地図等の各種の資料の調査や現場調査等から判断を行っています。

また、法改正に伴い平成 11 年 5 月からは、法上の道路に該当しない、現に建築物が立ち並んでいる幅員 1.8m 以上の袋路等の道（非道路）に面した建築物の建替え等で、規模や用途、道の担保性等の面で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得た建築物については、法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、建築許可を行っています。

さらに、位置指定道路に関しては、より安心で安全なまちづくりを目指すとともに、良質な住宅の供給を図ることを目的に、「京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例」を改正し、原則として幅員 6m 以上、延長 35m 以内など、良好な住環境を確保するための基準を盛り込み、平成 19 年 3 月から適用しています。

これらの 2 項道路等の指定道路については、平成 20 年に省令が改正され、指定道路図及び指定道路調書の作成、保存等が規定されたことから、これらの整備に着手し、平成 25 年 5 月から、指定道路図の窓口及びインターネット公開を開始しています。

平成 29 年 4 月からは、「建築計画概要書等窓口閲覧システム」により、窓口のパソコン端末において指定道路図に関する図書の閲覧及び印刷を可能としました。

令和 8 年 3 月から、都市計画情報等検索ポータルサイトをリニューアルした「京都市地図情報提供サービス」において、指定道路図に関する図書をインターネットにより新たに閲覧可能とし、更なる市民の利便性向上を図っています。

なお、京都市地図情報提供サービスの運用開始により、窓口閲覧システム及び指定道路図の印刷は、令和 8 年 5 月から廃止しています。

(2) 細街路対策の推進

平成 23 年 2 月に京都市建築審査会から、京都市長に対して、個々の細街路の特性に応じた実効性の高い細街路対策の推進を求める旨の建議が提出されました。

これを受けて、平成 23 年度に学識経験者及び庁内関係各課の担当者により構成する検討委員会を設置して実効的な対策について検討を進め、平成 24 年 7 月に「京都市細街路対策指針」を策定しました。

同指針に基づき、袋路（行き止まりの細街路）における災害時の避難安全性を向上させるための助成制度を創設し、平成 22 年 6 月から実施している「狭あい道路整備事業」と合わせて、「細街路対策事業」として平成 24 年 7 月から事業を開始しました。

また、同指針に基づく細街路の特性に応じた体系的な制度整備の一環として、沿道建築物の円滑な更新や適切な改修等を可能とし、安心して安全なまちづくりの推進を図るため、平成 25 年 3 月に「京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例」を改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）し、拡幅予定を含む既存の道を位置指定道路にする制度を創設しました。

さらに、これまで建替え等ができなかった路地において、路地の安全性を確保しながら、歴史都市京都の町並みを継承し、建替え等を可能にすることを目的に、平成 26 年 4 月に創設した「路地のある町並みを再生するための道路指定制度」をはじめ、接道許可制度や連担建築物設計制度の柔軟で幅広い運用による路地の再生を推進しています。

5 建築確認検査制度の状況

(1) 建築確認検査制度の現状

平成 11 年 5 月に、民間の指定確認検査機関（以下「指定機関」といいます。）に建築確認・検査業務が開放されることとなり、それ以降、平成 18 年度末までは、京都市内の確認・検査の多くが指定機関で行われていました。

耐震偽装問題を契機に、平成 19 年 6 月 20 日に改正法が施行され、構造計算適合判定の導入や確認審査の厳格化により、指定機関に流れていた建築確認申請の一部が本市へ申請され、建築確認済証交付における本市のシェアは平成 18 年度の約 3.1%から平成 19 年度の約 15.9%へと大きく増加しました。

本市においては、経験者採用職員の配置により審査・検査の執行体制を強化し、業務量の増加に対応するとともに、官民の適切な役割分担を図るため、審査・検査の手数料を主要な指定機関と同程度の金額となるよう、平成 21 年 1 月 1 日に「京都市都市計画関係手数料条例」の改定を行いました。

平成 20 年度以降は、建築確認済証交付における本市のシェアは漸減し、平成 28 年度には法改正前とほぼ同水準の約 3.7%になり、令和 6 年度は更に減少し、約 1.8%となっています。

平成 23 年度から検査済証交付率の向上のための取組の一つとして、完了検査合格証シールを作成し、検査済証の交付を行ったものについて、配布しています。

平成 27 年 6 月 1 日の法改正施行により、平成 19 年に導入された構造計算適合判定のうち、比較的容易な構造計算について、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が審査を行う場合には、構造計算適合判定が不要となりましたが、本市では実施していません。

令和 6 年 11 月 1 日の法改正施行により、法第 18 条で定める国、都道府県又

は市町村の建築物（「計画通知」対象建築物）に対する確認・検査等は、指定機関でも可能となっています。

近年の法改正においては、規定の合理化や建築物の性能規定化が図られ、法解釈に深い知識が求められる状況にあります。指定機関からの照会件数は増加傾向にあります。

（２）建築行政の執行体制の整備

国の社会資本整備審議会は、平成 18 年 8 月 31 日付け答申「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」の中で、「建築行政における監督体制・審査体制の強化及び建築関連情報の管理・提供体制の整備等」を掲げ、「特定行政庁において建築行政職員数、建築主事数等の執行体制が適切に確保されているかを国が定期的にモニタリングし、その内容を公開すべきである。」と言及し、特定行政庁の執行体制の整備を強く求めています。

本市には、建築主事になるための資格を持つ建築技術者（一級建築基準適合判定資格者）が令和 8 年 3 月末現在 48 名います。構造審査については高度な専門的知識を必要とするため、技術力の向上と継承に取り組んでいます。

6 建築紛争の状況

（１）建築紛争の現状

「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例（以下「中高層条例」といいます。）」では、中高層建築物の建築等に際し、建築主等が配慮すべき事項、建築計画に係る周知の手続を定めています。

令和 5 年度末から、中高層条例の概要を示したリーフレットを近隣への説明の際に活用するよう事業者に求めており、調整や調停の制度の認知がされたことから、令和 6 年度は、調整の申出件数は 11 件（開催回数は 12 回）、調停の申出件数は 5 件（開催回数は 14 回）と増加しましたが、令和 7 年度は調整の申出件数は 8 件（開催回数は 11 回）、調停の申出件数は 2 件（開催回数も 2 回）であり、調整、調停とも前年度より件数が減少しています。

（２）京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例

斜面地に建築される建築物については、法では、斜面を駆け上るような建て方が可能であり、前面の道路から見た場合など、その高さや規模が平地に建てられる場合と比較して過大なものとなることから、周辺地域の景観や環境に与える影響が懸念され、斜面地の安全性も危惧されます。

このため、法第 50 条の規定に基づき、「京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例」（以下「斜面地条例」といいます。）を制定し、斜面地における建築物の構造の制限等を定め、平成 17 年 8 月から施行しています。

斜面地条例は、建築物等とその周辺地域の市街地の環境との調和を図るとともに、斜面地等及びその周辺地域の土地の安全性を確保し、もって良好な都市環境の保全及び形成に資することを目的に、建築物の接地位置の高低差を 6m 以内に制限するなど、厳しい内容としています。

また、斜面地での大規模な地下室マンションの建設を制限するため、斜面地条例を法第 52 条第 5 項の規定に基づき、都市計画区域内の斜面地等における住宅の容積率算定の基礎となる地盤面は、最も低い接地位置の高さにおける水平面とするよう改正し、平成 17 年 12 月から施行しています。

続いて、新たな景観政策の推進に当たり、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更したことに伴い、斜面地条例の適用区域についても改正し、平成 19 年 9 月から施行しています。

さらに、既存建築物の利用、活用を促進すること及び建築物等の構造の制限に関する規定を合理化するために、既存不適格建築物に対する増改築や用途変更の際の適用除外規定を拡充するとともに、特定部分の範囲を合理化するよう改正し、平成 30 年 3 月から施行しています。

7 京都市建築物安心安全実施計画の推進

建築物は都市の基盤であり、その安全性の確保は、健康で文化的な市民生活を維持し、健全な社会活動を継続するうえで欠かせないものです。

本市では、平成 22 年 3 月に策定した「京都市建築物安心安全実施計画」（以下「第 1 期計画」といいます。）に基づき、建築物の生産流通から維持管理に関わる事業者や関係団体等と連携しながら、新築建築物と既存建築物の双方の安全対策に係る取組を着実に進めてきました。とりわけ、新築建築物の安全性を担保するうえで最重要課題であった完了検査の受検徹底や、効果的な既存建築物対策を展開していく基盤づくりとして、不特定多数が利用する建築物の維持管理を担保する定期報告制度の対象拡大に注力するとともに、歴史都市・京都の特性を踏まえた安心安全対策を推進するために、本市独自に制度整備を進めてきました。

一方で、人口減少・少子高齢化の進行や地球温暖化対策といった従来の課題への対応に加え、激甚化・頻発化する自然災害やデジタル化の急速な進展、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会環境の変化への対応など、建築行政が果たすべき役割は益々高度化・多様化しています。

こうした状況を踏まえ、第 1 期計画を発展的に継承し、「誰一人取り残さない」ことを理念とする SDGs や危機にしなやかに対応するレジリエンスといった施策横断的な視点を追加した、第 2 期の計画となる「京都市建築物安心安全実施計画」を令和 3 年 3 月に策定し、市民・事業者・行政・関係団体等が協力・連携して、総合的・計画的に建築物の安全の確保と質の向上に向けた取組を推進し、もって「歴史都市・京都ならではの、しなやかに強く持続可能なまち」の実現を目指しています。

8 京都市建築物耐震改修促進計画の推進

大きな震災を免れた本市は、都市防災の観点から古い木造住宅等の耐震性の向上が喫緊の課題であり、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」といいます。）に基づき、平成 27 年度末に、歴史都市である本市の特性を生かしつつ、市内建築物の耐震化を促進するため、本市が目指すべき建築物の耐震化の目標やその施策を定める計画として「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」を策定しました。計画では、住宅、特定建築物の耐震化率 95% を令和 7 年度末までに達成することなどを目標に掲げています。

令和 7 年度末における実績値は、住宅で 94.1%、特定建築物で 94.0% となっており、目標には僅かに届いていないものの、達成の目前に迫る水準まで耐震化が進んでいます。引き続き、これまでの施策を通じて蓄積された知見をいかして、更なる安全性の向上を図り、安心・安全で災害に強い歴史都市「京都」の実現に取り組んでいます。

取組の一つとして、能登半島地震の被害状況を踏まえ、耐震性能が不十分な住宅をできるだけ早期に解消する必要があることから、令和 4 年度及び 5 年度に休止していた木造住宅耐震化支援事業「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業」を、「「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業」として令

和6年4月から再開しました。耐震改修補助額を従来の2倍以上に引き上げ、防火改修対象エリアを拡大させるなど支援内容を拡充し、令和7年度においても、いのちとくらしを守る防災・減災対策を継続して推進しました。

第2 許可・認定

法やこれに基づく条例等の制限には、許可や認定による特例制度が設けられているものがあり、一般的に禁止又は制限されている建築行為が許可や認定を受けることで可能となります。

主な許可及び認定は、次のとおりです。

1 許可

＜法に定める主な許可＞

①第43条第2項第2号

敷地の接道に関する許可

②第44条第1項第2号

道路内建築物（バス停の上家等）に関する許可

③第44条第1項第4号

道路内建築物（上空通路・公共用歩廊等）に関する許可

④第48条各項ただし書

用途の制限に関する許可

⑤第51条ただし書

特殊建築物（卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場等）に関する許可

⑥第52条第14項

大規模な機械室等を有する場合の容積率に関する許可

⑦第55条第4項

低層住居専用地域内における学校等の高さの許可

※令和5年4月1日施行の建築基準法改正により、第55条第4項に変更された。

次頁以降についても同じ。

⑧第56条の2第1項ただし書

日影規制に関する許可

⑨第59条の2

総合設計制度の許可

⑩第85条第3項

応急仮設建築物の許可

⑪第85条第5項

応急仮設建築物の延長許可

⑫第85条第6項

仮設建築物の許可

※令和4年5月31日施行の建築基準法改正により、第85条第6項に変更された。

次頁以降についても同じ。

⑬第86条第3項

一団地における総合設計制度の許可

本市における許可件数については、接道許可、道路内建築物許可、日影許可及び仮設建築物の許可は毎年一定数の実績があります。

その他の許可は0件から数件の間で推移しています。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
第43条第2項第2号	59	49	51	44	47	39	38	35
第44条第1項第2号	42	23	3	14	3	4	7	10
第44条第1項第4号	－	2	－	－	－	－	－	－
第48条各項ただし書	4	2	－	－	3	－	1	－
第51条ただし書	1	1	－	1	－	－	－	－
第52条第14項	－	－	－	－	－	－	－	－
第55条第4項	－	－	1	－	－	－	1	1
第56条の2第1項ただし書	1	5	7	2	3※ ¹	3	1	3
第59条の2	－	－	－	－	－	－	－	－
第85条第3項	－	－	8	3	2	－	－	－
第85条第5項※ ²					6	5	1	－
第85条第6項※ ³	7	13	11	15	12	9	11	9
第86条第3項	－	－	－	－	－	－	－	－

※1 令和4年度の3件は、令和5年度に取り消した1件を含む。

※2 令和4年5月31日施行の建築基準法の改正により新設された。

※3 上記改正により第5項から第6項に改正された。

<条例に定める主な許可>

①京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例第3条第3項（許可）	1	－	－	1	1	－	－	－
京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例第5条第2項（許可）	－	－	－	－	－	－	1	2

2 認定

<法及び法施行令に定める主な認定>

①第43条第2項第1号

敷地の接道に関する認定

②第55条第2項

低層住居専用地域内における高さの認定

③第68条の5の5第2項

地区計画等の区域内における斜線制限の認定

④第86条第1項

一団地の総合的設計制度の認定

⑤第86条第2項

連担建築物設計制度の認定

⑥第86条の2第1項

④及び⑤の認定区域内における増築等の認定

⑦法施行令第137条の12第11項（旧第6項）

大規模の修繕又は大規模の模様替に伴う接道規定の適用除外に係る認定

⑧法施行令第137条の12第12項（旧第7項）

大規模の修繕又は大規模の模様替に伴う道路内建築物制限の適用除外に係る認定

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
第 43 条第 2 項第 1 号	－	－	－	－	－	1	－	－
第 55 条第 2 項	－	1	1	2	－	1	－	1
第 68 条の 5 の 5 第 2 項	1	－	－	－	－	－	1	－
第 86 条第 1 項	－	1	－	－	－	－	－	－
第 86 条第 2 項	1	2	－	3	2	1	－	1
第 86 条の 2 第 1 項	2	6	6	2	4	5	3	6
法施行令第 137 条の 12 第 11 項（旧第 6 項）※	－	－	－	－	－	－	1	2
法施行令第 137 条の 12 第 12 項（旧第 7 項）※	－	－	－	－	－	－	1	－

※令和 7 年 11 月 1 日施行の政令改正により変更

< 条例に定める主な認定 >

- ①京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例
- ②京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例
- ③京都市建築基準条例

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例第 3 条第 2 項（認定）※	－	－	－	1	－	－	1	1
京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例第 4 条第 2 項（認定）	－	－	1	1	1	－	1	1
京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第 9 条（認定）	2	4	3	－	2	2	4	2
京都市建築基準条例第 3 条第 1 項ただし書（認定）	9	6	3	3	5	6	9	6

※条例改正（平成 30 年 3 月 29 日条例第 64 号）により新設

第3 まちづくり支援

1 地区計画

地区計画制度は、マクロな視点から行う都市計画と、敷地レベルのミクロな視点から行う法に基づく建築規制との中間を埋めるために創設された、地区レベルでまちづくりを行うための制度です。

地区計画では当該地区の目標や方針を定め、具体的な建築制限等は地区整備計画で定めており、いずれも都市計画法に基づく都市計画決定手続が必要となります。

本市においては、地区計画をより実効性あるものとするため、地区整備計画に定められた建築制限を、建築確認の対象法令となるよう、順次、法第68条の2の規定に基づき条例化しています。

令和8年3月末現在、京都市では、72地区（約839.1ha）が指定されています。

京都市の地区計画一覧（令和8年3月末現在）

番号	地区の名称	条例	番号	地区の名称	条例
1	西京桂坂地区	○	37	桂イノベーションパーク地区	○
2	大枝北福西町二丁目地区	○	38	竹田藁屋町油小路通沿道街区地区	○
3	府庁地区官庁街地区	○	39	四条通地区	○
4	大枝南福西町二丁目・三丁目地区	○	40	京都外国語大学地区	○
5	大原野西竹の里町一丁目西地区	○	41	新門前通西之町地区	○
6	大枝西新林町六丁目北地区	○	42	京都精華大学地区	○
7	大原野西境谷町一丁目北地区	○	43	醍醐坂地区	○
8	大原野西境谷町一丁目南地区	○	44	明倫元学区地区	○
9	大原野西境谷町四丁目西地区	○	45	京都市高度医療・保健衛生福祉地区	○
10	大枝西新林町一丁目北地区	○	46	大原野西竹の里町テラスハウス地区	○
11	中京麩屋町通笹屋町地区	○	47	納屋町商店街地区	○
12	醍醐センター地区	○	48	太秦東部地区	○
13	京都ファッション産業団地地区	○	49	一条山地区	○
14	九条西洞院地区	○	50	烏丸通沿道四条南地区	○
15	東山老年サナトリウム病院地区	○	51	吉祥院宮ノ東町地区	○
16	大枝西新林町六丁目中地区	○	52	洛西ニュータウン・タワースタイル地区	○
17	桂坂さくら地区	○	53	大原小出石町地区	○
18	京都産業大学地区	○	54	有隣元学区地区	○
19	立命館大学氷室地区	○	55	岡崎文化・交流地区	○
20	京都工芸繊維大学嵯峨地区	○	56	西ノ京桑原町地区	○
21	京都第二赤十字病院・梅屋小学校跡地地区	○	57	祇園四条地区	○
22	洛和会音羽病院地区	○	58	太秦安井山ノ内地区	○
23	太秦娯楽・レクリエーション地区	○	59	姉小路界わい地区	○
24	淀娯楽・レクリエーション地区	○	60	河原町商店街地区	○
25	二条駅地区	○	61	大原戸寺町地区	○
26	山科駅地区	○	62	京都御苑東地区	○
27	J R六地蔵駅北周辺地区	○	63	古門前通元町地区	○
28	大枝西新林町六丁目南地区	○	64	下木屋町地区	○
29	佛教大学広沢地区	○	65	東九条西山王町地区	○
30	西院イノベーション促進地区	○	66	京都橘大学地区	○
31	京都大学桂キャンパス地区	○	67	高野東開・西開地区	○
32	修徳元学区地区	×	68	膏薬辻子地区	○
33	瓜生山学園地区	○	69	向島ニュータウン地区	○
34	本能元学区地区	×	70	久世築山町ものづくり拠点地区	○
35	祇園町南側地区	○	71	向島国道1号周辺地区	○
36	久世高田・向日寺戸地区	○	72	京都駅東部西之町地区	○

※ ×は地区整備計画未制定の地区、○は条例化済みの地区を示す。

2 建築協定

建築協定は、住民の発意によって建築のルールを定め、そのルールをお互いに守り合い、地域の環境を維持、発展させることを目的とした制度です。

本市では、昭和 47 年に京都市建築協定条例を施行して以来、建築協定について住民支援を行うなど、積極的に取り組んでいます。

令和 8 年 3 月末現在、75 地区（合計区画数は 6,263 区画、総面積約 139ha）で建築協定が締結されています。

行政区	協定地区名
上京区	一松町地区
	一松町地区（宿泊施設）
	学校法人同志社今出川キャンパス地区
	妙覚寺町 1・2 組界限地区
	選佛寺町南部地区
	一番町地区
	寺町通鶴山公園界わい地区
	井田町地区
	西柳町地区
左京区	北大路高野住宅地区
	高野玉岡町地区
	下鴨第 2 住宅地区
	下鴨第 3 住宅地区
	岩倉村松町・長谷町地区
	長谷住宅地区
	半鐘山地区
中京区	姉小路界限地区
	夷町・松屋町地区
東山区	古門前通元町地区
南区	久世工業団地地区
右京区	和のまち御室地区
	太秦御所ノ内町地区
	太秦中山町地区
	鳴滝音戸山町地区
	嵯峨大覚寺門前堂ノ前町地区
西京区	K-City 桂川そよぎ野地区
	阪急桂南住宅地区
	洛西境谷公園住宅地区
	西竹の里タウンハウス地区
	桂坂かえで地区
	桂坂さつき東地区

	桂坂さつき西地区
	桂坂さつき南地区
	桂坂ひいらぎ南地区
	桂坂ひいらぎ北地区
	桂坂つばき西地区
	桂坂けやき東・中・西地区
	桂坂さつき北第1地区
	桂坂さつき北第2地区
	桂坂にれのき北地区
	桂坂ひいらぎ・つばき石畳通地区
	桂坂くすのき東地区
	桂坂くすのき中・北地区
	桂坂つばき東第2地区
	桂坂つばき東第1地区
	桂坂あすなろ第1地区
	桂坂くすのき西地区
	桂坂あすなろ第2地区
	桂坂もくれん東地区
	桂坂もくれん西地区
	桂坂センター地区
	桂坂センター北地区
	桂坂ひいらぎ中地区
	桂坂しらかば地区
	桂坂あかしあ地区
	桂坂にれのき南地区
	桂坂くっかけステージ19地区
	桂坂もみのき第1地区
	桂坂もみのき第2地区
	桂坂もみのき第3地区
	桂坂もみのき第4地区
	桂坂もみのき第5地区
	桂坂さくら第1地区
	桂坂さくら第2地区
	桂坂季美が丘地区
	桂坂くるみ地区
伏見区	向島リバーサイド津田地区
	桃山与五郎町地区
	桃山南大島町地区
	醍醐夢ヶ丘地区

	醍醐柿原住宅地区
	久我御旅町南部住宅地区
	久我の杜住宅地区
	久我の杜（東）住宅地区
	深草大亀谷金森出雲町地区

3 特別用途地区建築条例

特別用途地区は、都市計画法に規定されている「地域地区」の一つで、一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図るため、用途地域の制度を補完する形で、用途制限を強化又は緩和することを可能とする制度です。

特別用途地区の規制内容は、法第 49 条の規定により条例で定めることになっています。

本市では、近年、外環状線等沿道特別用途地区や産業集積特別工業地区の建築条例を制定しています。

また、らくなん進都中央部地区（鴨川以南、油掛通以北）のうち、産業集積のポテンシャルの高いエリアにおいて、企業のオフィス・研究施設・工場の更なる集積を図るため、令和 5 年 11 月 10 日に「らくなん進都産業集積地区建築条例」を改正し、同日付けで施行しています。

特別用途地区	
特別工業地区	2 地区
娯楽・レクリエーション地区	3 地区
国際文化交流促進・歴史的環境保全地区	1 地区
職住共存特別用途地区	1 地区
御池通沿道特別商業地区	1 地区
岡崎文化芸術・交流拠点地区	1 地区
らくなん進都産業集積地区	1 地区
京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区	1 地区
外環状線等沿道特別用途地区※ ¹	1 地区
産業集積特別工業地区※ ²	1 地区
合 計	13 地区

※ 1 令和 5 年 4 月 25 日から施行（罰則規定については、同年 9 月 25 日から施行）

※ 2 令和 5 年 4 月 25 日から施行

【参考 1：外環状線等沿道特別用途地区の概要】

○施行日 令和 5 年 4 月 25 日（罰則規定については、同年 9 月 25 日から施行）

○目的

外環状線等沿道特別用途地区において、市道外環状線、市道大宅西野山線及びこれらの沿道への都市機能の集積を図り、もって良好な居住環境の形成に資することを目指す。

○規制内容

外環状線等沿道特別用途地区内を 2 つの区域に区分し、条例で定める要件ごとに建築可能な容積率の上限を定めるとともに、建築できない用途を定めている。

【参考 2：産業集積特別工業地区の概要】

○施行日 令和 5 年 4 月 25 日

○目的

産業集積特別工業地区において、産業の集積を図り、工場等の操業に資する環境の保全を目指す。

○規制内容

産業集積特別工業地区内を 2 つの区域に区分し、工場、研究施設、事務所及び倉庫（これらに付属する建築物を含む。）以外の用途に供する建築物のうち、床面積の上限を都市計画で定める容積率から 100%又は 200%を減じるものとする。

第4 京都市建築審査会

京都市建築審査会は、法が定める同意や審査請求に対する裁決を行うほか、特定行政庁の諮問に応じて、法の施行に関する重要事項を調査し、審議するとともに、関係行政機関に対して、建議をすることができる第三者的行政機関です。その委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、市長が任命した7人で構成されています。

平成23年2月には、京都市建築審査会から京都市長に対し、「細街路対策の推進について」の建議がなされました。

1 京都市建築審査会委員一覧

(令和8年3月末現在)

役職	氏名	任命区分	任命時の役職等
会 長	牧 紀男	都市計画	京都大学防災研究所教授
会長代理	新関 三希代	経 済	同志社大学大学院教授
委 員	佐藤 建	法 律	弁護士
委 員	志澤 美保	公衆衛生	京都府立医科大学教授
委 員	齒黒 健夫	行 政	元都市計画局建築技術・景観担当局長
委 員	東岡 由希子	法 律	弁護士
委 員	柳沢 究	建 築	京都大学大学院准教授

2 建築審査会会議の開催回数、同意件数の推移

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	開催回数（現地調査を含む）	11	11	9	11	10	11	11	11
個別同意	接 道 許 可	13	9	18	17	10	13	9	5
	道 路 内 建 築 物 許 可	2	4	-	1	-	-	-	-
	用 途 地 域 許 可	4	2	-	-	3	-	1	-
	容 積 率 許 可	-	-	-	-	-	-	-	-
	高 さ 許 可	-	1	-	-	-	-	1	1
	日 影 許 可	1	2	2	-	2	2	-	1
	総 合 設 計 許 可	-	-	-	-	-	-	-	-
	適用除外建築物の指定	3	3	2	6	1	2	2	4
	幅員1.8m未満の道の指定	-	-	-	-	-	-	-	-
	道の水平距離の指定	-	-	-	1	-	-	-	-
	高低差制限に関する許可	1	-	1	-	1	-	-	-
	小計	24	21	23	25	17	17	13	11
包括同意	接 道 許 可	47	39	33	27	38	26	29	29
	道 路 内 建 築 物 許 可	44	17	3	13	3	4	8	9
	日 影 許 可	-	4	4	2	1	1	1	2
	適用除外建築物の指定	-	1	-	-	-	-	-	-
	小計	91	61	40	42	42	31	38	40
	合計	115	82	63	67	59	48	51	51

3 最近の審査請求事件

平成 27 年度				
番号	審査請求事件名	審査請求年月日	請求内容	裁決等の状況
1	平成 27 年度 第 1 号事件 (左京区の神社)	平成 27 年 7 月 21 日	法第 6 条第 1 項の規定による確認処分の取消し	平成 27 年 12 月 11 日 裁決…一部棄却、 一部却下
2	平成 27 年度 第 2 号事件 (左京区の共同住宅)	平成 28 年 3 月 7 日	法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認処分の取消し	平成 28 年 7 月 8 日 裁決…一部棄却、 一部却下
3	平成 27 年度 第 3 号事件 (上京区の寄宿舍)	平成 28 年 3 月 10 日	法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認処分の取消し	平成 28 年 7 月 1 日 取下げ
平成 28 年度				
1	平成 28 年度 第 1 号事件 (北区の集会場（葬祭場）)	平成 28 年 11 月 8 日	法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認処分の取消し	平成 29 年 3 月 10 日 裁決…一部棄却、 一部却下
2	平成 28 年度 第 2 号事件 (左京区の共同住宅)	平成 29 年 1 月 19 日	法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認処分の取消し	平成 29 年 5 月 12 日 裁決…棄却
令和元年度				
1	令和元年度 第 1 号事件 (左京区のホテル)	令和元年 6 月 18 日	法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認処分の取消し	令和 2 年 1 月 10 日 裁決…一部棄却、 一部却下
令和 4 年度				
1	令和 4 年度 第 1 号事件 (下京区の住宅)	令和 5 年 2 月 22 日	法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認処分の取消し	令和 5 年 6 月 16 日 裁決…棄却
令和 5 年度				
1	令和 5 年度 第 1 号事件 (右京区のホテル)	令和 5 年 6 月 27 日	法第 48 条 5 項の規定による許可処分の取消し	令和 6 年 3 月 15 日 裁決…一部棄却、 一部却下
2	令和 5 年度 第 2 号事件 (上京区のホテル)	令和 5 年 6 月 27 日	法第 48 条 4 項の規定による許可処分の取消し	令和 6 年 6 月 21 日 裁決…一部棄却、 一部却下
令和 6 年度				
1	令和 6 年度 第 1 号事件 (左京区の共同住宅)	令和 6 年 6 月 27 日	法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認処分の取消し	令和 7 年 4 月 18 日 裁決…一部棄却、 一部却下

2	令和6年度 第2号事件 (左京区の共同住宅)	令和6年 10月9日	法第6条の2第1項 の規定による確認処 分の取消し	令和7年6月27日 裁決…一部棄却、 一部却下
3	令和6年度 第3号事件 (左京区の共同住宅)	令和6年 10月17 日	法第6条の2第1項 の規定による確認処 分の取消し	令和7年4月18日 裁決…一部棄却、 一部却下
4	令和6年度 第4号事件 (左京区の共同住宅)	令和7年 3月12日	法第6条の2第1項 の規定による確認処 分の取消し	令和7年6月27日 裁決…一部棄却、 一部却下
令和7年度				
なし				

4 「細街路対策の推進について」の建議（概要）（平成23年2月）

1 はじめに

京都市には細街路が多く、細街路対策は都市防災上、重要かつ喫緊の課題である。一方、街並み景観を構成する歴史的細街路も多く存在している。個々の細街路の特性に応じた、総合的な細街路対策の検討が求められている。

2 細街路の問題点

細街路の多さは本市の都市特性となっており、その対策は、都市防災性の向上、まちづくりの誘導に資するものでなければならない。

(1) 進まない道の拡幅

法では、幅員4m未満の道路に接する敷地は、原則として道路中心から2m後退しなければならないと規定しているが、法が施行されて60年近くが経過する現在においても、遅々として道路後退による拡幅は進んでいない。

(2) 袋路の多さ

市内に多く存在する袋路は法上の道路ではないため、拡幅が進まず、また、道としての担保性も確保されていないものが大部分である。

(3) 沿道建築物の老朽化

幅員1.8m未満の細街路は法の規定に該当しない非道路であり再建築ができないため、また、2項道路等であっても道路後退により再建築に必要な敷地規模が確保できずに再建築が進まないため、建築物の老朽化が進み危険建築物となる事例が急増している。

(4) 私道問題

細街路の多くは私道であり、その拡幅や維持管理は、所有者が行うものとして、行政はあまり関わっていない。その結果、私道内に工作物が設けられる等、適正な管理ができていない。

(5) 景観保全上の問題点

細街路では、道路中心から2m後退しなければならないこと及び道路斜線制限などの形態規制等が課せられるため、歴史的な街並みが維持できない。

3 細街路対策の検証

京都市はこれまで様々な細街路対策の取組を行っているが、対症療法的な取組に留まっており、その後の施策展開にはつながっていない。歴史都市としての特性を持つ京都市においては、全国一律の規制だけでは、細街路問題の解決には至らない。

(1) 狭あい道路整備事業

2項道路の道路後退促進を目的に、後退部分の舗装整備等に助成を行う。

- ・ 審査会としては、本事業を評価しているが、袋路等の非道路は対象となっていないため、別の施策が必要になる。
- ・ 立ち上げたばかりの制度であり、市民に対する周知、浸透が課題である。

(2) (旧)法第43条ただし書許可

建築が認められない袋路等において、(旧)法第43条ただし書の規定により、建築条件を付し、審査会の同意を経て、特例許可を受けた場合のみ、建替えを認める。

- ・ 災害時の避難の際に最も重要な入口部の拡幅が義務付けできず進まないという状況や、法の規定が及ばず、道路としての担保性が確立されていないという問題が生じている。
- ・ 建て替えられる建物単体としては改善が行われるものの、道としての永続性の担保や、全体の拡幅にはつながっていない。

(3) 袋路再生事業

共同住宅に建替えを行う共同建替えや、順次個別に建替えを行う協調建替え

- ・ 合意形成が難しく、多くの細街路における一般的な問題解決策とすることは容易ではない。

(4) 3項道路指定

2項道路における中心後退距離を1.35mに緩和

- ・ 住民の高い防災意識のもと、安全性の代替措置が認められるなど、良好に維持管理されてきた細街路において実現できるもので、祇園町南側での活用にとどまっている。

4 取組を求める事項

(1) 細街路の実態調査と細街路マップの作成

細街路データベースを整備し、地図情報（細街路マップ）として視覚的な確認ができるようにすることにより、今後の施策検討を実効的なものとすることを求める。

(2) 細街路の多様な指標による分類と施策の体系化

細街路の状況に応じた分類を行い、それぞれの特性にあった施策展開を求める。

ア 災害危険性が高い細街路における防災性の向上

(ア) 防災空地等の確保

空家や危険建築物の跡地を防災空地として利用

(イ) 空地・空家を活用した避難通路の確保

袋路において、建物間の空地や空家敷地等を避難通路として整備し、ネットワーク化を進める。

(ウ) 沿道建築の防災性強化

細街路沿道建築物の耐震・防火改修について助成制度や低利な融資制度など、改修を促進させる制度設置。特に袋路においては、始端部の誘導策（拡幅、耐震・防火改修）が重要

イ 歴史的景観を有する細街路における3項道路指定の活用

歴史的景観を有する細街路については、防災性の確保と通り景観の誘導施策を講じた3項道路指定の積極的な活用

ウ 袋路における共同建替・協調建替事業の推進

袋路において、共同建替・協調建替事業の取組手法等を整備し、活用を促進

(3) 地域等との連携

細街路問題を地域の問題として捉え、地域の居住者、不動産業者、建築業者等が知恵を出し合い、地域のまちづくり活動での取組や、細街路の拡幅、維持管理のための協定締結等の仕組みづくりを求める。

(4) 庁内横断的な検討

建築分野のみではなく、都市計画行政、道路行政と連携し、さらには福祉行政等の幅広い分野との連携も検討すべきである。

(5) 「細街路条例（仮称）」の制定等

法の更なる活用や制度改正、さらには、細街路の土地所有者等に細街路を自ら守る必要があることの意識付けを行い、また、細街路が長期間良好な状態で維持されることを、行政が支援できる仕組みづくりを定めるような「細街路条例（仮称）」の制定の検討等、良好な細街路の形成に向けて、環境の醸成に努めるよう求める。

5 おわりに

現在の細街路状況では、大規模地震や都市直下型地震が発生した場合、甚大な被害が発生するのではないかと憂慮する。安心安全な市民生活の確保に向けて、歴史都市に相応しい細街路対策の推進に、危機感をもって早急かつ積極的に取り組むよう、建議する。

第5 環境に配慮した建築物

1 京都環境配慮建築物認証制度（CASBEE 京都）

本市では、全国初の地球温暖化対策の条例となる「京都市地球温暖化対策条例」を平成 17 年 4 月に施行し、現在、市内の温室効果ガスの排出量を令和 12 年度までに平成 25 年度比で 40%以上削減することを目標とし、市、市民、事業者、観光旅行者などの責務を明らかにして、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に進めています。

その中で、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い建築物として、延べ面積 2,000 m² 以上の新築・増築をしようとする者に、建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書である「建築物排出量削減計画書」を提出する義務を課しています。

平成 21 年度に「環境モデル都市」の行動計画の一つとして、学識経験者や市民公募委員による「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議を設置し、平成 21 年度に「木の文化」という京都の固有性を踏まえた地球温暖化対策の在り方について検討を行いました。この市民会議では、3つのプロジェクトチームが設置され、そのうちの一つである「京都環境配慮建築物（CASBEE 京都）」チームにおいては、建築物の環境性能を総合的に評価するツールである CASBEE（キャスビー）を活用し、京都にふさわしい環境配慮を行う建築物を誘導する基準や仕組みづくりについて検討を行いました。

その成果を踏まえ、京都の独自基準である「CASBEE 京都」を平成 22 年度に策定し、平成 23 年度から、京都市地球温暖化対策条例（平成 22 年 10 月 12 日改正）に基づき、建築物排出量削減計画書に添付する資料として、CASBEE 京都による評価を添付することを義務付けました。

（1）CASBEE とは

CASBEE とは、正式名称を「建築環境総合性能評価システム（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）」といい、国の支援の下で産官学共同で開発された、建築物の環境性能の向上と環境負荷の削減とを総合的に評価・格付けするためのシステムです。

CASBEE は全国共通の基準ですが、地域の特性に応じて改良を加えることが可能であり、幾つかの自治体では独自版を策定し、運用しています。

本市では、平成 23 年 3 月までは全国版のシステムを用いていましたが、平成 23 年 4 月から、本市独自の評価システムである「CASBEE 京都」を構築し、運用しています。

（2）CASBEE 京都の骨子

ア 基本的な考え方

CASBEE 京都によって目指すべき京都らしい環境配慮建築物像について、「木の文化」の概念に即し、以下の 3つのキーワードを設定しました。

- 大切にす。
建築物を大切にす、資源を大切にす。
- とともに住まう。
自然とともに住まい、地域とともに住まい、歴史とともに住まう。
- 自然からつくる。
自然素材を使ってつくる、自然を活かして計画する。

イ 評価システムについて

○ システムの在り方

CASBEE 全国版をベースに、京都独自のシステム「CASBEE 京都」を構築しました。

具体的には、CASBEE 全国版の評価項目について、京都らしさを踏まえた見直しを行い、「CASBEE 京都 標準システム」として再構成することで、全国版との整合

性を保ちつつ、総合的な環境性能と京都らしい環境配慮の内容を適切に評価・誘導できるシステムとしています。

また、上記（２）アの３つのキーワードに応じて、重点的に取り組むべき「重点項目」を抽出し、「CASBEE 京都 独自システム」として構成しました。

この２つのシステムをセットで「CASBEE 京都」と呼び、両方を併用して運用しています。

○ 京都の独自性

主な見直し・重点化の要点は、以下のとおりです。

- ・ 木材の利用促進⇒木材（特に市域産材）の使用を評価
- ・ 自然材料に関する取扱い⇒環境・景観の両面で自然材料の使用を評価
- ・ 歴史性・地域性への配慮⇒伝統技術の採用や地域環境への配慮を評価
- ・ 低炭素景観の創出⇒格子や軒庇等の環境制御機能を持つ景観要素を評価

また、評価システムについて、平成 22 年度に「新築」及び「戸建一新築」版を策定し、平成 23 年度に、「既存」及び「改修」を策定しました。

さらに、全国版 CASBEE の改訂に併せて、平成 27 年度と平成 29 年度に CASBEE 京都の改訂を行いました。

ウ 運用について

平成 23 年 4 月から一定規模以上の新築・増築について届出の義務化及び評価結果を公表し、その他のものは任意の届出を可能としています。

また、普及促進や高評価建築物の誘導を図るため、高評価を得た建築物にマークを発行する取組や S ランクの建築物を本市のホームページで紹介する取組を行うとともに、平成 24 年度、26 年度及び 28 年度に、優秀な環境配慮建築物を顕彰する「京（みやこ）環境配慮建築物」顕彰制度を実施し、環境配慮建築物の普及・啓発に取り組んでいます。

建築物排出量削減計画書受付状況及び CASBEE ランク別件数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
S	3(1)	1	－	2	1	1	1	－	2	0
A	16(1)	20(1)	15(1)	27	13(2)	18(3)	26(1)	28(3)	26	27
B +	41	47	48(2)	57	40	48	29	30	48	44
B －	27	23	26	25	12	13	13	17	8	7
C	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	87(3)	91(1)	89(3)	111(1)	66(2)	80(3)	69(1)	75(3)	84	78

注記 ① 平成 27 年度からは CASBEE 京都による届出です。

② （ ）について、2,000 ㎡未満の任意の届出件数（内訳）です。

③ 各ランク別件数について、届出後の変更又は修正により、数が増減となる場合があります。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）

「京都議定書」が平成 17 年 2 月に発効され、それにより「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」といいます。）の建築物部門の強化が図られ、省エネ届出書の届出義務や定期報告制度等が設けられました。

しかしながら、その後の部門別エネルギー消費量の推移は、産業部門及び運輸部門が減少傾向にある中、事務所、ビル及び家庭等の民生部門は著しく増加するといった社会経済情勢の変化が生じ、これらに対応するため、建築物における省エネルギー対策の抜本的強化が必要不可欠とされ、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（以下「建築物省エネ法」といいます。）が平成 27 年 7 月に制定されました。

これに伴い、省エネ法に基づいて行われていた省エネ措置の届出は、平成 29 年 4 月 1 日から建築物省エネ法の適合義務、届出制度に移行されることとなり、省エネ法に基づく修繕・模様替え、空気調和設備等の設置・改修の届出制度及び定期報告制度は平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止されました。

建築物省エネ法では規制措置（適合義務、届出制度）及び誘導措置（認定制度）を講じることにより、これらの社会経済情勢の変化に対応し、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的としています。

また、令和 2 年の第 203 回国会において「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言され、建築物の省エネ性能の更なる向上を図るために、令和 4 年 6 月に改正法が公布され、令和 6 年 4 月 1 日より、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進が法の目的に加えられ、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に法律名も改正となりました。

さらに、令和 7 年 4 月 1 日から原則全ての住宅・建築物の新築・増改築に着工する際に、省エネ基準適合が義務付けられることとなり、届出制度は廃止されました。

くわえて、令和 6 年 4 月 1 日には大規模（2,000 m²以上）非住宅建築物の基準が上げられています。

（1）建築物省エネ法の概要

ア 規制措置（平成 29 年 4 月 1 日施行）

a 適合義務^{※1}

・令和 7 年 4 月 1 日以降

原則全ての住宅・建築物を新築・増改築（開放部分を除く床面積が 10 m²を超える場合）する際に、建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられました。

・令和 7 年 3 月 31 日まで

①特定建築物^{※2}の新築

②特定建築物の増改築（非住宅部分の増改築が 300 m²以上である場合）

③特定建築物以外の建築物の増築（非住宅部分の増築が 300 m²以上で、増築後において特定建築物となる場合）

※1 法施行（平成 29 年 4 月）の際に現に存する建築物の増改築については、増改築する非住宅部分の床面積が増改築後の非住宅部分の床面積の 1 / 2 以下である場合には、省エネ基準への適合及び適合性判定の義務化の対象外となる経過措置があります。

※2 非住宅部分が 300 m²以上である建築物

・新築時等に建築物の省エネ基準への適合について所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の判定を受ける義務が課されていました。

b 届出（令和 7 年 4 月 1 日以降廃止）

・対象

①特定建築物以外の建築物の新築（300 m²以上である場合）

②建築物の増改築（300 m²以上である場合）※³

※³ 省エネ基準適合義務・適合性判定義務に係るものを除きます。

・新築時等に建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に届出する義務が課されていました。

イ 誘導措置（平成 28 年 4 月 1 日施行）

a 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

建築物の新築、増改築、修繕、模様替え、空調設備等の設置・改修の計画が誘導基準等に適合していることについて認定します。

認定を受けると容積率特例※を受けることができます。

※ 省エネ性能向上のための設備（太陽集熱設備、太陽光発電設備等）については、通常の建築物の床面積を超える部分を不算入（上限 10%）とすることができます。

b 建築物のエネルギー消費性能に係る認定

（令和 7 年 4 月 1 日以降廃止） 既存建築物が省エネ基準に適合していることについて認定していました

（新築の場合は竣工後に認定を受けることができました。）。

認定を受けると認定を受けた建築物の広告や契約書等に基準適合認定表示（e マーク）を付することができました。



（2）省エネ基準適合性判定、届出及び認定件数

ア 適合性判定（平成 29 年 4 月 1 日～）

	非住宅建築物	住宅※ ⁴	複 合 建 築 物	計
H30	1	－	－	1
R1	1	－	－	1
R2	4	－	1	5
R3	－	－	－	－
R4	2	－	－	2
R5	－	－	－	－
R6	－	－	－	－
R7	9	3	0	12

※⁴ 住宅が対象となったのは令和 7 年 4 月 1 日以降に着工したもの

イ 届出（平成 29 年 4 月 1 日～）令和 7 年 4 月 1 日以降廃止

	一戸建ての住宅	共同住宅等	非住宅建築物	複 合 建 築 物	計
H29	14	189	172	35	410
H30	12	196	213	33	454
R1	12	178	168	36	394
R2	9	229	145	33	416
R3	10	224	11	43	288
R4	18	225	9	46	298
R5	12	223	6	36	277
R6	8	288	2	35	333

ウ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（平成 28 年 4 月 1 日～）

	一戸建ての住宅	共同住宅等	非住宅建築物	複合建築物	計
H29	1	－	－	－	1
H30	2	－	－	－	2
R1	－	－	－	－	－
R2	－	－	－	－	－
R3	2	－	－	－	2
R4	6	－	－	－	6
R5	13	－	－	－	13
R6	1	－	－	－	1
R7	－	－	－	－	－

エ 建築物のエネルギー消費性能に係る認定（平成 28 年 4 月 1 日～）

令和 7 年 4 月 1 日以降廃止

認定実績なし

(参考) 省エネ法に基づく届出(平成29年3月31日廃止)の状況(年度別)

年度	工事種別		届出件数			
平成 22 年度	第一種特定建築物 2, 000 ㎡～	非住宅の新築	43	64	102	416
		住 宅の新築	21			
		非住宅の改修	38	38		
		住 宅の改修	－			
	第二種特定建築物 300 ㎡～	非住宅	104		314	
		住 宅	210			
平成 23 年度	第一種特定建築物 2, 000 ㎡～	非住宅の新築	44	75	111	409
		住 宅の新築	31			
		非住宅の改修	34	36		
		住 宅の改修	2			
	第二種特定建築物 300 ㎡～	非住宅	89		298	
		住 宅	209			
平成 24 年度	第一種特定建築物 2, 000 ㎡～	非住宅の新築	55	110	153	485
		住 宅の新築	55			
		非住宅の改修	37	43		
		住 宅の改修	6			
	第二種特定建築物 300 ㎡～	非住宅	107		332	
		住 宅	225			
平成 25 年度	第一種特定建築物 2, 000 ㎡～	非住宅の新築	63	121	175	591
		住 宅の新築	58			
		非住宅の改修	50	54		
		住 宅の改修	4			
	第二種特定建築物 300 ㎡～	非住宅	137		416	
		住 宅	279			
平成 26 年度	第一種特定建築物 2, 000 ㎡～	非住宅の新築	34	77	122	548
		住 宅の新築	43			
		非住宅の改修	43	45		
		住 宅の改修	2			
	第二種特定建築物 300 ㎡～	非住宅	97		426	
		住 宅	329			
平成 27 年度	第一種特定建築物 2, 000 ㎡～	非住宅の新築	48	73	119	452
		住 宅の新築	25			
		非住宅の改修	45	46		
		住 宅の改修	1			
	第二種特定建築物 300 ㎡～	非住宅	134		333	
		住 宅	199			
平成 28 年度	第一種特定建築物 2, 000 ㎡～	非住宅の新築	80	110	152	547
		住 宅の新築	30			
		非住宅の改修	41	42		
		住 宅の改修	1			
	第二種特定建築物 300 ㎡～	非住宅	170		395	
		住 宅	225			

3 長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅（長期優良住宅）の普及を促進することで、環境負荷の低減を図りつつ、良質な住宅ストックを将来世代に継承し、より豊かで優しい暮らしへの転換を図ることを目的とする、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が、平成 21 年 6 月 4 日に施行されました。

同法に基づき、構造躯体等の劣化対策、耐震性、可変性、維持管理・更新の容易性、高齢者等配慮対策等級、省エネルギー対策、住宅規模及び良好な景観の形成への配慮等の基準に適合する長期優良住宅建築等計画を所管行政庁（京都市長）が認定する制度を運用しています。

施行当初は、新築を対象とした認定のみでしたが、平成 28 年 4 月からは既存住宅の増築・改築を対象とした認定を、令和 4 年 10 月からは建築行為を伴わない既存住宅を対象とした認定（既存認定）を開始しています。

認定を受けた新築の長期優良住宅は、所得税、登録免許税等の各種税の優遇措置のほか、国土交通省の補助事業による建設費や改修費の補助（地域型住宅グリーン化事業、長期優良住宅化リフォーム推進事業）に加えて、住宅ローンの供給支援（フラット 30、フラット 50）を受けることができます。

長期優良住宅の認定状況

年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
認定 件数	新築	803	735	754	771	786	831	768	753	982	1036
	増築・改築	－	1	2	－	－	－	－	－	－	－
	既存認定	－	－	－	－	－	－	－	1	2	－

4 低炭素建築物

社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生していることに鑑み、都市の低炭素化の促進を図り、都市の健全な発展に寄与することを目的とした「都市の低炭素化の促進に関する法律」が、平成 24 年 12 月 4 日に施行されました。

同法に基づき、省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量を規定以上削減すること及びその他の低炭素化に資する措置が講じられていることの基準に適合する低炭素建築物新築等計画を所管行政庁（京都市長）が認定する制度を運用しています。

令和 4 年 10 月からは、一次エネルギー消費量に係る基準※が引き上げられ、再生可能エネルギー利用設備の設置が要件化されました。

上記認定を受けた低炭素建築物については、所得税、登録免許税の優遇措置や低炭素化に資する措置を採るために、通常の建築物の床面積を超えることとなる一定の床面積について、容積率に算入しないこととする特例が受けられます。

※ 住宅は 20%以上、非住宅のうち、ホテル、病院等は 30%以上、事務所、学校等は 40%以上削減できる性能が求められる。

低炭素建築物の状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
認定件数	53	72	81	99	336	318	55	70	44

第6 道路

1 法第42条第2項に関する道路判定

本市では、法が施行された昭和25年時点に、幅員が4m未満1.8m以上で、建築物が立ち並んでいた道（ただし、袋路を除く。）について、法第42条第2項の道路として一括指定（昭和25年12月8日付け京都府告示第820号・最終改正昭和34年11月1日京都市告示第232号）をしています。

本市内には、狭あいな道や行き止まりの道が数多く存在し、こうした道が、2項道路として一括指定された道又はその他の法で規定する道路に該当するか否かの判定が必要であり、現場調査や過去の資料等から道路判定業務を行っています。

なお、道路判定の依頼について、令和7年4月1日から、電子申請による受付を開始しています。

2 指定道路図等の整備

建築活動の円滑化を目標とし、道路に関する情報の適正な管理を図るため、平成19年6月19日に建築基準法施行規則の改正が行われ（平成20年4月15日に一部改正）、既に指定した道路を含め、特定行政庁が指定した路線ごとの道路の位置・種類を明示した指定道路図及び指定道路調書を整備することとなりました。

本市では平成21年度に指定道路の調査を行い、平成22年度から指定道路図及び指定道路調書の作成に着手し、特定通路制度の創設と併せて平成25年5月22日から指定道路図の窓口及びインターネットでの公開を開始しました。

なお、令和8年3月18日から、都市計画情報等検索ポータルサイトをリニューアルした「京都市地図情報提供サービス」において、指定道路図に関する図書をインターネットにより新たに閲覧可能としています。

3 主な指定道路

（1）位置指定道路（法第42条第1項第5号）

道路に接道していない土地に建築物を建てようとする場合は、新たに法令等に定める基準に適合する道路を造り、市長からその位置の指定を受けることにより法上の道路とすることができます。この道路を「位置指定道路」といいます。

本市では、より安心で安全なまちづくりの推進を目的として、「位置指定道路」に面した住居に暮らす方々が、災害時の避難や日常の通行の安全性を十分確保できるよう、「京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例」を施行しています。

しかし、既に多くの建築物が立ち並んでいる既存の道を位置指定道路として指定する場合、あらかじめ通路全体を拡幅し、すみ切りを設置する必要があるなど、指定要件の充足が困難であり、法上の道路への誘導が進んでいません。

そのため、こうした既存の幅員1.8m以上の道を法上の道路に誘導するため、「京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例」を改正し、安全のために必要な措置を講じつつ、法第42条第1項第5号道路の指定の対象を「建築基準法施行規則第9条による申請の際現に存在し、かつ、適用時において、現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上の道を拡幅する場合」に拡大するとともに、通り抜けの道については、拡幅を予定とした位置指定を可能とする「拡幅予定型位置指定道路制度」を創設する規定を設け、平成25年4月1日施行し、運用しています。

（2）指定道路（法第42条第1項第4号）

道路法、都市計画法又は土地地区画整理法等による新設等の事業計画がある道路で、2年以内にその事業を執行する予定のものを、事業者からの申請に基づき、法上の道路として指定をしています。

年 度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
指 定 件 数	位置指定道路	9	14	11	8	6	5	3	1
	指定道路	-	4	-	3	1	-	1	2

4 法第 42 条第 3 項に基づく道路の指定

本市は、千二百有余年の歴史を有する世界有数の歴史的文化都市であり、大きな戦災を免れた市街地には、戦前からの建築物や古い町並みが多く残されています。とりわけ、伝統的建築物が立ち並ぶ細街路の佇まいによって醸し出される風情ある町並みは、本市を代表する景観の一つとなっています。

しかし、法では、原則、前面道路は幅員 4m 以上でなければならないとされており、このため、2 項道路に面して建築する際、道路中心線から 2m の位置まで敷地を後退させなければならない、その結果、細街路における佇まいが失われていくことが課題となっていました。

このため、細街路における町並みを保全・継承することを目的に、法第 43 条の 2 の規定に基づく条例により防火上の措置を講じながら、法第 42 条第 3 項に基づく道路指定制度を活用することとし、祇園町南側地区の 9 路線（総延長 548m）、昭和小路（延長 74.3 m）及び膏葉辻子（延長 146m）について、法第 42 条第 3 項に基づく道路の指定を行っています。

さらに、これまで建替え等ができなかった路地において、歴史都市京都の町並みを継承し、木造の建築物が密集する市街地において老朽化した建築物の建替え等を誘導し、市街地の防災機能の向上を図ることを目的に、法第 43 条の 2 の規定に基づく条例を改正しました。

5 法第 43 条第 2 項の規定に基づく認定及び許可

道路に接していない敷地の建築に対して、従来、建築確認の際に建築主事により判断されていた接道義務の特例（旧法第 43 条第 1 項ただし書）の適用については、平成 10 年 6 月 12 日の法改正により、平成 11 年 5 月 1 日から、建築審査会の同意を得たうえで特定行政庁が許可を行う制度に変更されました。

この許可制度は、法改正により建築確認検査事務が民間開放されたことに伴い、民間機関が実施する建築確認事務は技術的な基準への適合性について判断可能なものに限定し、一定の裁量を伴う審査・判断を要するものについては、その判断の公平性・客観性を担保するため、特定行政庁が一義的に判断することとされたものです。

なお、平成 30 年 6 月 27 日の法改正により、これまでの法第 43 条ただし書の規定は同条第 2 項第 2 号へ移動し、新たに建築審査会の同意を不要とする認定制度が同条第 2 項第 1 号の規定により創設されました。これを受け、平成 30 年 10 月 26 日から本市の認定基準を制定し運用しています。

また、接道許可及び接道認定の運用実態を踏まえ、手続の更なる合理化を図るため、令和 5 年 12 月 13 日に法施行規則が改正され、認定の対象が拡大されました。

本市では、許可等に係る基準を公開することにより、公平で適正な執行を図っています。

令和 6 年 12 月 25 日から、非道路のみに接する建築物の更新や流通の促進を図るため、許可等を受けた敷地が接する通路をホームページの指定道路図に公開しました。

令和 7 年 3 月 24 日から、路地にのみ接している建築物の再建築の可能性の有無について判断できる、診断ツールをホームページで公開しました。

令和 7 年 5 月 30 日には、法施行規則の改正を反映するとともに、路地奥の建築物の更新促進等を目的に、認定及び許可基準を改正しました。

6 法施行令第 137 条の 12 第 11 項（旧第 6 項）の規定に基づく接道規定の適用除外及び令第 137 条の 12 第 12 項（旧第 7 項）の規定に基づく道路内建築制限の適用除外にかかる認定

既存不適格建築物の大規模修繕や模様替を行う際には、原則として接道規定及び道路内建築制限が遡及適用されますが、令和 6 年 4 月 1 日施行の政令改正により、接道規定及び道路内建築制限を遡及適用しない認定制度が創設されました。（令和 7 年 11 月 1 日施行の政令改正により、現在は法施行令第 137 条の 12 第 11 項及び第 12 項に変更）

本市では、京町家や京町家の並ぶ路地の町並みを保全するため、火災や地震への対策等を実施することで、大規模修繕や模様替ができるよう認定基準を定めています。

7 細街路対策

本市には、細街路（幅員が 4m 未満の道）が数多く存在し、都市防災上の大きな課題となっています。一方で、京町家が立ち並び、こまやかなコミュニティが息づくなど、京都の魅力となっている細街路も数多くあります。

本市のような歴史都市における細街路については、安心・安全の観点から、景観保全との両輪で、この喫緊の課題を克服するための施策の検討が必要です。平成 23 年 2 月 18 日に京都市建築審査会から、京都市長に対して、個々の細街路の特性に応じた実効性の高い細街路対策を求める「細街路対策の推進について（建議）」が提出されました。

平成 23 年度は、全庁を挙げて対策を推進する検討会議を、学識経験者の参画を得て設置し、歴史都市京都における密集市街地対策・細街路対策のあり方について検討を行い、平成 24 年 7 月に、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」と、この取組方針に基づき、細街路の状況・特性に応じた実効性の高い細街路対策を総合的に示すものとして、「京都市細街路対策指針」を策定しました。

○ 狭あい道路等整備事業

狭あい道路（2 項道路）は、道路の中心から 2m 後退することが法で義務付けられています。しかし、法制定から約 75 年となる現在も、狭あい道路の拡幅整備は進んでいないのが現状です。

そのため、狭あい道路の占める割合が都心四区（上京区、中京区、下京区、東山区）の中で最も高い東山区において、平成 19 年 7 月から 3 年間「狭あい道路整備事業」をモデル的に実施し、そこでの課題を踏まえ、平成 22 年 6 月からは新制度を追加するとともに、対象区域を本市全域に拡大しました。本事業のうち、道路後退用地の整備費助成制度については、建築時の舗装整備の実施状況を踏まえ、平成 30 年度をもって終了しました。

また、2 項道路後退杭の設置については、平成 25 年度に京都市建築基準条例を改正し、設置義務の規定を設け、平成 26 年 10 月 1 日から施行しました。

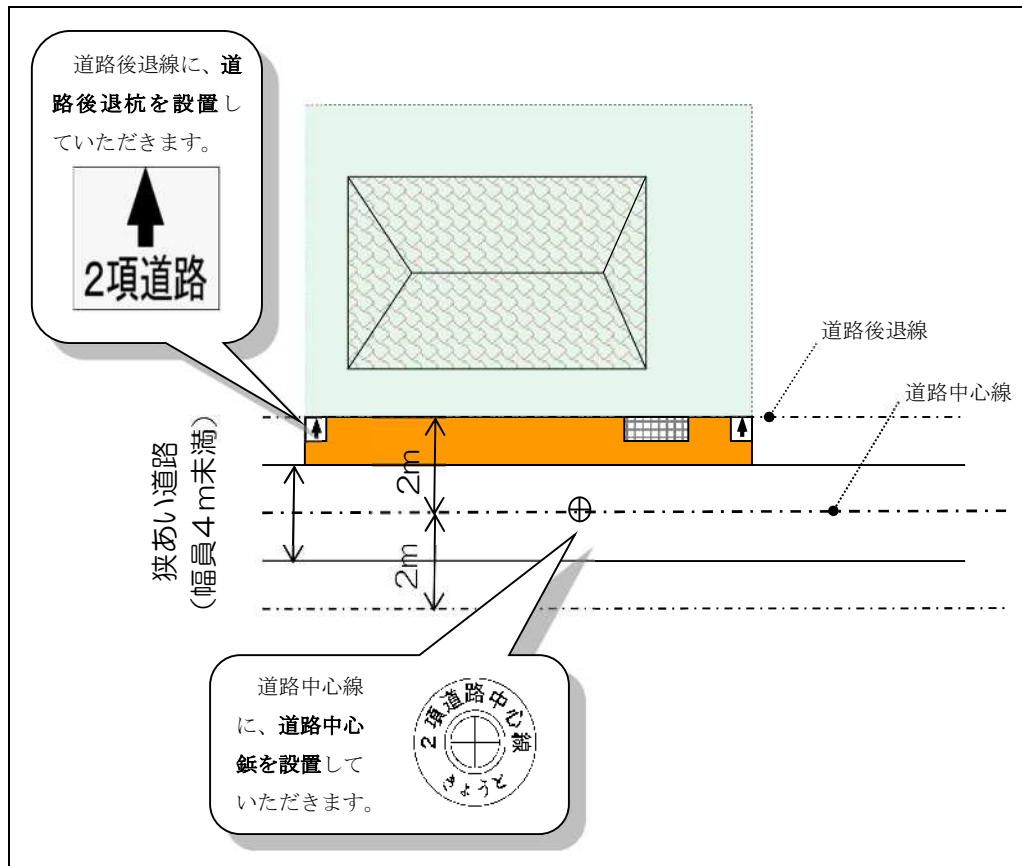
なお、京都市狭あい道路等整備事業実施要綱に基づき設置した後退杭の設置報告（杭等設置報告書）の提出について、令和 7 年 4 月 1 日から、電子申請による受付を開始しています。

この整備事業を通して 2 項道路の拡幅整備を促進し、安心・安全なまちづくり及び良好な住環境の形成を推進していきます。

【事業内容】

- ・ 道路後退杭及び道路中心鈺の支給

【事業のイメージ】



8 法による接道ルールของ京北地域への導入に向けた取組

平成17年4月に合併した京北地域については、「京北地域の土地利用の規制・誘導のあり方に関する検討会」が、2年度にわたる検討を経て、平成19年5月に「京北地域の土地利用ルールのあり方に関する取りまとめ」を策定しました。

このうち、「緊急車両等が宅地に寄り付けるよう最低限の道幅（原則4m）を確保するルールの地域の状況に応じた導入」に向けて、地域の道等の状況を詳細に把握するため、平成19年度から2年をかけて道路調査等を行いました。この調査結果や4m未満の道に接した建築計画は現状では極めて少ないことから、直ちに接道規定の導入は必要ないと考えています。

第 7 建築確認と中間検査・完了検査

1 確認済証交付件数及び検査済証交付件数の最近の動向

確認済証の交付件数は、平成 18 年度までは 7,000 件以上で推移していましたが、その後徐々に減少し、近年は 4,000 件強で推移しています。

令和 7 年度は、前年度に比べ 11.5%減少しました。

種 別			令和 6 年度	令和7年度	対前年 同時期 増加率
確認済証 交付件数 (計画通知 を含む。)	総 数		4,805	4,253	△11.5
	6条 1項	1～4号	4,331	3,834	△11.5
	建築設備		433	386	△10.9
	工作物		41	33	△19.5
検査済証 交付件数 (計画通知 を含む。)	総 数		4,037	3,832	△ 5.1
	6条 1項	1～4号	3,580	3,419	△ 4.7
	建築設備		415	381	△ 8.2
	工作物		42	32	△ 23.8
検査済証 交付件数 の確認済 証交付件 数に対す る率 %	総 数		84.0%	90.1%	
	6条 1項	1～4号	82.7%	89.2%	
	建築設備		95.8%	98.7%	
	工作物		102.4%	97.0%	

2 行政区別確認済証交付件数及び検査済証交付件数

令和 7 年度

	令和 7 年度 (件)								令和 6 年度 (件)	対前年増 加率 (%)
	1、2 号	3 号	小計	設備	工作 物	合計	京都市分	民間 分		
確認済証	3,776	252(13)	3,834	386	33	4,253	77	4,176	4,805	△ 11.5
北 区	416	16(2)	419	14	1	434	3	431	442	△ 1.8
上京区	174	11(0)	179	44	0	223	7	216	253	△ 11.9
左京区	456	28(2)	465	30	5	500	10	490	518	△ 3.5
中京区	239	14(0)	239	55	1	295	5	290	354	△ 16.7
東山区	96	13(3)	99	32	6	137	10	127	160	△ 14.4
山科区	344	27(0)	355	13	1	369	5	364	394	△ 6.3
下京区	189	13(1)	190	61	2	253	11	242	242	4.5
南 区	275	35(1)	276	51	2	329	4	325	393	△ 16.3
右京区	509	32(1)	513	42	6	561	7	554	668	△ 16.0
西京区	409	21(2)	417	13	1	431	5	426	472	△ 8.7
伏見区	669	42(1)	682	31	8	721	10	711	909	△ 20.7
検査済証	2,409	257	3,419	381	32	3,832	70	3,762	4,037	△ 5.1
北 区	248	22(15)	368	14	0	382	4	378	393	△ 2.8
上京区	117	15(8)	160	39	0	199	5	194	179	11.2
左京区	252	21(11)	397	36	3	436	11	425	438	△ 0.5
中京区	185	16(10)	221	56	1	278	7	271	289	△ 3.8
東山区	59	9(4)	89	39	8	136	11	125	98	38.8
山科区	204	27(7)	314	16	1	331	3	328	372	△ 11.0
下京区	126	16(9)	144	62	1	207	6	201	182	13.7
南 区	190	41(16)	250	31	2	283	4	279	311	△ 9.0
右京区	351	35(14)	476	39	6	521	4	517	576	△ 9.5
西京区	252	18(9)	375	12	4	391	7	384	438	△ 10.7
伏見区	425	37(15)	625	37	6	668	8	660	761	△ 12.2

※ 計画通知、計画変更を含む。

※ 上記の(旧) 4号は、令和6年度中に建築確認を受けた物件のうち令和7年度に計画変更がなされたもの(令和7年4月1日の法改正による。)

※ 3号欄について、()内は同欄左記の数のうち旧3号で報告がなされたもの

3 京都市・指定確認検査機関確認済証、検査済証及び中間検査合格証交付件数

確認済証交付件数

	京 都 市				指定確認検査機関				合 計
	確認 済証	計画 通知	合計		確認 済証	計画 通知	合計		
R2	14	94	108	1.9%	5,584		5,584	98.1%	5,692
R3	9	72	81	1.5%	5,315		5,315	98.5%	5,396
R4	7	72	79	1.6%	4,841		4,841	98.4%	4,920
R5	8	56	64	1.4%	4,603		4,603	98.6%	4,667
R6	13	75	88	1.8%	4,715	2	4,717	98.2%	4,805
R7	20	57	77	1.8%	4,167	9	4,176	98.2%	4,253

検査済証交付件数

	京 都 市				指定確認検査機関				合 計
	検査 済証	計画 通知	合計		確認 済証	計画 通知	合計		
R2	14	56	70	1.4%	4,937		4,937	98.6%	5,007
R3	9	84	93	2.1%	4,442		4,442	97.9%	4,535
R4	7	48	55	1.2%	4,351		4,351	98.8%	4,406
R5	7	61	68	1.7%	3,985		3,985	98.3%	4,053
R6	8	64	72	1.8%	3,964	1	3,965	98.2%	4,037
R7	16	54	70	1.8%	3,758	4	3,762	98.2%	3,832

中間検査対象建築物確認済証交付件数

	京 都 市				指定確認検査機関				合 計
	確認 済証	計画 通知	合計		確認 済証	計画 通知	合計		
R2	2	3	5	0.1%	4,261		4,261	99.9%	4,266
R3	2	—	2	0.0%	4,014		4,014	100.0%	4,016
R4	3	1	4	0.1%	3,548		3,548	99.9%	3,552
R5	3	6	9	0.3%	3,359		3,359	99.7%	3,368
R6	5	0	5	0.1%	3,542	0	3,542	99.9%	3,547
R7	5	2	7	0.2%	3,365	2	3,367	99.8%	3,374

中間検査合格証交付件数

	京 都 市				指定確認検査機関				合 計
	中間検査 合格証	計画 通知	合計		確認 済証	計画 通知	合計		
R2	6	2	8	0.2%	4,238		4,238	99.8%	4,246
R3	1	—	1	0.0%	3,988		3,988	100.0%	3,989
R4	9	—	9	0.2%	3,756		3,756	99.8%	3,765
R5	10	—	10	0.3%	3,412		3,412	99.7%	3,422
R6	5	7	12	0.3%	3,534	0	3,534	99.7%	3,546
R7	4	2	6	0.2%	3,534	2	3,710	99.8%	3,716

4 追跡集計による検査済証交付率の推移

追跡集計※による検査済証交付率は、平成 29 年度以降、99.5%以上を継続していることから、令和 5 年度をもって算定を終了しました。

確定年度 (確認申請年度)	H12 (H9)	H13 (H10)	H14 (H11)	H15 (H12)	H16 (H13)	H17 (H14)	H18 (H15)	H19 (H16)	H20 (H17)	H21 (H18)
検査済証交付率 【追跡集計】	13.5%	13.3%	22.9%	36.6%	38.8%	48.2%	53.9%	52.9%	62.9%	78.5%

確定年度 (確認申請年度)	H22 (H19)	H23 (H20)	H24 (H21)	H25 (H22)	H26 (H23)	H27 (H24)	H28 (H25)	H29 (H26)	H30 (H27)	R1 (H28)
検査済証交付率 【追跡集計】	90.4%	93.6%	96.4%	96.4%	98.3%	98.6%	99.1%	99.5%	99.5%	99.5%

確定年度 (確認申請年度)	R2 (H29)	R3 (H30)	R4 (R1)	R5 (R2)
検査済証交付率 【追跡集計】	99.7%	99.7%	99.7%	99.8%

※ 確認済証が交付された後、3 年間を経過した物件の検査済証の交付割合

第 8 住環境の保全及び形成

1 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例に基づく届出件数

中高層建築物等の建築の増加により、日照、通風、電波受信、プライバシー等の住環境上の問題が生じ、建築主と近隣住民の間の相隣問題が発生していたことから、昭和 48 年に、「日照等に関する指導要綱」を定め、昭和 54 年には「中高層建築物に関する指導要綱」に改正を行いました。昭和 60 年には、周辺の住環境に対する配慮を行うことで、未然に問題を防止し、良好な住環境を確保するため、「共同住宅建築に関する指導指針」を定めました。さらに、平成 2 年には、「建築紛争調整委員設置要綱」を定め、紛争を調整し、当事者による紛争の早期かつ円満な解決を促進してきました。

平成 11 年 4 月にこれら要綱等をもとに、中高層建築物の建築等の際し、建築主等が配慮すべき事項、建築計画に係る周知の手続、紛争の調整及び調停に関する手続等を定めることにより、紛争の予防及び解決を図り、安全で快適な住環境の保全及び形成に資することを目的として、中高層条例を施行しました。

中高層条例においては、平成 17 年 6 月から対象建築物を拡大して、葬祭場等の特定特殊建築物や延べ面積 1,000 ㎡を超える大規模建築物を高さにかかわらず対象としています。また、特定特殊建築物への用途変更も対象としました。平成 17 年 12 月には、調整や調停の運用を拡充し、より一層の紛争の予防と解決の促進に努めています。平成 26 年には、立地状況や居住者特性に応じた駐車場の配置、中心市街地への自動車の流入抑制、にぎわい用途の誘導などの観点を加し、「歩くまち・京都」に寄与する共同住宅の誘導を目指し、自動車等の駐車場の設置基準に関する施行規則の改正を行いました。

中高層条例の届出件数は、令和 7 年度は 313 件であり、前年度の 335 件に比べて、22 件、約 6.6%減少しています。

中高層条例の届出状況

年度 行政区	R3	R4	R5	R6	R7
北 区	17	16	18	22	25
上京区	31	30	31	34	29
左京区	24	29	24	34	26
中京区	43	37	45	47	42
東山区	14	14	8	19	12
山科区	9	16	15	15	15
下京区	37	30	38	35	31
南 区	28	42	41	42	45
右京区	38	22	41	40	39
西京区	13	12	13	13	9
伏見区	41	25	37	34	40
合 計	295	273	311	335	313

(参考) 中高層条例の届出対象となる建築物

①中高層建築物

第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物又は地階を除く階数が4以上の建築物
商業地域 工業地域	高さが17mを超える建築物又は高さが10mを超える建築物で商業地域、工業地域以外の用途地域に日影を生じさせるもの

②特定特殊建築物

用途	対象となる建築物の規模
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場（結婚式場、葬祭場その他これらに類する用途に供するものを含む。）、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	左欄の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの (増築又は用途の変更をする場合にあっては、当該増築又は用途の変更に係る部分のうち、左欄の用途に供する床面積の合計が100㎡を超えるもの)
百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店又は公衆浴場	左欄の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの (増築又は用途の変更をする場合にあっては、当該増築又は用途の変更に係る部分のうち、左欄の用途に供する床面積の合計が500㎡を超えるもの)

③大規模建築物

延べ面積が1,000㎡を超える建築物 (増築又は用途の変更をする場合にあっては、当該増築又は用途の変更に係る部分のうち、床面積の合計が1,000㎡を超えるもの)

④特定共同住宅

共同住宅（他の用途と併せたものを含む。）の用途に供する建築物のうち、階数が3以上で、かつ、住戸の数が15以上のもの

2 建築紛争調整・調停申出件数

中高層建築物等の建築等の際に生じる紛争については、本来、近隣住民と建築主等（以下「関係当事者」といいます。）が相互の立場を尊重し、話し合いで解決すべきものですが、当事者間で自主的な努力を尽くしても紛争の解決に至らなかった場合には、中高層条例に基づく調整及び調停の制度を利用できます。

調整及び調停の制度は、関係当事者の申出により、調整は市長が、調停は学識経験者等で組織する建築紛争調停委員会（以下「委員会」といいます。）が、公平かつ中立的な立場で、関係当事者の意見を聴取し、助言を行うことにより、紛争の解決を図ろうとするものです。

平成 19 年 9 月からの新たな景観政策に基づく基準の適用を受けて、着工を急ぐ事業者と、新基準による指導を求める近隣住民との紛争が激化及び深刻化し、関係当事者の話し合いに本市職員が入って行う調整の件数は、平成 18 年度から 19 年度にかけて激増し、平成 19 年は 39 件と最も多くなりました。

令和 7 年度は、調整については、申出件数は 8 件、開催回数は 11 回となっています。また、調停については、平成 17 年の条例改正以降、申出件数は 42 件、延べ 61 回開催されており、建築紛争の解決に寄与しています。

調整及び調停の申出件数等

項目 年度	調 整		調 停	
	申出件数	開催回数	申出件数	開催回数
H17	22	22	0	0
H18	31	31	5	4
H19	39	39	12	12
H20	16	16	4	4
H21	1	1	0	0
H22	6	9	0	0
H23	4	8	1	3
H24	13	29	2	4
H25	8	15	2	4
H26	3	5	0	0
H27	3	4	0	0
H28	9	11	3	5
H29	2	5	0	2
H30	6	7	0	0
R1	7	12	3	4
R2	7	9	1	0
R3	4	10	2	0
R4	2	1	0	3
R5	6	7	0	0
R6	11	12	5	14
R7	8	11	2	2

注 1：申出があったものの取下げられて開催に至らなかったものや、複数回にわたって開催したものを含むため、申出件数と開催回数が異なっています。

注 2：調整・調停ともに前年度からの継続し行った申出については、前年度にのみ件数を計上しています。

3 建築相談の相談件数

建築に関して注意すべき事項や建築に係る相隣関係など、行政が直接関与できない事項及び専門的知識を要する事項を中心に、毎週木曜日に専門知識を有する建築相談員による建築相談窓口を開設しています。

令和7年度は、243件の相談を受けています。

相談件数

年度 相談件数		R3	R4	R5	R6	R7
相談件数		169	165	212	196	243
相談 内 容	法令関係	29	37	48	38	49
	相隣関係	107	103	109	101	110
	そ の 他	33	25	55	57	84

4 京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱の届出件数

葬祭場の建築を巡る紛争が長期化及び深刻化していたため、平成17年8月に、葬祭場の建築及び管理運営に関し、必要な指導内容を定め、事業主に協力を求めることにより紛争を未然に防止し、良好な市街地の環境の保全及び形成に資することを目的として、「京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱」を制定しました。さらに、平成21年12月には、面積が100㎡以下の葬祭場も対象とする改正を行いました。

令和7年度には、1件の届出が提出されています。

届出件数

年度	R3	R4	R5	R6	R7
届出件数	5	2	1	1	1

5 京都市宿泊施設の建築等に係る地域との調和のための手続要綱の届出件数

令和2年12月に、宿泊施設の建築等に関し、関係者が信頼関係を構築し紛争を未然に防止するとともに、地域との調和を図り、良好な市街地の環境の保全及び形成並びに地域の活性化及び安心・安全の向上に資することを目的として「京都市宿泊施設の建築等に係る地域との調和のための手続要綱」を制定し、令和3年4月から実施しています。

令和7年度には、295件の届出が提出されています。

届出件数

年度 行政区	R3	R4	R5	R6	R7
北 区	0	0	0	2	5
上京区	2	4	3	14	9
左京区	1	1	1	6	13
中京区	4	1	11	24	39
東山区	13	7	38	59	52
山科区	0	0	0	3	3
下京区	7	7	26	58	94
南 区	6	6	18	56	72
右京区	0	0	2	2	0
西京区	0	0	0	2	0
伏見区	2	0	10	4	8
合 計	35	26	109	230	295

第9 福祉のまちづくり

1 バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」といいます。）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を統合し、平成 18 年 12 月 20 日に施行されました。

○ バリアフリー法の主な規定

(1) 特定建築物^{※1}に関する制限[法第 16 条]

- ・ 建築物移動等円滑化基準への適合に対する努力義務

(2) 特別特定建築物^{※2}に関する制限 [法第 14 条]

- ・ 用途面積が一定規模以上の場合の、建築物移動等円滑化基準への適合義務
- ・ 建築物移動等円滑化基準は、建築基準関係規定（建築確認、検査の対象）

(3) 認定に関する事項[法第 17 条]

- ・ 特定建築物を建築等する場合の、基礎的基準より整備水準の高い誘導基準省令を満たす建築計画に対する認定申請（認定を確認申請に代えることができる）
- ・ 認定を受けた計画に対する容積率の緩和、税制上の優遇（所得税、法人税の割増償却）の措置

※1 多数の者が利用する建築物等 [法施行令第 4 条]

※2 不特定多数又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物等 [法施行令第 5 条]

○ バリアフリー法に基づく計画認定件数（直近 5 年間）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
新規	0	0	0	1	0
変更	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	2	1

2 バリアフリー条例

○ 制度の沿革

昭和 51 年に全国に先駆けて「京都市福祉のまちづくりのための建築物環境整備要綱」を制定し、建築物のバリアフリー化を推進してきました。平成 7 年 4 月には、内容の更なる充実を図るため「京都市ひとにやさしいまちづくり要綱」へと改正しました。平成 16 年 3 月には、ハートビル法及び地方自治法に基づき、「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例（以下「バリアフリー条例」といいます。）を制定（同年 10 月 1 日施行）。平成 18 年 12 月のバリアフリー法施行に合わせてバリアフリー条例を改正しましたが、実質的な内容の変更はありません。

○ 近年の取組

令和 3 年には、高齢者や障害者をはじめとする誰もが安心して利用できる宿泊施設の拡充を目指し、バリアフリー条例及び同施行規則を改正しました。令和 3 年 4 月 1 日の改正を経て、同年 10 月 1 日より以下の制度を運用しています。

- ・ 客室基準の新設：全宿泊施設の全客室を対象とした内部基準を導入。
- ・ 公表制度の開設：バリアフリー情報を可視化する「人にやさしいお宿情報」を開始

○ 条例の構造と法的枠組み

バリアフリー条例は、バリアフリー法に基づく「委任条例」と、地方自治法に基づく「自主条例」を融合させた構成となっており、建築物の用途や規模に応じた整備基準を

定めています。

区分	内容
委任条例 (バリアフリー法)	バリアフリー法の基準を強化するため、「対象用途の追加」「対象規模の引き下げ」「整備基準の付加」を規定
自主条例 (地方自治法)	バリアフリー法の対象外となる規模(小規模建築物等)に対する適合義務基準を独自に規定

○ バリアフリー条例の主な規定

(1) 手続に関する規定〔条例第7条～第11条〕

- ・ 協議申請 建築確認申請前(着工前)に、義務基準への適合審査及び努力義務基準適合への指導・助言に関する協議の実施
- ・ 工事着手 協議成立(協議書交付)後に工事着手
- ・ 完了検査 工事完了後に検査実施し、検査済証を交付
- ・ 部分検査 工程上やむを得ないと認める場合に限り、工事完了した部分を対象に検査を実施し、部分検査済証を交付

(2) 対象建築物等^{※1}に関する制限〔条例第12条〕

- ・ 条例に定めるバリアフリー促進に必要な措置に対する努力義務

(3) 特定対象建築物^{※2}に関する制限〔条例第13条〕

- ・ 条例に定めるバリアフリーにするための基準に対する適合義務

(4) 特別特定建築物^{※3}に関する制限(バリアフリー法に基づく整備基準の付加)

- ・ バリアフリー法適合義務の対象とする建物用途の追加〔条例第22条〕
- ・ バリアフリー法適合義務の対象とする建築物の規模の引下げ〔条例第23条〕
- ・ バリアフリー法適合義務の対象とする施設の構造及び配置の基準の追加〔条例第24条～第35条〕

(5) 対象建築物等以外の建築物等に対する指導等〔条例第16条、第20条、第39条、第40条〕

- ・ 対象建築物等以外の建築物等の所有者等に対する報告の要求と指導・助言

(6) 監督処分等〔条例第19条、第41条〕

- ・ 建築主、工事の請負人等に対する工事停止命令及び是正措置命令
- ・ 命令に従わない場合の公表等(命令を受けた者の氏名及び住所、命令の内容等)

※1 多数の者が利用する建築物等

※2 不特定多数又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物等

※3 不特定多数又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物であり、かつ比較的大規模な建築物等

○ バリアフリー条例に基づく協議済証交付件数(直近5年間)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
協議済証交付件数	478	398	460	615	608
バリアフリー法対象※	109	94	96	95	39
バリアフリー条例対象	369	304	364	520	569
検査済証交付件数	338	330	301	407	473

※ バリアフリー条例により対象を拡大した特定建築物の件数を含む。

※ 協議済証交付件数には、変更協議済証交付件数を含む。

○ 宿泊施設のバリアフリー情報の公表制度(「人にやさしいお宿情報」)

(1) 公表制度「人にやさしいお宿情報」の推進

令和3年10月1日より開始した宿泊施設の公表制度(「人にやさしいお宿情報」)において、より質の高い情報発信と制度のさらなる普及を目指しています。現在は、適合義務のある新築施設だけでなく、努力義務の対象である既存施設の所有者等に対しても、積極的な情報公表を働き掛けています。

(2) 民間ポータルサイト「IKKEL（イッケル）」との連携

令和 6 年 10 月 31 日からは、宿泊施設のバリアフリー対応の現状をより視覚的・詳細に伝えるため、外部機関と連携した新たな取り組みを開始しました。

一般社団法人京都府建築士会・ハート&ハード研究会の協力を得て、一般社団法人バリアフリー総合研究所 UD ラボ東海が運営する民間ポータルサイト「IKKEL（イッケル）」（同年 10 月 31 日開設）を活用しています。本サイトが提供する写真や 3DVR 映像等の詳細なバリアフリー情報を活用することで、本市の「人にやさしいお宿情報」の内容をより一層充実させています。

(3) 公表実績（令和 8 年 3 月 31 日現在）

「人にやさしいお宿情報」公表施設 136 件

うち、「IKKEL」による詳細情報掲載施設 2 件

3 みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度

○ 制度の概要と目的

平成 23 年 2 月より、「京都市みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度」を運用しています。本制度は、「みやこユニバーサルデザイン※」の理念に沿って整備された優れた建築物を顕彰するものです。対象となる建築物には、シンボルマークをあしらった「優良プレート」等を交付し、その取り組みを広く周知しています。

※ 「すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインする」というユニバーサルデザインの考え方に、もてなしのこころ、ものづくりの文化、その他京都固有の文化などを採り入れたもの。

○ 制度の拡充

本制度のさらなる普及と活用を促進するため、以下の見直しを行いました。

・ デザインの刷新（令和 5 年 1 月改正）

顕彰マークのデザインをより現代的で親しみやすいものへ変更。

・ 情報発信の強化（令和 5 年 1 月改正）

プレート等に二次元コードを表示。スマートフォン等から交付基準や施設の詳細情報へ容易にアクセスできる仕組みを導入。

【優良プレート】

縦 15 cm × 横 12 cm



【適合ステッカー】

縦 12 cm × 横 10 cm

(2 色から選択)



○ 交付基準

・ 適合建築物マーク（適合ステッカー）

バリアフリー法又はバリアフリー条例の基準に適合した建築物に対して交付

・ 優良建築物マーク（優良プレート）

バリアフリー法又はバリアフリー条例の基準への適合に加え、みやこユニバーサルデザイン優良建築物交付基準に適合した建築物に対して交付

みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク（優良プレート）交付基準

対象		交付基準	
道等から居室等までの1以上の経路を構成する施設	敷地内の通路廊下	幅員	130cm 以上
		段差	段差がないこと
			(段差がある場合は、基準に適合した傾斜路又はエレベーター等の段差解消機が必要)
	出入口	主要な出入口の幅員	90cm 以上
		その他の出入口の幅員	80 cm 以上
		段差	段差がないこと
	エレベーター	設置義務	あり（段差がない場合や、基準に適合した傾斜路又は段差解消機がある場合は、設置義務なし）
		整備基準	・車椅子使用者対応（かご出入口幅 80cm 以上、かご奥行 135cm 以上、乗降ロビーの大きさ 150cm 角以上 など）
			・視覚障害者対応（操作盤に点字、乗降ロビーに点状ブロック設置 など）
	視覚障害者対応	整備基準	1 道等から主要な出入口まで 及び 2 道等から案内設備（視覚障害者対応）まで を点字ブロック等で誘導（一部の建築物等（条例対象）は、1 又は 2 を点字ブロック等で誘導）
便房	車椅子使用者用便房	設置義務	あり
		整備基準	・引き戸又は外開き戸
			・車椅子使用者が円滑に利用可能な空間の確保
			・腰掛け便座と手すりの設置
	オストメイト対応設備	設置義務	あり

○ 京都市みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度の交付件数直近 5 年間

	R3	R4	R5	R6	R7
優良プレート	16	38	43	35	32
適合ステッカー	70	170	169	220	252

第 10 京都市建築物安心安全実施計画

1 京都市建築物安心安全実施計画の策定と経過

(1) 計画策定の背景

「本格的な少子高齢社会への移行」、「人口・世帯減少社会の到来」、「国民の居住ニーズの多様化・高度化」、「環境制約の一層の高まり」等を背景に、ストック重視型社会の形成が進んでいます。

一方で、近年、既存建築物（ストック）における事件・事故が多発しており、ストック対策が安心・安全なまちづくり・すまいづくりの重要課題となっています。

本市では、全国に先駆けて新たな景観対策に取り組んでいますが、美しい景観を維持・継承していくためには、建築物の安心・安全対策が不可欠です。景観対策と建築物の安心・安全対策は、本市のまちづくりにおいて両輪となるテーマであり、どちらか一方でも欠けると魅力ある都市の創出は難しくなります。また、建築物の安心・安全は市民生活の基本であり、建築物の安心・安全対策を重点的に進めることが重要となっています。

この建築物の安心・安全対策として、フロー・ストック（新築建築物と既存建築物）双方を重視した、建築物全体に対する総合的な施策を進める必要があることから、今後の本市における建築物の安心・安全対策を総合的かつ効果的に実施していくための指針・アクションプランとなる「京都市建築物安心安全実施計画」（第1期計画）を平成22年3月に策定しました。

(2) 計画策定後の状況

第1期計画では、「安全な新築建築物を生み出す」、「既存建築物を安全なものにしていく」、「施策を効果的に推進するための環境を形成する」という三つの施策目標を掲げ、これらを達成するために、体系的に実行すべき複数の施策を「9の取組」に分類、整理し、取組単位で目標指標を設定したうえで具体的な施策を実行してきました。

併せて、「災害時の対応」及び「行政能力の向上、行政内部の執行体制の整備」の観点から課題を整理し、対応を進めました。

【9の取組】

- ① 多様な機関の連携による完了検査の徹底と建築主・事業者等の意識改革による安全性の確保
- ② 定期報告制度の対象建築物拡大と調査データ活用の促進
- ③ 既存違反建築物対策の強化
- ④ 事件・事故対策の推進
- ⑤ 耐震診断・耐震改修関連施策の着実な展開
- ⑥ 危険建築物対策の強化
- ⑦ モデルエリアにおける各種施策の展開
- ⑧ 各種法制度や京都基準策定の研究、建築基準法の円滑な運用に対する検討等
- ⑨ 関係団体との連携による情報提供・環境形成の推進

(3) 第2期「京都市建築物安心安全実施計画」の策定

第1期計画策定以降、人口減少・少子高齢化の進行や地球温暖化対策といった従来の課題への対応に加え、激甚化・頻発化する自然災害やデジタル化の急速な進展、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会環境の変化への対応など、建築行政が果たすべき役割は益々高度化・多様化しています。

こうした状況を踏まえ、これまでの計画を発展的に継承し、「誰一人取り残さない」ことを理念とするSDGsや危機にしなやかに対応するレジリエンスといった施策横断的な視点を追加した、第2期目の計画となる「京都市建築物安心安全実施計画」を令和3年3月に策定し、市民・事業者・行政・関係団体等が協力・連携して、総合的・計画的に建築物の安全の確保と質の向上に向けた取組を推進し、もって「歴史都市・京都ならではの、しなやかに強く持続可能なまち」の実現を目指しています。

2 京都市建築物安心安全実施計画の概要

- 名 称 京都市建築物安心安全実施計画（第2期計画）
- 策 定 令和3年3月策定
- 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間
- 目 的 建築物の安全の確保と質の向上により、「歴史都市・京都ならではの、しなやかに強く持続可能なまち」を目指しています。
- 概 要 建築物の安全に関する本市の現状・課題を踏まえた施策目標を掲げ、これを達成するため、市民、事業者、行政、関係団体等の協力・連携の下で、建築物の安心安全対策を総合的かつ計画的に実行します。
- 根 拠 京都市基本計画（令和3年から令和7年）の分野別計画。また、国土交通省住宅局長通知（建築行政マネジメント計画策定指針の改定【技術的助言】／令和2年2月5日国住指第3643号）に基づく「京都市建築行政マネジメント計画」に当たるものです。
- 施策の方向性（5本の柱）
 - 【柱1：質の高い建築物の供給促進】
 - ① 建築物の良質化に向けた社会全体での意識の醸成
 - ② 建築物の品質・性能の「見える化」と活用の仕組みづくり
 - ③ 地域と調和した建築計画の誘導
 - 【柱2：既存建築物の安全性確保と活用促進】
 - ① 違反・危険建築物の未然防止及び指導強化
 - ② あらゆる建築物の維持管理の徹底及び円滑な活用に資する取組の推進
 - ③ 建築物の品質・性能の「見える化」と活用の仕組みづくり
 - 【柱3：歴史的なまちなみの保全と防災性の向上】
 - ① 柔軟かつきめ細やかな対応ができる保全型の制度運用の構築
 - ② 技術開発や減災文化等の継承の推進
 - ③ 歴史的な建築物の活用や路地の再生の地域社会での定着
 - ④ 公民連携での事業モデルの実現
 - 【柱4：円滑な建築関係手続の推進】
 - ① ICTの活用等による建築関係手続の合理化等
 - ② 確認検査の実効性の確保
 - ③ 公民協働による人材育成、情報共有の取組の充実
 - 【柱5：事故・災害時に迅速に対応できる環境の整備】
 - ① 事故発生時における連携体制の継続等
 - ② 地震発生時における被災建築物応急危険度判定業務のICT化等
 - ③ 災害発生後における公民連携体制の構築

3 京都市建築物安心安全実施計画の推進

(1) 京都市建築物安心安全実施計画推進会議

建築物の安心安全に係る機関や団体により構成する「京都市建築物安心安全実施計画推進会議」を平成 22 年 7 月 26 日に設置しており、計画の取組内容の実行、情報共有、普及啓発等を行っています。

また、全構成団体等が参加する全体会議のほか、課題ごとに行政や関係機関で構成する分科会を必要に応じて適宜開催し、実行計画に掲げる施策の効果的な推進について議論しています。

(2) 分科会の構成

ア 良質化分科会

イ 既存建築物対策分科会

ウ 警察分科会

会議開催実績

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全体会議	1	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1
分科会	7	7	6	4	5	6	4	1	4	3	3	3	3

将来像と施策(5本の柱)

これまでの取組成果と社会動向を踏まえ、今後推進すべき建築物の安全対策と質の向上に係る施策を、体系的に「5本の柱」に整理し、それぞれが中長期に目指すべき将来像を掲げるとともに、その実現に向けて取り組む施策の方向性及び今後5年間で主に取り組む短期的施策を明示のうえ、目指すべき5年後の成果と指標を設定します。

柱1 質の高い新築建築物の供給促進

柱2 既存建築物の安全性確保と活用促進

柱3 歴史的なまちなみの保全と防災性の向上

柱4 円滑な建築関係手続の推進

柱5 事故・災害時に迅速に対応できる環境の整備



以下の三つの視点を踏まえて、5本の柱に掲げる各種施策を推進します。

1 関係団体等との連携体制の更なる強化

施策を着実に実行するためには、建築物の生産・流通から維持管理に関わる事業者や関係団体等との協力、連携は不可欠であり、これまでの体制を更に強固なものとしていきます。

2 持続可能なまちづくりを支える担い手の育成

持続可能なまちの実現を目指すうえで、将来にわたって安心安全なまちづくりを支える担い手が確保されていくことが不可欠であり、勉強会や講習会、教育等によって、公民が連携して人材育成に取り組んでいきます。

3 ICTの活用による市民サービスの向上

社会的な要請に対応した柔軟で効率的な施策を展開していくため、業務の合理化・効率化を徹底して行い、ICTを戦略的かつ積極的に活用し、手続のオンライン化、データベース構築及びオープンデータを総合的に進めていきます。

第 1 1 京都市建築物耐震改修促進計画

1 京都市建築物耐震改修促進計画の策定・推進

平成 18 年 1 月 26 日に改正施行された耐震改修促進法において、地域の実情に応じた耐震診断及び耐震改修に関する施策を計画的に推進することを目的として、都道府県又は市町村による建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画の策定が位置付けられました。特に、大きな戦災を免れた本市においては、都市防災の観点からも古い木造住宅等の耐震性の向上が喫緊の課題であり、この改正法に基づき、平成 27 年度末までの概ね 10 年間の耐震診断及び耐震改修の促進に係る施策の基本となる計画として、平成 19 年 7 月に「京都市建築物耐震改修促進計画」を策定しました。

計画の最終年度である平成 27 年度末には、歴史都市である本市の特性を生かしつつ、これまでの取組を継続・発展し、更なる市内建築物の耐震化を促進するため、平成 28 年 4 月から 10 年間の本市が目指すべき建築物の耐震化の目標やその方策を定める新たな計画として「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」を策定しました。

また、令和 3 年 3 月には、耐震化の中間目標の達成状況及び施策の実施状況の点検を行い、本計画に基づく今後 5 年間の目標達成に向けた取組を取りまとめました。

現在、本計画に掲げる目標達成に向けて、安心・安全で災害に強い歴史都市「京都」の実現に取り組んでいます。

能登半島地震の被害状況を踏まえ、耐震性能が不十分な住宅のできるだけ早期の解消を図る必要があることから、令和 4 年度及び 5 年度に休止していた木造住宅耐震化支援事業「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業」について、補助額及び補助メニューを大幅に拡充のうえ「「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業」として令和 6 年 4 月から再開することとしました。

(1) 計画の概要

ア 名 称・・・京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～

イ 策 定・・・平成 28 年 3 月

ウ 改 定・・・平成 29 年 3 月、令和 3 年 3 月

エ 目 的・・・住宅・建築物の耐震化の促進

オ 対 象・・・市内の住宅、特定建築物※¹及び市有建築物※²

※¹ 特定建築物：民間建築物で学校や病院等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物

※² 市有建築物：防災上有用な施設及び災害時に配慮が必要な施設等（市営住宅等を除く。）

カ 期 間・・・令和 7 年度末までの概ね 10 年間

キ 目標、実績

(ア) 耐震化率

	平成 27 年度末	令和 2 年度末 (中間点検時)		令和 7 年度末	
	実績値	実績値	目標値	実績値	目標値
住宅	84.7%	90.0%	90%	94.1%	95%
特定建築物	86.8%	90.8%	90%	94.0%	95%
市有建築物	93.9%	96.2%	95%	96.6%	100%※

※ 利活用の方針を検討中のものを除き、できるだけ早期に 100%を達成する。

(イ) まちの共汗地区数

平成 27 年度末	令和 2 年度末	
実績値	実績値	目標値
11 学区	102 学区	100 学区

(2) 耐震化促進の主な取組

ア 住宅

(ア) 市民の費用負担を軽減する支援制度

- ・ リフォーム工事等に併せた耐震化の取組の推進
- ・ 建物所有者や居住者等の特性に応じた耐震化の取組の推進
- ・ 密集市街地対策や京町家施策と連携した耐震化の取組の推進
- ・ 分譲マンションの耐震化対策の促進

(イ) 市民の主体的な取組を促す普及啓発

- ・ 地域における耐震化の普及啓発の取組
- ・ 全市的な情報発信・普及啓発の取組

(ウ) 市民が耐震化に踏み出すための環境整備

- ・ 京都市耐震改修促進ネットワーク会議を核とした相談体制、情報発信、人材育成等の機能強化
- ・ 多様な分野の関係団体との連携
- ・ 他施策との連携の強化

イ 特定建築物

(ア) 所有者の費用負担を軽減する支援制度

- ・ 要安全確認計画記載建築物（指定道路沿道）に対する支援
- ・ 緊急性や公益性が高い特定建築物の耐震化に対する支援

(イ) 所有者の主体的な取組を促す普及啓発

(ウ) 所有者が耐震化に取り組みやすい環境整備

ウ 市有建築物

- ・ 災害時に防災活動拠点となる施設等の耐震化の推進
- ・ 関連計画と整合した効率的・効果的な耐震化の推進

エ その他

- ・ 建築物の安全対策（エレベーターの安全対策等）に関する取組
- ・ 耐震改修促進法に基づく耐震診断義務化建築物の耐震診断結果の公表
- ・ 耐震改修促進法に基づく指導等の実施
- ・ ブロック塀等の安全対策に関する取組

2 京都市耐震改修促進ネットワーク会議

木造住宅の多い本市での耐震改修を飛躍的に進めるため、「まちの匠」と呼ばれる大工、左官や建築士など耐震改修に関わる方々と本市とが協働するネットワーク体制「京都市耐震改修促進ネットワーク会議（以下「耐震ネットワーク」といいます。）」を平成 24 年度に構築し、「京（みやこ）安心すまいセンター」を事務局として、様々な活動に取り組んでいます。

今後も、耐震ネットワークが核となって、これまで以上に地域に根差した耐震化の啓発活動を展開し、市民と「まちの匠」との顔の見える関係性を構築していきます。

3 耐震化支援制度

(1) 木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業

木造住宅の耐震化を促進するため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅及び昭和 25 年 11 月 22 日以前に着工された京町家等を対象に、耐震診断士を派遣し、耐震診断を行っています。

また、希望者には、耐震診断に引き続き、基本計画作成も行っています（令和 3 年度から対象を京町家に限定しています。）。

なお、京町家等の耐震診断については、京町家等の伝統構法に適した耐震診断手法として、（一社）日本建築構造技術者協会関西支部木造住宅レビュー委員会（JSCA 関西木造住宅レビュー委員会）「伝統的な軸組構法を主体とした木造住宅・建築物の耐震性能評価・耐震補強マニュアル」に基づいて実施しています。

<事業の概要>

- ・対象建築物：木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅で地上 3 階以下かつ延べ面積 500 平方メートル以下のもの
京町家等 昭和 25 年 11 月 22 日以前に着工された伝統構法による木造住宅で地上 2 階以下かつ延べ面積 500 平方メートル以下のもの
- ・申込先：京安心すまいセンター
- ・費用：耐震診断 無料
基本計画作成 自己負担 2 万円
- ・事業実施期間：耐震診断（木造住宅）平成 8 年 10 月～
（京町家等）平成 19 年 9 月～
基本計画作成（木造住宅）平成 27 年 4 月～令和 3 年 3 月
（京町家）平成 27 年 4 月～

事業利用実績

年度			H8～ H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
戸数	診	木造住宅	2,472	179	237	152	277	132	113	164	144	186	424	244	4,724
	断	京町家	579	188	201	153	184	126	143	152	140	170	272	220	2,528
	計	計画作成		45	63	44	52	48	52	39	23	61	108	78	613

(2) 「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業

木造住宅の耐震化を促進するため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅及び昭和 25 年 11 月 22 日以前に着工された京町家等を対象に、耐震改修（一部防火改修）に要する費用の一部を補助します。

本事業は、耐震改修工事に要する費用の一部を補助することにより、耐震化を促進することを目的としています。耐震診断及び耐震改修計画に基づき実施する本格改修工事、耐震診断なしで実施可能な簡易改修工事のほか、防火改修工事に対する支援を行っています。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震の被害状況を踏まえ、耐震性が不十分な住宅のできるだけ早期の解消を図る必要があることから、令和 6、7 年度は補助額及び補助メニューを大幅に拡充のうえ、名称を「「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業」とし、事業を再開しました。

<事業の概要>

- ・対象建築物 : 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅及び昭和 25 年 11 月 22 日以前に着工された京町家等
- ・補助内容 : 補助メニューに該当する耐震改修工事に要する費用の 80% (メニューごとに上限あり。)

補助メニュー	対象建築物	上限額
本格改修	木造住宅	200 万円／戸
	京町家	300 万円／戸
簡易改修	木造住宅	40 万円／戸
	京町家	60 万円／戸
防火改修	木造住宅	40 万円／戸
	京町家	60 万円／戸

- ・申込先 : 京安心すまいセンター
- ・事業開始 : 平成 24 年 4 月 (本格耐震改修については、木造住宅 (平成 16 年 9 月)、京町家等 (平成 19 年 9 月))

事業利用実績

【本格改修】

年度	H16～ H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
戸数	木造住宅	206	21	11	13	22	35	31	32	6	92	126	595
	京町家	35	4	2	10	8	5	7	7	11	4	45	138

※ 本格改修の補助実績は、前年度からの繰越しを含む。

【簡易改修】

年度	H24～ H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
戸数	1,536	798	664	680	823	699	564	502			299	235	6,800

【防火改修】

年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
戸数		24 (2)	29 (6)	23 (4)			47 (4)	266 (139)	389 (155)

※ 他の補助メニュー (本格改修、簡易改修) との組合せによる実績
() 内は防火改修単独の実績 (内数)

(3) 分譲マンション耐震化促進事業 (耐震診断、耐震改修計画作成、耐震改修)

分譲マンションの耐震化を促進するため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された分譲マンションを対象に、耐震診断に要する費用の一部を補助します。

また、耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断されたものを対象に、耐震改修の計画、設計及び工事費見積り等に要する費用及び耐震改修工事の費用の一部を補助します。

<事業の概要>

- ・対象建築物 : 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された分譲マンション
- ・補助内容 : 【耐震診断】

耐震診断費用の 2/3 (上限 200 万円)

【耐震改修計画作成】

特定分譲マンション※の場合、耐震改修計画作成費用の 2/3 (上限 300 万円)。特定分譲マンション以外の方譲マンションの場合、耐震改修計画作成費用の 1/3 又は 1 戸あたり 15 万円のいずれか低い額

※ 特定分譲マンション：耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が 1,000 m²以上であり、かつ、地階を除く階数が 3 階以上の分譲マンション

【耐震改修】

耐震改修工事費用の 1/3、1 戸あたり 60 万円 (管理計画の認定を受けた特定分譲マンションにあつては 90 万円)、1 棟あたり 4,800 万円のいずれか小さい額

2 段階の工事に分けて行う場合の上限額

	上限額
第 1 回目の耐震改修工事	耐震改修工事費用の 1/3、1 戸当たり 20 万円 (管理計画の認定を受けた特定分譲マンションにあつては 30 万円) 又は 1 棟当たり 1,600 万円のいずれか低い額
第 2 回目の耐震改修工事	耐震改修工事費用の 1/3、1 戸当たり 60 万円 (管理計画の認定を受けた特定分譲マンションにあつては 90 万円) 又は 1 棟当たり 4,800 万円のいずれか低い額 ※ ただし、第 1 回目の耐震改修工事の際に交付を受けた補助金額を差し引く。

- ・申込先 : 京都市建築安全推進課
- ・事業開始 : 【耐震診断】 平成 19 年 9 月
【耐震改修計画作成】 平成 24 年 4 月
【耐震改修】 平成 20 年 6 月

事業利用実績

【耐震診断】

年度	H19～ H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
件数	11	－	1	3	4	2	－	－	8	／	4	－	33

【耐震改修計画作成】

年度	H24～ H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
件数	1	-	-	-	-	4	1	-	-	-	-	1	7

【耐震改修】

年度	H20～ H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
件数	1	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	5

(4) 防災拠点耐震化促進事業（耐震診断）

特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された、災害時の防災拠点となる病院や避難所を対象に、耐震診断に要する費用の一部を補助します。

<事業の概要>

- ・対象建築物 : 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された災害時の防災拠点となる病院や避難所
- ・補助内容 : 耐震診断費用の 2/3（上限 200 万円）
- ・申込先 : 京都市建築安全推進課
- ・事業開始 : 平成 20 年 6 月

事業利用実績

【耐震診断】

年度	H20～H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
件数	8	1	-	-	1	-	-	-	/	/	-	-	10

(5) 緊急輸送道路等沿道耐震化促進事業（耐震診断、耐震改修計画作成、耐震改修）

特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された緊急輸送道路等沿道の特定建築物を対象に、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事（緊急輸送道路等（重要路線に限る。）沿道の特定建築物で耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断されたもの）に要する費用の一部を補助します。

<事業の概要>

- ・対象建築物 : 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された、倒壊した場合に緊急輸送道路等を閉塞するおそれがある建築物
- ・補助内容 :
 - 【耐震診断】
補助対象費用の 2/3（上限 200 万円）
 - 【耐震改修計画作成】
補助対象費用の 2/3（上限 300 万円）
 - 【耐震改修】
補助対象費用の 2/3（上限 2,000 万円）

- ・申込先 : 京都市建築安全推進課
- ・事業開始 : 平成 26 年 4 月

事業利用実績

【耐震診断】

年度	H20～H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
件数	14	1	3	2	2	-	1	-	2	/	-	-	25

【耐震改修計画作成】

年度	H24～H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
件数	3	1	2	-	-	-	-	1	/	/	-	-	7

【耐震改修】

年度	H24～H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
件数	-	1	1	-	2	-	-	-	/	/	-	-	4

(6) 災害時特定重要路線沿道耐震化促進事業（耐震改修計画作成、耐震改修）

「京都市建築物耐震改修促進計画」による道路の指定により、耐震診断の実施及びその結果の報告義務が課せられた沿道建築物の耐震化を促進するため、昭和56年5月31日以前に着工された一定規模の沿道建築物（要安全確認計画記載建築物）を対象に、耐震改修計画作成（除却及び建替えを含む。）に要する費用及び耐震改修（除却及び建替えを含む。）に要する費用の一部を補助します。

<事業の概要>

- ・対象建築物：昭和56年5月31日以前に着工された、要安全確認計画記載建築物（市の指定道路沿道）
- ・補助内容：【耐震改修計画作成】耐震改修計画作成費用の5/6
【耐震改修】耐震改修費用の11/15（上限2,816万円）
- ・申込先：京都市建築安全推進課
- ・事業開始：平成30年4月

事業利用実績

【耐震改修計画作成】

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
件数	-	1	1	-	-	1	-	-	3

【耐震改修】

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
件数	-	-	-	-	2	-	-	-	2

4 耐震改修促進法に基づく認定制度

耐震改修促進法により、多数の人が利用する病院、百貨店、事務所等の一定の建築物の所有者は、現行の耐震基準に適合するよう建築物の耐震診断を行い、必要であれば耐震改修を行うよう努めなければならない（第11条、第14条）と規定されています。それ以外の建築物についても、建築物の耐震診断及び耐震改修を行うよう努めなければならない（第16条）と規定されています。本市では、建築物の耐震診断に基づき、現行の耐震基準を満たすよう耐震改修を実施しようとする建築物所有者等に対して、以下の認定を行っています。

(1) 建築物の耐震改修の計画の認定（第17条）

建築物の耐震改修をしようとする者が申請でき、認定を受けた計画による耐震改修においては、建築基準法の一部の規定が緩和できます。

年度	H7～H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
認定件数	128	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	129

(2) 建築物の地震に対する安全性に係る認定（第 22 条）

建築物の所有者が申請でき、建築物の地震に対する安全性の基準に適合している旨の認定を受けた建築物においては、その旨を表示することができます。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
認定 件数	3	1	5	2	3	2	6	-	-	-	-	-	22

(3) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（第 25 条）

耐震診断が行われた区分所有建築物の管理者等が申請でき、認定を受けた建築物においては、耐震改修の実施における決議の要件が緩和されます。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
認定 件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第 1 2 建築防災

1 査察による既存建築物の安全対策

防災査察では、既存建築物の所有者又は管理者等の責任者の立会いの下、既存建築物の状況を調査し、避難施設等の適正な維持管理、不具合の改善を指導しています。併せて、既存建築物における事故予防及び安全確保の注意喚起、管理者等の防災意識の高揚、適正な維持保全及び定期的な点検検査の普及啓発を行うとともに、必要に応じて既存不適格の改善及び違反の是正の指導を行っています。

これまで建築指導部では、当部及び消防局各消防署の職員とが合同で、建築物防災週間に合わせ、毎年 2 回（9 月及び 3 月）、既存建築物の防災査察を実施してきました。

令和 3 年度からは、定期報告制度によって適切な維持管理を担保するため、未報告建築物への指導、維持管理状況の改善指導に重点を置き、不特定多数が利用する建築物を中心に、防災週間の期間に限らず通年で査察を実施しています。

また、全国各地で起きた事件・事故に係る国土交通省の通知に基づき、同様の建築物に対し、緊急の防災査察を実施しています。

なお、直近 5 年間の査察対象は、以下のとおりです。

直近 5 年間の査察件数

年度	件数	査察対象	主な全国の事件・事故
令和 3 年度	99 件	ホテル、物販店、劇場、飲食店等	大阪北区ビル火災
令和 4 年度	84 件	事務所、飲食店、物販店等	—
令和 5 年度	103 件	病院、ホテル、飲食店等	—
令和 6 年度	112 件	児童福祉施設、ホテル、飲食店等	—
令和 7 年度	107 件	ホテル、物販店、劇場、飲食店等	—

※ 令和 3 年度からは、京プラン及び建築物安心安全実施計画の指標に合わせ、不特定多数が利用する建築物への査察に限定して計上しています。

2 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度（法第 90 条の 3）

工事中の建築物を使用する場合に発生することが考えられる災害や事故を未然に防止し、工事中の建築物の安全を確保するため、次に掲げる要件の全てに該当する場合に安全計画書の届出が義務付けられています。

（1）要件

ア 届出の対象となる建築物であること（法施行令第 147 条の 2）

不特定多数の者が利用する大規模な建築物が対象

①	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場の用途に供する建築物で 3 階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 1, 500 m ² を超えるもの
②	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で 5 階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 1, 500 m ² を超えるもの
③	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店若しくは飲食店の用途又は前二号に掲げる用途に供する建築物で 5 階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 2, 000 m ² を超えるもの
④	地下の工作物内に設ける建築物で居室の床面積の合計が 1, 500 m ² を超えるもの

イ 建築物を使用すること

次項に掲げる工事の施工中において建築物を使用し、又は使用させる場合は、対象となる。

ウ 工事の種類が、次に掲げるいずれかであること

(ア) 新築の工事

(イ) 避難施設等に関する工事（避難施設等の機能の確保に支障を及ぼす工事を含み、避難施設等に関する軽易な工事を除く。）

（2）届出件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	29	24	18	17	19	25	18	23	25	34	22	29

3 事件・事故への対応

既存建築物（ストック）における事件事故対策が安心安全のまちづくりの重要な課題です。

重大な被害、影響のある事件・事故が発生した場合、国の通知等に基づき、必要に応じ、査察等により調査し、その結果を踏まえ、全国的な実態調査に併せて、必要に応じ、既存不適格の改善及び違反等の是正指導を行っています。

また、建材の認定不適合や施工の不備等による違反の是正指導を行っています。

4 吹付けアスベスト除去等助成事業

アスベストを吸入した場合、肺がんや中皮腫等の健康被害を生ずるおそれがあるため、建築物の所有者に対して、建築物に使用された吹付け建材の含有調査に要する費用の全額及び吹付け石綿等の除去等（除去、封じ込め又は囲い込み）に要する費用の一部を補助します。

<事業の概要>

- ・対象建築物：①含有調査事業
アスベスト含有のおそれがある吹付け建材が使用されている建築物
- ②除去等事業
吹付け石綿又は含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超える吹付けロックウールが使用されている建築物
- ・補助内容：含有調査費用の全額（上限25万円）
除去等工事費の2/3（上限100万円）
- ・申込先：京都市建築安全推進課
- ・事業開始：平成19年6月

利用実績

年度		H19～ H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
件数	調査	69	11	2	6	4	9	9	10	13	4	7	2	146
	除去等	27	1	3	－	1	2	1	－	1	3	2	3	44
計		96	12	5	6	5	11	10	10	14	7	9	5	190

5 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業

土砂災害から市民の命を守るため、土砂災害に対する建築物の安全対策工事を建築物の所有者等が自ら行う場合に、それに要する費用の一部を補助します。

<事業の概要>

- ・対象建築物：土砂災害特別警戒区域内にある建築物で建築基準法施行令第80条の3について既存不適格である建築物（居室を有するものに限る。）
- ・補助内容：土砂災害安全対策工事費用の23%（上限96.6万円）
- ・申込先：京都市建築安全推進課
- ・事業開始：平成28年6月

事業利用実績

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
件数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

6 既存建築物の火災安全改修

直通階段が一箇所、堅穴区画がない、といった火災安全上の課題がある建築物に対し、火災安全改修（二方向避難の確保や直通階段等の防火・防煙対策を行う改修）の意識醸成、ノウハウの普及及び改修補助を行っています。

（１）京都市建築物火災安全改修モデル事業

技術面、事業プロセス面での知見の蓄積に資するモデルとなる事業に対して、火災安全改修設計・工事に係る費用を助成します。

＜事業の概要＞

- ・対象建築物：①二方向避難の確保又は避難経路の防火・防煙対策が不十分であることで、火災時に多数の者に危険が及ぶおそれのあるもの
②住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満である、階数が３以上のもの
- ・補助内容：補助件数原則１件、補助率１００％（上限２,０００万円）
- ・申込先：京都市建築安全推進課
- ・事業開始：令和５年４月
- ・補助実績：計３件（令和５～７年度）

（２）火災安全改修相談窓口

現状の建物の課題や改修計画上の留意点等について、建物所有者や設計者が専門家（防火技術者）からアドバイスを受けられる相談窓口を令和６年１０月から開設しています。

第 1 3 違反建築物等の是正指導及び啓発等の取組

1 違反建築物の状況

大きな戦災を免れた本市においては、狭小過密な宅地割り、狭あいな道路、袋路に面した宅地など、本市特有の条件下での建築が多く、法に違反するものも少なくありませんでした。

しかし、現在は、完了検査受検についての周知活動や、住宅ローンの融資条件に検査済証の取得を掲げる等の金融機関の取組など、関係機関・関係団体と連携した違反建築防止の活動が着実な成果を挙げ、新築建築物の完了検査済証交付率が平成 28 年度以降は 99% を超えており、同交付率の向上に伴い、新築建築物の違反は減少しています。

一方で、既存建築物への増築やリフォーム等による違反及び違反疑義のある案件が依然として数多くあるため、引き続き粘り強く指導を行うとともに、違反の未然防止に向けた取組を推進しています。

また、行政指導を行った建築物件数は令和 7 年度で 216 件であり、令和 6 年度の 208 件と比べて大きな変化はありませんでした。違反疑義の段階から積極的に指導を行うとともに、違反疑義の案件は定期的なパトロールを実施することにより、実体違反を確認するまでに至った近年の建築物件数は 10 件前後となっています。

引き続き、新築建築物の完了検査受検の啓発等の取組を行うとともに、査察等による違反の早期確知に努め、建築物の安全性の確保を推進します。

なお、大岩街道周辺地域等の市街化調整区域内における違反行為について、令和 3 年 12 月末時点で違法建築物は解消されましたが、再び違法行為が繰り返されることがないよう、開発指導課等の関係各課と連携しながら、引き続き、監視・指導を行います。

(1) 用途別

令和 7 年度の用途別の違反建築物数は、全 16 件のうち、産業用建築物が 9 件と最も多く、次いで専用住宅が 7 件となっています。産業用建築物の内訳としては、事務所が 1 件、店舗が 1 件、工場・作業場 1 件、興行場等 1 件、自動車車庫 1 件、倉庫 2 件、その他 2 件となっています。

(2) 違反条項別

令和 7 年度の条項別の違反内容は、構造耐力上の規定（違反建築物数に占める割合は 50.0%）が最も多く、次いで敷地等と道路の関係（25.0%）となっています。

(3) 行政区別

令和 7 年度の行政区別の違反建築物数は、全 16 件のうち、北区、山科区、下京区、南区、右京区、西京区が 2 件、その他の行政区は東山区 0 件を除き、全て 1 件となっています。

2 違反建築物に対する是正措置

違反建築物の是正については、早期発見後の行政指導において完結させるよう努力しています。

また、悪質な違反に対しては、行政処分を含め、毅然かつ公正な指導に努めており、違反建築の時期や状態等に応じて、「工事停止、是正措置命令等（法第 9 条第 1 項）」、「使用制限仮命令等（同条第 7 項）」、「緊急工事停止命令（同条第 10 項）」等の命令を発しています。なお、令和 6 年度に法第 9 条第 1 項に基づく「使用制限命令」「使用制限及び是正措置命令」を各 1 件行いました。

さらに、上記命令を発したにも関わらず、それをも無視し、強引に違反工事を押し進めようとする悪質な建築主、工事施工者等に対しては、警察との連携を図りながら告発を実施していきます。

違反建築物等件数

年 度	違 反 建 築 物 件 数	是 正 建 築 物	9条・ 45条 命 令 建 築 物 件 数	9 条内訳			45条 命 令 建 築 物 件 数	標 識 設 置 件 数	供給保留要請件数				告 発	代 執 行
				う ち 1項	う ち 7項	う ち 10項			水 道	電 気	ガ ス	下 水		
H2	878	325	85	13	8	73		20	11	11	1		2	-
3	814	302	90	8	7	82		22	11	12	7		1	-
4	826	276	92	4	14	76		10	21	21	20		3	-
5	1,044	344	95	6	4	87		9	9	6	5		1	-
6	1,259	401	108	6	7	97	-	38	39	32	32	19	1	-
7	1,031	360	81	15	6	72	-	15	19	20	17	19	-	-
8	1,124	393	62	17	5	51	-	16	19	18	20	20	1	-
9	928	278	45	7	4	39	-	7	12	13	2	10	-	-
10	857	313	24	3	2	21	-	3	3	3	3	3	1	-
11	639	278	35	13	2	25	-	16	6	3	5	3	-	-
12	516	280	47	6	5	38	-	24	12	16	11	17	-	-
13	413	306	46	9	2	36	-	26	4	11	8	8	-	-
14	314	223	17	3	2	13	-	10	1	4	1	1	-	-
15	226	122	18	3	1	16	-	12	1	5	7	2	1	-
16	179	61	12	4	4	4	2	2	-	-	-	-	-	-
17	176	65	7	3	-	5	-	6	-	1	1	1	1	2
18	193	56	11	12	1	7	-	8	-	2	-	-	1	-
19	111	64	4	2	-	2	-	3	1	1	1	-	-	-
20	130	39	2	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-
21	86	29	3	-	1	2	-	1	-	-	-	-	-	-
22	130	39	3	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-
23	96	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	200	53	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
25	147	56	7	3	-	6	-	7	1	1	1	-	-	-
26	124	58	11	9	-	2	-	11	1	1	1	1	1	-
27	160	60	2	-	1	1	-	1	1	1	1	1	-	-
28	99	56	5	4	-	1	-	5	-	-	-	-	-	-
29	104	91	6	6	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-
30	77	78	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
R1	56	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	16	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	12	21	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
4	5	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	7	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	14	15	1	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
7	16	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 違反建築物件数・是正建築物件数は、実体違反が確定している建築物の棟数を示します。

3 違反建築防止に係る活動（違反建築防止週間に係る取組）

（1）ポスターによる啓発

関係団体（区役所、支所及び消防署並びに指定確認検査機関及び金融機関等）と連携し、違反建築防止に関するポスターの掲示を行いました。

（2）見せるパトロールによる啓発

都市計画局の公用車に、建築物の安全対策や違反建築の防止に関するステッカーを貼り付けたうえで、パトロールを実施しました。

※ 違反建築防止週間

建築基準法等の目的・内容に関して広く国民の理解と認識を深め、違反建築の防止等を図ることによって、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資することを目的に、昭和 47 年から毎年 10 月に全国で取組を実施しています。

（参考）過年度の取組

（1）完了パトロールの実施

違反建築に対する牽制、早期発見、早期是正の推進及び完了検査受検の指導啓発を行うため、建築確認を受けてから 3 年を経過したものを対象に、パトロールを実施していました。

平成 11 年度から 17 年度は中間検査未受検の建築物、平成 18 年度から 25 年度は建築確認を受けてから 2 年を経過している完了検査未受検の建築物を対象としていましたが、パトロール実施の際に工事中の建築物が多数であったことを受け、平成 26 年度からは建築確認を受けてから 3 年を経過したものを対象としていました。

なお、検査済証交付率が概ね 100%に至り、当初の目的を達成した状況や新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑みて、令和 3 年度をもって終了しました。

（2）一斉公開建築パトロール

法令違反の建築物の是正及びその発生予防対策の一環として、年 1 回、違反建築防止週間に合わせて、一斉公開パトロールを実施していました。その結果、検査済証交付率が概ね 100%に至り、当初の目的を達成した状況や新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑みて、令和 2 年度をもって終了しました。

（3）建築パトロール

平成 20 年度から平成 24 年度まで、検査済証交付率の向上を目的に、完了検査受検率の低い建築主、監理者等が関与する建築物を対象として、パトロールを実施していました。

なお、増築申請物件の実体違反が多かったことから、平成 25 年度にこれまでの取組を見直し、平成 26 年度からは、確認済証交付後 2 か月（平成 26 年度は 3 か月）を経過し、完了検査が未受検の増築物件を対象として建築安全推進課職員によるパトロールを毎月実施していました。その結果、検査済証交付率が概ね 100%に至り、当初の目的を達成した状況や新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑みて、令和 2 年度をもって終了しました。

建築パトロール等の年度別現場調査件数（件）

年度 パトロール種類	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
完了	161	36	62	－※ ¹	139	99	61	57	52	33	89
一斉公開建築	44	46	39	39	38	39	42	42	37	－※ ²	－
建築	46	54	－※ ³	35	63	81	61	71	78	20	－

※1 平成 26 年度は、完了パトロールの対象を見直し、それまでの確認済証交付後 2 年経過したものから、3 年経過したものを対象としたため、パトロールは実施していません。

※2 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、関係団体と合同で行う一斉公開建築パトロールに代えて、本市職員のみでブロック塀の所有者に安全対策を促す戸別訪問を実施しました。

※3 平成25年度は、より違反抑止効果の高いパトロール手法検討のため、パトロールは実施していません。

(4) ホームページ作成による啓発

京都市ホームページに「家族で考えよう、建築物の安心・安全」ページを開設しました。本市が作成した「建築安全カレンダー」や、令和元年度に京都市伏見区で発生した放火火災を契機に作成した「命を守る建物にする心得集」等を紹介しています。

(5) 動画による啓発活動

京都市役所分庁舎や各区役所等の庁舎内のスペースを活用し、建築物の安全対策や違反建築の防止に関する動画による啓発を行いました。

(6) リーフレットによる啓発活動

関係団体（区役所、支所及び消防署並びに指定確認検査機関及び金融機関等）と連携した、違反建築防止に関するリーフレットの配布を行いました。

(7) パネルによる啓発

京都市役所分庁舎や各区役所等の庁舎内のスペースを活用し、建築物の安全対策や違反建築の防止に関するパネルによる啓発を行いました。

4 危険建築物等に対する措置

本市は、戦前に建築された建築物が多く残っています。その中には、維持管理が十分でないために老朽化が進行し、保安上危険な状態になっているものがあります。こうした危険建築物等については、建物の維持保全義務者に対して、改善又は除却等の措置を行うよう指導、勧告、命令等を行っています。

平成30年度は、大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊事故を受け、危険なブロック塀等に関する通報及び三度の台風による建物被害に関する通報が増大しました。

なお、管理不全状態にある空き家については、「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」（平成26年4月施行）に基づき、平成26年度から都市計画局まち再生・創造推進室（※令和4年度より都市計画局住宅室住宅政策課）が指導を行っています。

危険建築物通報受理件数

年度	H18～ H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
受理件数※1	820	42	32	273 ※2	68	62	90	59	82	87	47	1,662

※1 平成26年度以降は、管理不全空き家として受理したものを除く件数

※2 平成30年度については、大阪府北部地震によるブロック塀等の倒壊事故及び三度の台風に端を発した通報が大きく増加しました。

第 1 4 定期報告

建築物の安全性については、新築時には「確認制度」及び「完了検査制度」により担保されていますが、その後の安全性を確保するためのものとして建築物の維持管理状況を報告する「定期報告制度（建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項）」があります。

また、不特定多数の市民が利用する建築物、建築設備、防火設備及び昇降機等で、国又は特定行政庁が指定したものの所有者（管理者）は、定期に、有資格者にその状態を調査又は検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告しなければなりません。

さらに、報告書から判明する維持管理の状況により、必要に応じて、特定行政庁として所有者等に対する改善の指導や勧告を行います。

本市では、京都市建築物安心安全実施計画に基づき、既存建築物の安全性を向上させるため、京都市建築基準法施行細則を改正し、平成 25 年度から定期報告制度の対象建築物の指定範囲を拡大しました。さらに、平成 28 年施行の改正法において、対象建築物について、これまで特定行政庁が指定していたものに加え、国が政令等で新たに定めることとなりました。これにより、平成 24 年度まで約 600 件であった対象建築物数が約 4,500 件にまで増加しています。

定期報告については、市民、事業者等の利便性の向上及び行政事務の高度化・効率化を図るため、令和 4 年 9 月から、インターネットを利用した電子申請による受付を実施しています。

1 建築物の定期調査報告状況

（令和 8 年 3 月末現在）

建築物の用途など	対象 件数	報告 件数	未報告 件 数	報告率	報告 期限	周期
旅館、ホテル	845	581	264	68.8%	令和 7 年 12 月 25 日	3 年
飲食店、バー、キャバレー等 複合	575	296	279	51.5%		
学校、体育館、博物館、図書館、スポ ーツの練習場等(令和 7 年提出分※)	494	460	34	93.1%		
小 計	1,914	1,337	577	69.9%		
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会 堂、集会場	71	65	6	91.5%	令和 5 年 12 月 25 日	3 年
児童福祉施設等	456	445	11	97.6%		
百貨店、マーケット、展示場等	545	489	56	89.7%		
下宿、共同住宅又は寄宿舎（昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事に着手したも のに限る）	902	824	78	91.4%		
学校等（令和 5 年提出分※）	96	96	-	100.0%		
小 計	2,070	1,919	151	92.7%		
病院、診療所（入院施設のあるもの）	177	174	3	98.3%	令和 6 年 12 月 25 日	3 年
自動車車庫、自動車修理工場、映画ス タジオ又はテレビスタジオ	161	131	30	81.4%		
事務所その他これに類する用途に供す る建築物（階数が 5 以上のものに限 る）	445	399	46	89.7%		
学校等（令和 6 年提出分※）	131	131	-	100.0%		
小 計	914	835	79	91.4%		
合 計	4,898	4,091	807	83.5%		

※ 学校等については、一つの敷地に同一用途の建築物がある場合で、計画的に二箇年又は三箇年に分割して報告(市細則第 28 条第 2 項ただし書による)されているものは、計画されている年度ごとの対象件数及び報告件数を記載しています。

2 建築設備、昇降機等の定期検査報告状況

(令和8年3月末現在)

建築設備、昇降機等の 種類	対象 件数	報告 件数	未報告 件 数	報告の 割合%	報告 期限	周期
建築設備 (建築物に設置された換気設 備、排煙設備、非常用の照明 装置)	2, 284	2, 023	261	88. 6%	令和 7 年 12 月 25 日	毎年
防火設備 (建築物に設置された随時閉鎖 式又は作動をできる防火設備 (防火ダンパーを除く))	1, 458	1, 006	452	69. 0%	令和 7 年 12 月 25 日	
エレベーター	16, 339	15, 259	1, 080	93. 4%	検査済証 の交付を 受けた日 が属する 月の末日	
エスカレーター	1, 259	1, 203	56	95. 6%		
小荷物専用昇降機	677	596	81	88. 0%		
遊戯施設	4	3	1	75. 0%	令和 8 年 2 月末	
合 計	22, 048	20, 090	1, 931	91. 2%		

(参考) 定期報告の対象一覧表 (令和8年3月末現在)

■建築物

番号	対象用途	対象建築物の規模等		報告年
		指定年	建築物	
1	ホテル、旅館	H28～	① 3階以上の A>100 m ² ② 2階の A≥300 m ² ③ 地階の A>100 m ²	令和元年 以後3年ごと
		H25～	④ A>500 m ²	
		H24 以前～	⑤ A>1,000 m ²	
2	飲食店、遊技場、公衆浴場、キャバレー、 カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホ ール、待合、料理店	H28～	① 3階以上の A>100 m ² ② 2階の A≥500 m ² ③ 地階の A>100 m ² (④ A≥3,000 m ²)	
		H25～	⑤ A>500 m ²	
		H24 以前～	⑥ A>1,500 m ²	
3	体育館、博物館、美術館、図書館、ボー リング場、スキー場、スケート場、水泳 場、スポーツの練習場 うち学校に附属するもの 学校	H28～	① 3階以上の A>100 m ² (② A≥2,000 m ²)	
		H25～	③ A>1,000 m ²	
		H25～	① A>1,000 m ²	
		H25～	① A>1,000 m ²	
4	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外に 客席を有するものを除く)、公会堂、集 会場	H28～	① 3階以上の A>100 m ² ② 客席の部分の A≥200 m ² ③ 劇場、映画館、演芸場で主階が1階に ないもの ④ 地階の A>100 m ²	令和2年 以後3年ごと
		H25～	⑤ A>500 m ²	
		H24 以前～	⑥ A>1,500 m ²	
5	児童福祉施設等(幼保連携型認定こども 園を含む) うち高齢者、障害者等の就寝の用に供 するもの	H25～	① A>500 m ²	
		H28～	① 3階以上の A>100 m ² ② 2階の A≥300 m ² ③ 地階の A>100 m ²	
		H25～	④ A>500 m ²	
6	百貨店、マーケットその他の物品販売業を 営む店舗、展示場	H28～	① 3階以上の A>100 m ² ② 2階の A≥500 m ² ③ 地階の A>100 m ² ④ A≥3,000 m ²	
		H25～	⑤ A>500 m ² (卸売業を営む店舗を除く)	
		H24 以前～	⑥ A>1,500 m ² (卸売業を営む店舗を除く)	
7	下宿、共同住宅、寄宿舎 うちサービス付き高齢者向け住宅又は 認知症高齢者・障害者グループホーム	H25～	① A>1,000 m ² (昭和56年5月31日以前 に工事に着手したものに限る)	
		H28～	① 3階以上の A>100 m ² ② 2階の A≥300 m ² ③ 地階の A>100 m ²	
		H25～	④ A>1,000 m ² (昭和56年5月31日以前 に工事に着手したものに限る)	
8	病院、診療所(患者の収容施設があるもの に限る)	H28～	① 3階以上の A>100 m ² ② 2階の A≥300 m ² (2階に患者の収容施 設があるものに限る) ③ 地階の A>100 m ²	令和3年 以後3年ごと
		H25～	④ A>500 m ²	
		H24 以前～	⑤ A>1,500 m ²	
9	自動車庫、自動車修理工場、映画スタ ジオ、テレビスタジオ	H25～	① A>1,000 m ²	
10	事務所その他これに類する用途(当該用途 に供する階数が5以上のものに限る)	H25～	① A>1,000 m ²	
11	前各項に掲げる用途のうち2以上の用途 に供するもの ☆	H24 以前～	① A>1,500 m ²	令和元年 以後3年ごと

☆ 昭和56年6月1日以降に工事に着手した下宿、共同住宅、寄宿舎を除きます。

※ Aは当該用途に供する部分の床面積の合計を示します。

※ 用途に供する部分の床面積には、その用途のための従たる施設(廊下、倉庫等)も含まれます。

※ 白抜き数字(①、②…)で示すものは、避難階以外の階を1から8の用途に供しないものを除きます。

■ 建築設備・防火設備

番号	対象用途	対象建築物の規模等				報告年
		指定年	建築設備	指定年	防火設備	
1	ホテル、旅館	H24 以前～	A > 1,000 m ²	H28～	① 3 階以上の A > 100 m ² ② 2 階の A ≥ 300 m ² ③ 地階の A > 100 m ²	毎年
2	飲食店、遊技場、公衆浴場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店	H24 以前～	A > 1,500 m ²	H28～	① 3 階以上の A > 100 m ² ② 2 階の A ≥ 500 m ² ③ 地階の A > 100 m ² ④ A ≥ 3,000 m ²	
3	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	H25～	A > 1,500 m ²	H28～	① 3 階以上の A > 100 m ² ② A ≥ 2,000 m ²	
	うち学校に附属するもの	H25～	A > 1,500 m ²		指定外	
	学校	H25～	A > 1,500 m ²		指定外	
4	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外に客席を有するものを除く）、公会堂、集会場	H24 以前～	A > 1,500 m ²	H28～	① 3 階以上の A > 100 m ² ② 客席の部分の A ≥ 200 m ² ③ 劇場、映画館、演芸場で主階が 1 階にないもの ④ 地階の A > 100 m ²	
5	児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む）	H25～	A > 1,500 m ²		指定外	
	うち高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの	H25～	A > 1,500 m ²	H28～	① 3 階以上の A > 100 m ² ② 2 階の A ≥ 300 m ² ③ 地階の A > 100 m ² ④ A > 200 m ²	
6	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場	H24 以前～	A > 1,500 m ² （卸売業を営む店舗を除く）	H28～	① 3 階以上の A > 100 m ² ② 2 階の A ≥ 500 m ² ③ 地階の A > 100 m ² ④ A ≥ 3,000 m ²	
7	下宿、共同住宅、寄宿舎		指定外		指定外	
	うちサービス付き高齢者向け住宅又は認知症高齢者・障害者グループホーム		指定外	H28～	① 3 階以上の A > 100 m ² ② 2 階の A ≥ 300 m ² ③ 地階の A > 100 m ² ④ A > 200 m ²	
8	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）	H24 以前～	A > 1,500 m ²	H28～	① 3 階以上の A > 100 m ² ② 2 階の A ≥ 300 m ² （2 階に患者の収容施設があるものに限る） ③ 地階の A > 100 m ² ④ A > 200 m ²	
9	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ	H25～	A > 1,500 m ²		指定外	
10	事務所その他これに類する用途（当該用途に供する階数が 5 以上のものに限る）	H25～	A > 1,500 m ²		指定外	
11	前各項に掲げる用途のうち 2 以上の用途に供するもの ☆	H24 以前～	A > 1,500 m ²		指定外	

☆ 下宿、共同住宅、寄宿舎を除きます。

※ A は当該用途に供する部分の床面積の合計を示します。

※ 用途に供する部分の床面積には、その用途のための従たる施設（廊下、倉庫等）も含まれます。

※ 白抜き数字（①、②…）で示すものは、避難階以外の階を 1 から 8 の用途に供しないものを除きます。

・ 現在報告対象の建築物は、次のア～ウのいずれかに該当し、かつ各表の規模等のいずれかに該当するものです。

ア 番号 1～9 又は倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が 200 m²を超えるもの

イ 階数が 3 以上で、番号 1～9 又は倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの

ウ 番号 10 の用途に供する建築物のうち階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 m²を超えるもの

第 15 その他

1 建築計画概要書等の閲覧

法第 93 条の 2 において規定されている確認の申請書に関する書類（建築計画概要書）の閲覧制度は、周辺住民の協力による、違反建築物の建築の未然防止、無確認・違反建築物の売買防止を目的として、昭和 45 年に創設されました。

また、平成 4 年の法改正により「安心・安全なすまい」を市民に提供し、消費者保護と市場機能の向上を図るため、特定行政庁による建築物の台帳整備が義務化され、平成 10 年の法改正から台帳記載事項のうち検査の実施状況等についても閲覧できることとなり、建築物の情報提供の範囲が拡大されました。

さらに、建築物のストック管理の重要性の高まりから、平成 16 年の法改正により定期報告に関する書類が追加されるとともに、個人・法人情報を配慮し、関係者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものに限り、閲覧の対象とすることとされました。

近年、建築物の品質や安全性に関する情報として、建築計画概要書の役割は益々重要なものとなっています。

本市では、平成 29 年 4 月から建築審査課の窓口の情報端末を設置し、建築計画概要書の閲覧及び印刷ができる「建築計画概要書等窓口閲覧システム」を導入しています。これにより、市民が自ら検索が可能となり、閲覧件数が増加し、令和 7 年度の閲覧件数は 30,017 件となっています。

また、閲覧者の利便性向上のため、建築計画概要書及び定期報告概要書等の一部の情報について、令和 8 年 3 月から、「建築計画概要書等電子閲覧システム」によるインターネット公開を開始しました。

建築計画概要書の閲覧件数

平成 16 年度	3,056 件
平成 17 年度	3,882 件
平成 18 年度	5,222 件
平成 19 年度	5,596 件
平成 20 年度	5,223 件
平成 21 年度	5,503 件
平成 22 年度	8,988 件
平成 23 年度	11,833 件
平成 24 年度	13,158 件
平成 25 年度	14,804 件
平成 26 年度	16,932 件
平成 27 年度	17,220 件
平成 28 年度	19,242 件
平成 29 年度	26,457 件
平成 30 年度	29,552 件
令和元年度	27,755 件
令和 2 年度	27,109 件
令和 3 年度	28,427 件
令和 4 年度	31,010 件
令和 5 年度	32,839 件

令和 6 年度	33,123 件
令和 7 年度	30,017 件

※建築計画概要書、定期検査報告概要書（建築設備、防火設備）及び全体計画概要書の閲覧件数

2 建設リサイクル法届出件数

建築物等の解体や新築工事等の実施に当たって、使用又は排出される特定建設資材^{※1}について、その分別解体等及び再資源化等を促進させる措置を講じることを求める「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が平成 14 年 5 月 30 日に全面施行されました。

建築安全推進課では、対象建設工事^{※2}の届出書の受理を行うとともに、同法を共に所管する環境政策局廃棄物指導課との連携による定期パトロールや、全国一斉パトロール等を実施し、同法の目的である特定建設資材の分別解体等・再資源化等の履行確認及び指導を行っています。

また、石綿及びフロン類の有無を把握し適正な分別解体の施工を確保するため、届出書にフロン類及び石綿の有無に係る記載欄を追加する改正が行われ、令和 3 年 4 月 1 日に施行されました。この改正を踏まえ、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を所管する京都府環境管理課、大気汚染防止法を所管する環境政策局環境指導課及び環境共生センターと届出情報の共有を行い、より実効性のあるフロン回収率の向上及び石綿飛散防止対策を行っています。

この建設リサイクル法に基づく届出及び通知については、市民、事業者等の利便性の向上及び行政事務の高度化・効率化を図るため、令和 4 年 2 月から、インターネットを利用した電子申請による受付を実施しています。

直近 10 年間の建設リサイクル法による届出件数（通知件数を含みます。）

平成 28 年度	3,540 件
平成 29 年度	4,380 件
平成 30 年度	3,855 件
令和元年度	3,998 件
令和 2 年度	3,503 件
令和 3 年度	3,491 件
令和 4 年度	3,405 件
令和 5 年度	3,381 件
令和 6 年度	3,512 件
令和 7 年度	3,739 件

※1 特定建設資材…①コンクリート、②コンクリートと鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート

※2 対象建設工事の種類と規模の基準

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80 m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負代金の額 1 億円以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額 500 万円以上

3 訴訟

近年、京都市が当事者となった訴訟の状況は次のとおりです。

			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
京都地方裁判所		新規提訴	1	1	-	-	-	-	-	-	2	2
		前年度からの係属	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2
		計	2	1	1	-	-	-	-	-	-	4
	判決	認容	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		棄却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		却下	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	取下げ		-	-	2	-	-	-	-	-	-	2
	審理中（次年度に持ち越し）		2	1	-	1	-	-	-	-	2	2
大阪高等裁判所		新規提訴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		前年度からの係属	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	判決	認容	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		棄却	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		却下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	取下げ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	審理中（次年度に持ち越し）		-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
最高裁判所		新規提訴	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		前年度からの係属	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	判決	認容	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		棄却	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		却下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	取下げ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	審理中（次年度に持ち越し）		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 「京都地方裁判所」には、訴えの併合により、大阪地方裁判所で係属のものを含まれます。

※ 「認容」は、一部認容を含みます。

※ 「判決」の「認容」、「棄却」、「却下」は、京都市の訴訟相手からの請求に対する裁判所の判断を表します。

※ 令和7年度については、執行停止申立事件は除きます。

※ 1件の訴訟の提起で複数の請求があるため、訴訟件数と判決等との内訳の合計が一致しない場合があります。

提起された訴訟の請求の内容の内訳は次のとおりです。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
提起された件数	1	1	-	-	-	-	-	-	2	2
処分の取消し	1	1	-	-	-	-	-	-	2	-
裁決の取消し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
無効等確認	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
不作為の違法確認	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
義務付け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
差止め	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
損害賠償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 1 件の訴訟の提起で複数の請求があるため、提起された件数と内訳の合計が一致しない場合があります。

※ 控訴審、上告審は含みません。

第2部 統計編

統計編目次

第1 長期統計（令和3年度～令和7年度）

1	行政区別確認済証交付件数	74
2	主要用途別確認済証交付件数	74
3	工事種別別確認済証交付件数	74
4	建築高さ別確認済証交付件数	74
5	延べ床面積別確認済証交付件数	75
6	主要構造別確認済証交付件数	75
7	用途地域別確認済証交付件数	75
8	中間検査対象件数・中間検査合格証交付率（年度別全数）	76
9	行政区別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率	76
10	主要用途別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率	77
11	建築高さ別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率	77
12	延べ床面積別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率	78
13	主要構造別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率	79
14	用途地域別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率	80
15	完了検査済証交付件数・交付率（年度別全数）	81
16	行政区別完了検査済証交付件数・交付率	81
17	主要用途別完了検査済証交付件数・交付率	82
18	工事種別別完了検査済証交付件数・交付率	82
19	建築高さ別完了検査済証交付件数・交付率	83
20	延べ床面積別完了検査済証交付件数・交付率	84
21	主要構造別完了検査済証交付件数・交付率	85
22	用途地域別完了検査済証交付件数・交付率	86

第2 年度統計（令和7年度）

1	行政区別月別確認済証交付件数	87
2	行政区別主要用途別確認済証交付件数	87
3	行政区別工事種別別確認済証交付件数	87
4	行政区別建築高さ別確認済証交付件数	87
5	行政区別延べ床面積別確認済証交付件数	88
6	行政区別主要構造別確認済証交付件数	88
7	行政区別用途地域別確認済証交付件数	88
8	行政区別月別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率	89
9	行政区別主要用途別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率	90
10	行政区別建築高さ別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率	90
11	行政区別延べ床面積別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率	91
12	行政区別主要構造別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率	92
13	行政区別用途地域別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率	93
14	行政区別月別完了検査済証交付件数・交付率	94
15	行政区別主要用途別完了検査済証交付件数・交付率	95
16	行政区別工事種別別完了検査済証交付件数・交付率	95
17	行政区別建築高さ別完了検査済証交付件数・交付率	96
18	行政区別延べ床面積別完了検査済証交付件数・交付率	97
19	行政区別主要構造別完了検査済証交付件数・交付率	98
20	行政区別用途地域別完了検査済証交付件数・交付率	99

【注意事項】

- 本統計におけるデータは、各年度それぞれ以下の時点で集計したものです。
令和7年度 令和8年7月31日
令和6年度 令和7年9月 1日
令和5年度 令和6年9月 1日
令和4年度 令和5年9月 1日
令和3年度 令和5年1月 4日
- 表中の「－」は「該当数値なし」を表します。
- 確認済証交付件数等には、全て計画通知が含まれています。
- 数値は、Kシステム（京都市建築行政情報システム）によるデータです。
- 本統計（第2部 統計編）においては、全て建築物のみを対象としており、建築設備及び工作物は対象としていません。また、確認済証を交付した件数には、計画変更に係るものは含まれていません。
- 中間検査合格証交付率＝「令和〇〇年度に確認済証を交付したもののうち、中間検査合格証を発行した件数」÷「令和〇〇年度に確認済証を交付したもののうち、中間検査の対象となる件数」×100
- 完了検査済証交付率＝「令和〇〇年度に確認済証を交付したもののうち、検査済証を交付した件数」÷「令和〇〇年度に確認済証を交付した件数」×100

第1 長期統計（令和3年度～令和7年度）

1 行政区別確認済証交付件数

行政区	データ年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
北区	459	432	421	374	375
上京区	219	206	168	185	135
左京区	516	503	420	432	407
中京区	271	229	230	246	206
東山区	103	90	85	103	75
山科区	337	314	321	338	334
下京区	175	173	161	146	158
南区	349	253	283	300	249
右京区	563	547	521	569	448
西京区	471	390	445	407	382
伏見区	885	730	666	745	614
総計	4,348	3,867	3,721	3,845	3,383

2 主要用途別確認済証交付件数

主要用途	データ年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
戸建住宅	3,396	2,940	2,840	2,845	2,431
兼用住宅	71	68	62	67	32
共同住宅	414	452	384	497	503
業務施設	432	388	403	344	385
その他	30	17	27	92	25
不明	5	2	5	—	7
総計	4,348	3,867	3,721	3,845	3,383

3 工事種別別確認済証交付件数

工事種別	データ年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新築	4,125	3,672	3,554	3,678	3,223
増築	189	178	148	144	135
用途変更	29	16	16	22	21
その他	5	1	2	1	4
不明	—	—	1	—	—
総計	4,348	3,867	3,721	3,845	3,383

4 建築高さ別確認済証交付件数

建築高さ	データ年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A:0～10m未満	4,036	3,577	3,418	3,513	3,111
B:10～12m未満	71	66	64	63	57
C:12～15m未満	113	111	107	122	92
D:15～20m未満	78	69	76	83	60
E:20～25m未満	17	16	16	23	12
F:25～31m未満	16	10	22	21	28
G:31m～	17	18	18	20	23
総計	4,348	3,867	3,721	3,845	3,383

5 延べ床面積別確認済証交付件数

延べ床面積	データ年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A:0～30㎡未満	89	62	65	76	71
B:30～100㎡未満	2,039	1,754	1,671	1,658	1,384
C:100～200㎡未満	1,497	1,334	1,308	1,366	1,203
D:200～300㎡未満	183	182	194	189	156
E:300～400㎡未満	104	103	60	99	126
F:400～500㎡未満	79	86	76	105	106
G:500～600㎡未満	57	61	36	59	60
H:600～700㎡未満	36	43	44	37	38
I:700～800㎡未満	33	40	34	37	29
J:800～900㎡未満	30	28	29	23	21
K:900～1,000㎡未満	28	30	24	25	27
L:1,000～1,500㎡未満	58	42	53	61	58
M:1,500～2,000㎡未満	30	31	44	29	22
N:2,000～3,000㎡未満	25	25	31	26	26
O:3,000～4,000㎡未満	21	16	14	14	13
P:4,000～5,000㎡未満	13	6	9	12	15
Q:5,000～6,000㎡未満	5	5	5	7	6
R:6,000～7,000㎡未満	5	3	3	7	3
S:7,000～8,000㎡未満	3	2	2	5	2
T:8,000～9,000㎡未満	2	3	4	2	4
U:9,000～10,000㎡未満	1	2	4	2	1
V:10,000～20,000㎡未満	8	7	6	6	7
W:20,000～30,000㎡未満	1	2	2	—	—
X:30,000～40,000㎡未満	—	—	1	—	—
Y:40,000～50,000㎡未満	—	—	—	—	—
Z:50,000㎡～	1	—	2	—	5
総計	4,348	3,867	3,721	3,845	3,383

6 主要構造別確認済証交付件数

主要構造	データ年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
木造	3,419	3,002	2,903	3,000	2,629
鉄筋コンクリート造	207	226	212	214	174
鉄骨造	693	625	581	598	564
鉄骨鉄筋コンクリート造	6	3	8	20	5
その他	23	11	17	13	11
総計	4,348	3,867	3,721	3,845	3,383

7 用途地域別確認済証交付件数

用途地域	データ年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第一種低層住居専用地域	1,200	1,081	1,024	1,016	977
第二種低層住居専用地域	14	6	7	6	3
第一種中高層住居専用地域	723	698	658	704	574
第二種中高層住居専用地域	153	168	156	168	158
第一種住居地域	698	582	623	639	537
第二種住居地域	198	133	139	144	139
準住居地域	11	11	27	9	10
近隣商業地域	286	254	234	249	201
商業地域	243	210	225	233	217
準工業地域	563	515	418	473	380
工業地域	189	160	157	148	145
工業専用地域	9	3	2	2	2
用途地域の指定のない区域	61	46	51	54	40
総計	4,348	3,867	3,721	3,845	3,383

8 中間検査対象件数・中間検査合格証交付率（年度別全数）

中間検査有無	データ年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
検査済	3,262	3,021	2,854	3,078	2,788
申請なし	340	177	188	110	203
総計	3,602	3,198	3,042	3,188	2,991

合格証交付率	90.56%	94.47%	93.82%	96.55%	93.21%
--------	--------	--------	--------	--------	--------

9 行政区別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率

行政区	中間検査有無	データ年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
北区	検査済	334	364	354	311	309
	申請なし	47	11	10	9	24
北区 集計		381	375	364	320	333
上京区	検査済	164	161	138	138	114
	申請なし	17	11	4	5	9
上京区 集計		181	172	142	143	123
左京区	検査済	392	387	325	351	343
	申請なし	38	28	18	12	28
左京区 集計		430	415	343	363	371
中京区	検査済	203	170	169	206	162
	申請なし	12	15	10	5	13
中京区 集計		215	185	179	211	175
東山区	検査済	66	65	62	75	51
	申請なし	11	8	2	4	9
東山区 集計		77	73	64	79	60
山科区	検査済	258	234	255	281	287
	申請なし	23	13	11	12	12
山科区 集計		281	247	266	293	299
下京区	検査済	131	117	119	104	128
	申請なし	11	13	9	3	8
下京区 集計		142	130	128	107	136
南区	検査済	227	179	179	202	189
	申請なし	44	18	23	10	17
南区 集計		271	197	202	212	206
右京区	検査済	442	431	406	473	362
	申請なし	40	20	39	12	31
右京区 集計		482	451	445	485	393
西京区	検査済	372	318	352	330	326
	申請なし	32	12	28	22	22
西京区 集計		404	330	380	352	348
伏見区	検査済	673	595	495	607	517
	申請なし	65	28	34	16	30
伏見区 集計		738	623	529	623	547
総計		3,602	3,198	3,042	3,188	2,991

● 中間検査合格証交付率 行政区	データ年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
北区	87.66%	97.07%	97.25%	97.19%	92.79%
上京区	90.61%	93.60%	97.18%	96.50%	92.68%
左京区	91.16%	93.25%	94.75%	96.69%	92.45%
中京区	94.42%	91.89%	94.41%	97.63%	92.57%
東山区	85.71%	89.04%	96.88%	94.94%	85.00%
山科区	91.81%	94.74%	95.86%	95.90%	95.99%
下京区	92.25%	90.00%	92.97%	97.20%	94.12%
南区	83.76%	90.86%	88.61%	95.28%	91.75%
右京区	91.70%	95.57%	91.24%	97.53%	92.11%
西京区	92.08%	96.36%	92.63%	93.75%	93.68%
伏見区	91.19%	95.51%	93.57%	97.43%	94.52%

10 主要用途別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率

		データ年度				
主要用途	中間検査有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
戸建住宅	検査済	2,796	2,517	2,411	2,493	2,126
	申請なし	288	130	140	84	130
戸建住宅 集計		3,084	2,647	2,551	2,577	2,256
兼用住宅	検査済	48	50	47	44	26
	申請なし	10	3	2	4	3
兼用住宅 集計		58	53	49	48	29
共同住宅	検査済	272	321	269	404	397
	申請なし	24	28	29	7	48
共同住宅 集計		296	349	298	411	445
業務施設	検査済	146	132	124	110	237
	申請なし	18	15	17	14	22
業務施設 集計		164	147	141	124	259
その他	検査済	—	1	3	27	—
	申請なし	—	1	—	1	—
その他 集計		—	2	3	28	—
不明	検査済	—	—	—	—	2
	申請なし	—	—	—	—	—
不明 集計		—	—	—	—	2
総計		3,602	3,198	3,042	3,188	2,991

●中間検査合格証交付率		データ年度				
主要用途		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
戸建住宅		90.66%	95.09%	94.51%	96.74%	94.24%
兼用住宅		82.76%	94.34%	95.92%	91.67%	89.66%
共同住宅		91.89%	91.98%	90.27%	98.30%	89.21%
業務施設		89.02%	89.80%	87.94%	88.71%	91.51%
その他		—	50.00%	100.00%	96.43%	—
不明		—	—	—	—	100.00%

11 建築高さ別中間検査対象件数・中間検査合格証交付

		データ年度				
建築高さ	中間検査有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A:0～10m未満	検査済	3,053	2,828	2,645	2,824	2,575
	申請なし	318	151	158	100	166
A:0～10m未満 集計		3,371	2,979	2,803	2,924	2,741
B:10～12m未満	検査済	35	35	35	46	48
	申請なし	3	3	6	1	5
B:10～12m未満 集計		38	38	41	47	53
C:12～15m未満	検査済	84	76	78	90	76
	申請なし	6	12	11	4	8
C:12～15m未満 集計		90	88	89	94	84
D:15～20m未満	検査済	58	53	60	67	43
	申請なし	9	5	7	2	12
D:15～20m未満 集計		67	58	67	69	55
E:20～25m未満	検査済	11	12	14	17	7
	申請なし	—	2	1	2	4
E:20～25m未満 集計		11	14	15	19	11
F:25～31m未満	検査済	12	7	11	15	23
	申請なし	—	1	5	1	2
F:25～31m未満 集計		12	8	16	16	25
G:31m～	検査済	9	10	11	19	16
	申請なし	4	3	—	—	6
G:31m～ 集計		13	13	11	19	22
総計		3,602	3,198	3,042	3,188	2,991

●中間検査合格証交付率		データ年度				
建築高さ		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A:0～10m未満		90.57%	94.93%	94.36%	96.58%	93.94%
B:10～12m未満		92.11%	92.11%	85.37%	97.87%	90.57%
C:12～15m未満		93.33%	86.36%	87.64%	95.74%	90.48%
D:15～20m未満		86.57%	91.38%	89.55%	97.10%	78.18%
E:20～25m未満		100.00%	85.71%	93.33%	89.47%	63.64%
F:25～31m未満		100.00%	87.50%	68.75%	93.75%	92.00%
G:31m～		69.23%	76.92%	100.00%	100.00%	72.73%

1 2 延べ床面積別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率

		データ年度				
延べ床面積	中間検査有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A:0～30㎡未満	検査済	1	2	1	3	3
	申請なし	—	—	—	1	1
A:0～30㎡未満 集計		1	2	1	4	4
B:30～100㎡未満	検査済	1,690	1,525	1,396	1,402	1,175
	申請なし	184	71	103	57	72
B:30～100㎡未満 集計		1,874	1,596	1,499	1,459	1,247
C:100～200㎡未満	検査済	1,154	1,059	1,065	1,150	1,056
	申請なし	108	56	38	31	54
C:100～200㎡未満 集計		1,262	1,115	1,103	1,181	1,110
D:200～300㎡未満	検査済	101	110	98	119	121
	申請なし	15	9	8	5	12
D:200～300㎡未満 集計		116	119	106	124	133
E:300～400㎡未満	検査済	51	53	30	72	99
	申請なし	6	5	2	2	12
E:300～400㎡未満 集計		57	58	32	74	111
F:400～500㎡未満	検査済	43	55	40	67	81
	申請なし	2	6	5	—	7
F:400～500㎡未満 集計		45	61	45	67	88
G:500～600㎡未満	検査済	24	30	17	32	44
	申請なし	3	2	2	3	8
G:500～600㎡未満 集計		27	32	19	35	52
H:600～700㎡未満	検査済	17	24	22	27	25
	申請なし	2	4	5	3	4
H:600～700㎡未満 集計		19	28	27	30	29
I:700～800㎡未満	検査済	16	25	20	28	19
	申請なし	2	3	4	1	4
I:700～800㎡未満 集計		18	28	24	29	23
J:800～900㎡未満	検査済	20	14	18	14	14
	申請なし	—	3	2	1	2
J:800～900㎡未満 集計		20	17	20	15	16
K:900～1,000㎡未満	検査済	18	21	15	17	21
	申請なし	—	2	—	3	2
K:900～1,000㎡未満 集計		18	23	15	20	23
L:1,000～1,500㎡未満	検査済	38	31	35	50	46
	申請なし	3	2	5	1	9
L:1,000～1,500㎡未満 集計		41	33	40	51	55
M:1,500～2,000㎡未満	検査済	27	23	36	26	17
	申請なし	2	4	1	1	4
M:1,500～2,000㎡未満 集計		29	27	37	27	21
N:2,000～3,000㎡未満	検査済	19	20	23	23	22
	申請なし	4	—	7	—	3
N:2,000～3,000㎡未満 集計		23	20	30	23	25
O:3,000～4,000㎡未満	検査済	13	11	12	11	10
	申請なし	4	2	—	1	3
O:3,000～4,000㎡未満 集計		17	13	12	12	13
P:4,000～5,000㎡未満	検査済	10	3	6	11	12
	申請なし	1	3	—	—	2
P:4,000～5,000㎡未満 集計		11	6	6	11	14
Q:5,000～6,000㎡未満	検査済	4	4	4	6	4
	申請なし	1	1	1	—	2
Q:5,000～6,000㎡未満 集計		5	5	5	6	6
R:6,000～7,000㎡未満	検査済	5	2	2	5	2
	申請なし	—	1	1	—	1
R:6,000～7,000㎡未満 集計		5	3	3	5	3
S:7,000～8,000㎡未満	検査済	2	2	1	5	2
	申請なし	1	—	1	—	—
S:7,000～8,000㎡未満 集計		3	2	2	5	2
T:8,000～9,000㎡未満	検査済	2	2	4	2	4
	申請なし	—	—	—	—	—
T:8,000～9,000㎡未満 集計		2	2	4	2	4
U:9,000～10,000㎡未満	検査済	—	1	3	2	1
	申請なし	—	1	1	—	—
U:9,000～10,000㎡未満 集計		—	2	4	2	1
V:10,000～20,000㎡未満	検査済	5	3	4	6	6
	申請なし	2	2	1	—	—
V:10,000～20,000㎡未満 集計		7	5	5	6	6
W:20,000～30,000㎡未満	検査済	1	1	1	—	—
	申請なし	—	—	1	—	—
W:20,000～30,000㎡未満 集計		1	1	2	—	—
X:30,000～40,000㎡未満	検査済	—	—	1	—	—
	申請なし	—	—	—	—	—
X:30,000～40,000㎡未満 集計		—	—	1	—	—
Y:40,000～50,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—
	申請なし	—	—	—	—	—
Y:40,000～50,000㎡未満 集計		—	—	—	—	—
Z:50,000㎡～	検査済	1	—	—	—	4
	申請なし	—	—	—	—	1
Z:50,000㎡～ 集計		1	—	—	—	5
総計		3,602	3,198	3,042	3,188	2,991

●中間検査合格証交付率 延べ床面積	データ年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A:0～30㎡未満	100.00%	100.00%	100.00%	75.00%	75.00%
B:30～100㎡未満	90.18%	95.55%	93.13%	96.09%	94.23%
C:100～200㎡未満	91.44%	94.98%	96.55%	97.38%	95.14%
D:200～300㎡未満	87.07%	92.44%	92.45%	95.97%	90.98%
E:300～400㎡未満	89.47%	91.38%	93.75%	97.30%	89.19%
F:400～500㎡未満	95.56%	90.16%	88.89%	100.00%	92.05%
G:500～600㎡未満	88.89%	93.75%	89.47%	91.43%	84.62%
H:600～700㎡未満	89.47%	85.71%	81.48%	90.00%	86.21%
I:700～800㎡未満	88.89%	89.29%	83.33%	96.55%	82.61%
J:800～900㎡未満	100.00%	82.35%	90.00%	93.33%	87.50%
K:900～1,000㎡未満	100.00%	91.30%	100.00%	85.00%	91.30%
L:1,000～1,500㎡未満	92.68%	93.94%	87.50%	98.04%	83.64%
M:1,500～2,000㎡未満	93.10%	85.19%	97.30%	96.30%	80.95%
N:2,000～3,000㎡未満	82.61%	100.00%	76.67%	100.00%	88.00%
O:3,000～4,000㎡未満	76.47%	84.62%	100.00%	91.67%	76.92%
P:4,000～5,000㎡未満	90.91%	50.00%	100.00%	100.00%	85.71%
Q:5,000～6,000㎡未満	80.00%	80.00%	80.00%	100.00%	66.67%
R:6,000～7,000㎡未満	100.00%	66.67%	66.67%	100.00%	66.67%
S:7,000～8,000㎡未満	66.67%	100.00%	50.00%	100.00%	100.00%
T:8,000～9,000㎡未満	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
U:9,000～10,000㎡未満	—	50.00%	75.00%	100.00%	100.00%
V:10,000～20,000㎡未満	71.43%	60.00%	80.00%	100.00%	100.00%
W:20,000～30,000㎡未満	100.00%	100.00%	50.00%	—	—
X:30,000～40,000㎡未満	—	—	100.00%	—	—
Y:40,000～50,000㎡未満	—	—	—	—	—
Z:50,000㎡～	100.00%	—	—	—	80.00%

1 3 主要構造別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率

主要構造		データ年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
木造	検査済	2,956	2,714	2,581	2,735	2,412
	申請なし	310	138	141	91	106
木造 集計		3,266	2,852	2,722	2,826	2,518
鉄筋コンクリート造	検査済	152	168	150	173	127
	申請なし	18	20	19	9	27
鉄筋コンクリート造 集計		170	188	169	182	154
鉄骨造	検査済	151	138	120	152	242
	申請なし	11	17	27	10	69
鉄骨造 集計		162	155	147	162	311
鉄骨鉄筋コンクリート造	検査済	2	1	3	16	2
	申請なし	—	2	1	—	1
鉄骨鉄筋コンクリート造 集計		2	3	4	16	3
その他	検査済	1	—	—	2	5
	申請なし	1	—	—	—	—
その他 集計		2	—	—	2	5
不明	検査済	—	—	—	—	—
	申請なし	—	—	—	—	—
不明 集計		—	—	—	—	—
総計		3,602	3,198	3,042	3,188	2,991

●中間検査合格証交付率 主要構造	データ年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
木造	90.51%	95.16%	94.82%	96.78%	95.79%
鉄筋コンクリート造	89.41%	89.36%	88.76%	95.05%	82.47%
鉄骨造	93.21%	89.03%	81.63%	93.83%	77.81%
鉄骨鉄筋コンクリート造	100.00%	33.33%	75.00%	100.00%	66.67%
その他	50.00%	—	—	100.00%	100.00%
不明	—	—	—	—	—

1 4 用途地域別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率

用途地域	中間検査有無	データ年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第一種低層住居専用地域	検査済	946	884	835	858	820
	申請なし	83	44	45	29	67
第一種低層住居専用地域 集計		1,029	928	880	887	887
第二種低層住居専用地域	検査済	12	6	6	5	3
	申請なし	1	—	1	—	—
第二種低層住居専用地域 集計		13	6	7	5	3
第一種中高層住居専用地域	検査済	587	580	556	602	496
	申請なし	49	24	27	19	20
第一種中高層住居専用地域 集計		636	604	583	621	516
第二種中高層住居専用地域	検査済	107	127	121	126	128
	申請なし	13	7	4	10	6
第二種中高層住居専用地域 集計		120	134	125	136	134
第一種住居地域	検査済	539	483	490	529	462
	申請なし	69	29	30	11	26
第一種住居地域 集計		608	512	520	540	488
第二種住居地域	検査済	133	99	90	99	105
	申請なし	23	5	15	5	14
第二種住居地域 集計		156	104	105	104	119
準住居地域	検査済	5	4	14	5	7
	申請なし	—	3	9	—	1
準住居地域 集計		5	7	23	5	8
近隣商業地域	検査済	184	182	152	173	154
	申請なし	19	6	11	6	13
近隣商業地域 集計		203	188	163	179	167
商業地域	検査済	166	128	139	160	157
	申請なし	18	19	15	8	22
商業地域 集計		184	147	154	168	179
準工業地域	検査済	422	401	331	388	314
	申請なし	48	28	16	11	22
準工業地域 集計		470	429	347	399	336
工業地域	検査済	130	105	94	104	112
	申請なし	8	5	14	6	8
工業地域 集計		138	110	108	110	120
工業専用地域	検査済	2	3	—	—	2
	申請なし	—	—	—	—	—
工業専用地域 集計		2	3	—	—	2
用途地域の指定のない区域	検査済	29	19	26	29	28
	申請なし	9	7	1	5	4
用途地域の指定のない区域 集計		38	26	27	34	32
総計		3,602	3,198	3,042	3,188	2,991

用途地域	データ年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第一種低層住居専用地域	91.93%	95.26%	94.89%	96.73%	92.45%
第二種低層住居専用地域	92.31%	100.00%	85.71%	100.00%	100.00%
第一種中高層住居専用地域	92.30%	96.03%	95.37%	96.94%	96.12%
第二種中高層住居専用地域	89.17%	94.78%	96.80%	92.65%	95.52%
第一種住居地域	88.65%	94.34%	94.23%	97.96%	94.67%
第二種住居地域	85.26%	95.19%	85.71%	95.19%	88.24%
準住居地域	100.00%	57.14%	60.87%	100.00%	87.50%
近隣商業地域	90.64%	96.81%	93.25%	96.65%	92.22%
商業地域	90.22%	87.07%	90.26%	95.24%	87.71%
準工業地域	89.79%	93.47%	95.39%	97.24%	93.45%
工業地域	94.20%	95.45%	87.04%	94.55%	93.33%
工業専用地域	100.00%	100.00%	—	—	100.00%
用途地域の指定のない区域	76.32%	73.08%	96.30%	85.29%	87.50%

15 完了検査済証交付件数・交付率（年度別全数）

完了検査有無	データ年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
検査済	3,126	2,917	3,013	3,410	2,562
申請なし	1,222	950	708	435	821
総計	4,348	3,867	3,721	3,845	3,383

合格証交付率	71.90%	75.43%	80.97%	88.69%	75.73%
--------	--------	--------	--------	--------	--------

16 行政区別完了検査済証交付件数・交付率

行政区	完了検査有無	データ年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
北区	検査済	322	340	366	340	289
	申請なし	137	92	55	34	86
北区 集計		459	432	421	374	375
上京区	検査済	142	149	132	151	88
	申請なし	77	57	36	34	47
上京区 集計		219	206	168	185	135
左京区	検査済	375	383	362	376	311
	申請なし	141	120	58	56	96
左京区 集計		516	503	420	432	407
中京区	検査済	172	144	167	194	150
	申請なし	99	85	63	52	56
中京区 集計		271	229	230	246	206
東山区	検査済	63	60	69	80	46
	申請なし	40	30	16	23	29
東山区 集計		103	90	85	103	75
山科区	検査済	270	243	267	309	265
	申請なし	67	71	54	29	69
山科区 集計		337	314	321	338	334
下京区	検査済	108	118	108	114	90
	申請なし	67	55	53	32	68
下京区 集計		175	173	161	146	158
南区	検査済	230	181	214	254	174
	申請なし	119	72	69	46	75
南区 集計		349	253	283	300	249
右京区	検査済	425	419	408	520	344
	申請なし	138	128	113	49	104
右京区 集計		563	547	521	569	448
西京区	検査済	368	315	371	378	316
	申請なし	103	75	74	29	66
西京区 集計		471	390	445	407	382
伏見区	検査済	651	565	549	694	489
	申請なし	234	165	117	51	125
伏見区 集計		885	730	666	745	614
総計		4,348	3,867	3,721	3,845	3,383

●完了検査済証交付率 行政区	データ年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
北区	70.15%	78.70%	86.94%	90.91%	77.07%
上京区	64.84%	72.33%	78.57%	81.62%	65.19%
左京区	72.67%	76.14%	86.19%	87.04%	76.41%
中京区	63.47%	62.88%	72.61%	78.86%	72.82%
東山区	61.17%	66.67%	81.18%	77.67%	61.33%
山科区	80.12%	77.39%	83.18%	91.42%	79.34%
下京区	61.71%	68.21%	67.08%	78.08%	56.96%
南区	65.90%	71.54%	75.62%	84.67%	69.88%
右京区	75.49%	76.60%	78.31%	91.39%	76.79%
西京区	78.13%	80.77%	83.37%	92.87%	82.72%
伏見区	73.56%	77.40%	82.43%	93.15%	79.64%

1 7 主要用途別完了検査済証交付件数・交付率

		データ年度				
主要用途	完了検査有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
戸建住宅	検査済	2,563	2,329	2,430	2,661	1,984
	申請なし	833	611	410	184	447
戸建住宅 集計		3,396	2,940	2,840	2,845	2,431
兼用住宅	検査済	42	51	46	52	20
	申請なし	29	17	16	15	12
兼用住宅 集計		71	68	62	67	32
共同住宅	検査済	218	268	229	357	297
	申請なし	196	184	155	140	206
共同住宅 集計		414	452	384	497	503
業務施設	検査済	277	259	282	264	242
	申請なし	155	129	121	80	143
業務施設 集計		432	388	403	344	385
その他	検査済	24	8	22	76	14
	申請なし	6	9	5	16	11
その他 集計		30	17	27	92	25
不明	検査済	2	2	4	—	5
	申請なし	3	—	1	—	2
不明 集計		5	2	5	—	7
総計		4,348	3,867	3,721	3,845	3,383

●完了検査済証交付率		データ年度				
主要用途		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
戸建住宅		75.47%	79.22%	85.56%	93.53%	81.61%
兼用住宅		59.15%	75.00%	74.19%	77.61%	62.50%
共同住宅		52.66%	59.29%	59.64%	71.83%	59.05%
業務施設		64.12%	66.75%	69.98%	76.74%	62.86%
その他		80.00%	47.06%	81.48%	82.61%	56.00%
不明		40.00%	100.00%	80.00%	—	71.43%

1 8 工事種別別完了検査済証交付件数・交付率

		データ年度				
工事種別	完了検査有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新築	検査済	2,999	2,802	2,908	3,295	2,472
	申請なし	1,126	870	646	383	751
新築 集計		4,125	3,672	3,554	3,678	3,223
増築	検査済	120	114	102	114	88
	申請なし	69	64	46	30	47
増築 集計		189	178	148	144	135
用途変更	検査済	3	—	—	—	—
	申請なし	26	16	16	22	21
用途変更 集計		29	16	16	22	21
その他	検査済	4	1	2	1	2
	申請なし	1	—	—	—	2
その他 集計		5	1	2	1	4
不明	検査済	—	—	1	—	—
	申請なし	—	—	—	—	—
不明 集計		—	—	1	—	—
総計		4,348	3,867	3,721	3,845	3,383

●完了検査済証交付率		データ年度				
工事種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新築		72.70%	76.31%	81.82%	89.59%	76.70%
増築		63.49%	64.04%	68.92%	79.17%	65.19%
用途変更		10.34%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
その他		80.00%	100.00%	100.00%	100.00%	50.00%
不明		—	—	100.00%	—	—

1 9 建築高さ別完了検査済証交付件数・交付率

建築高さ		データ年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A:0～10m未満	検査済	3,003	2,804	2,889	3,240	2,482
	申請なし	1,033	773	529	273	629
	集計	4,036	3,577	3,418	3,513	3,111
B:10～12m未満	検査済	39	43	35	53	33
	申請なし	32	23	29	10	24
	集計	71	66	64	63	57
C:12～15m未満	検査済	54	43	50	70	37
	申請なし	59	68	57	52	55
	集計	113	111	107	122	92
D:15～20m未満	検査済	27	19	26	33	6
	申請なし	51	50	50	50	54
	集計	78	69	76	83	60
E:20～25m未満	検査済	2	3	5	4	1
	申請なし	15	13	11	19	11
	集計	17	16	16	23	12
F:25～31m未満	検査済	1	2	4	5	3
	申請なし	15	8	18	16	25
	集計	16	10	22	21	28
G:31m～	検査済	—	3	4	5	—
	申請なし	17	15	14	15	23
	集計	17	18	18	20	23
総計		4,348	3,867	3,721	3,845	3,383

●完了検査済証交付率 建築高さ		データ年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A:0～10m未満		74.41%	78.39%	84.52%	92.23%	79.78%
B:10～12m未満		54.93%	65.15%	54.69%	84.13%	57.89%
C:12～15m未満		47.79%	38.74%	46.73%	57.38%	40.22%
D:15～20m未満		34.62%	27.54%	34.21%	39.76%	10.00%
E:20～25m未満		11.76%	18.75%	31.25%	17.39%	8.33%
F:25～31m未満		6.25%	20.00%	18.18%	23.81%	10.71%
G:31m～		0.00%	16.67%	22.22%	25.00%	0.00%

20 延べ床面積別完了検査済証交付件数・交付率

延べ床面積	完了検査有無	データ年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A:0～30㎡未満	検査済	68	51	53	62	55
	申請なし	21	11	12	14	16
A:0～30㎡未満 集計		89	62	65	76	71
B:30～100㎡未満	検査済	1,514	1,411	1,406	1,527	1,143
	申請なし	525	343	265	131	241
B:30～100㎡未満 集計		2,039	1,754	1,671	1,658	1,384
C:100～200㎡未満	検査済	1,150	1,056	1,151	1,292	985
	申請なし	347	278	157	74	218
C:100～200㎡未満 集計		1,497	1,334	1,308	1,366	1,203
D:200～300㎡未満	検査済	123	135	141	165	106
	申請なし	60	47	53	24	50
D:200～300㎡未満 集計		183	182	194	189	156
E:300～400㎡未満	検査済	62	68	46	85	81
	申請なし	42	35	14	14	45
E:300～400㎡未満 集計		104	103	60	99	126
F:400～500㎡未満	検査済	50	45	52	88	66
	申請なし	29	41	24	17	40
F:400～500㎡未満 集計		79	86	76	105	106
G:500～600㎡未満	検査済	34	36	25	45	34
	申請なし	23	25	11	14	26
G:500～600㎡未満 集計		57	61	36	59	60
H:600～700㎡未満	検査済	28	24	32	29	18
	申請なし	8	19	12	8	20
H:600～700㎡未満 集計		36	43	44	37	38
I:700～800㎡未満	検査済	19	29	18	29	16
	申請なし	14	11	16	8	13
I:700～800㎡未満 集計		33	40	34	37	29
J:800～900㎡未満	検査済	16	15	19	14	12
	申請なし	14	13	10	9	9
J:800～900㎡未満 集計		30	28	29	23	21
K:900～1,000㎡未満	検査済	16	15	12	12	12
	申請なし	12	15	12	13	15
K:900～1,000㎡未満 集計		28	30	24	25	27
L:1,000～1,500㎡未満	検査済	27	16	23	37	24
	申請なし	31	26	30	24	34
L:1,000～1,500㎡未満 集計		58	42	53	61	58
M:1,500～2,000㎡未満	検査済	10	8	23	11	5
	申請なし	20	23	21	18	17
M:1,500～2,000㎡未満 集計		30	31	44	29	22
N:2,000～3,000㎡未満	検査済	5	5	5	8	2
	申請なし	20	20	26	18	24
N:2,000～3,000㎡未満 集計		25	25	31	26	26
O:3,000～4,000㎡未満	検査済	3	2	2	2	1
	申請なし	18	14	12	12	12
O:3,000～4,000㎡未満 集計		21	16	14	14	13
P:4,000～5,000㎡未満	検査済	—	—	2	—	1
	申請なし	13	6	7	12	14
P:4,000～5,000㎡未満 集計		13	6	9	12	15
Q:5,000～6,000㎡未満	検査済	—	1	1	1	—
	申請なし	5	4	4	6	6
Q:5,000～6,000㎡未満 集計		5	5	5	7	6
R:6,000～7,000㎡未満	検査済	—	—	—	1	—
	申請なし	5	3	3	6	3
R:6,000～7,000㎡未満 集計		5	3	3	7	3
S:7,000～8,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—
	申請なし	3	2	2	5	2
S:7,000～8,000㎡未満 集計		3	2	2	5	2
T:8,000～9,000㎡未満	検査済	—	—	—	1	—
	申請なし	2	3	4	1	4
T:8,000～9,000㎡未満 集計		2	3	4	2	4
U:9,000～10,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—
	申請なし	1	2	4	2	1
U:9,000～10,000㎡未満 集計		1	2	4	2	1
V:10,000～20,000㎡未満	検査済	1	—	1	1	1
	申請なし	7	7	5	5	6
V:10,000～20,000㎡未満 集計		8	7	6	6	7
W:20,000～30,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—
	申請なし	1	2	2	—	—
W:20,000～30,000㎡未満 集計		1	2	2	—	—
X:30,000～40,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—
	申請なし	—	—	1	—	—
X:30,000～40,000㎡未満 集計		—	—	1	—	—
Y:40,000～50,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—
	申請なし	—	—	—	—	—
Y:40,000～50,000㎡未満 集計		—	—	—	—	—
Z:50,000㎡～	検査済	—	—	1	—	—
	申請なし	1	—	1	—	5
Z:50,000㎡～ 集計		1	—	2	—	5
総計		4,348	3,867	3,721	3,845	3,383

●完了検査済証交付率 延べ床面積	データ年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A:0～30㎡未満	76.40%	82.26%	81.54%	81.58%	77.46%
B:30～100㎡未満	74.25%	80.44%	84.14%	92.10%	82.59%
C:100～200㎡未満	76.82%	79.16%	88.00%	94.58%	81.88%
D:200～300㎡未満	67.21%	74.18%	72.68%	87.30%	67.95%
E:300～400㎡未満	59.62%	66.02%	76.67%	85.86%	64.29%
F:400～500㎡未満	63.29%	52.33%	68.42%	83.81%	62.26%
G:500～600㎡未満	59.65%	59.02%	69.44%	76.27%	56.67%
H:600～700㎡未満	77.78%	55.81%	72.73%	78.38%	47.37%
I:700～800㎡未満	57.58%	72.50%	52.94%	78.38%	55.17%
J:800～900㎡未満	53.33%	53.57%	65.52%	60.87%	57.14%
K:900～1,000㎡未満	57.14%	50.00%	50.00%	48.00%	44.44%
L:1,000～1,500㎡未満	46.55%	38.10%	43.40%	60.66%	41.38%
M:1,500～2,000㎡未満	33.33%	25.81%	52.27%	37.93%	22.73%
N:2,000～3,000㎡未満	20.00%	20.00%	16.13%	30.77%	7.69%
O:3,000～4,000㎡未満	14.29%	12.50%	14.29%	14.29%	7.69%
P:4,000～5,000㎡未満	0.00%	0.00%	22.22%	0.00%	6.67%
Q:5,000～6,000㎡未満	0.00%	20.00%	20.00%	14.29%	0.00%
R:6,000～7,000㎡未満	0.00%	0.00%	0.00%	14.29%	0.00%
S:7,000～8,000㎡未満	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
T:8,000～9,000㎡未満	0.00%	0.00%	0.00%	50.00%	0.00%
U:9,000～10,000㎡未満	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
V:10,000～20,000㎡未満	12.50%	0.00%	16.67%	16.67%	14.29%
W:20,000～30,000㎡未満	0.00%	0.00%	0.00%	—	—
X:30,000～40,000㎡未満	—	—	0.00%	—	—
Y:40,000～50,000㎡未満	—	—	—	—	—
Z:50,000㎡～	0.00%	—	50.00%	—	0.00%

2 1 主要構造別完了検査済証交付件数・交付率

主要構造		データ年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
木造	検査済	2,538	2,368	2,481	2,778	2,110
	申請なし	881	634	422	222	519
木造 集計		3,419	3,002	2,903	3,000	2,629
鉄筋コンクリート造	検査済	69	84	72	93	37
	申請なし	138	142	140	121	137
鉄筋コンクリート造 集計		207	226	212	214	174
鉄骨造	検査済	500	456	445	516	405
	申請なし	193	169	136	82	159
鉄骨造 集計		693	625	581	598	564
鉄骨鉄筋コンクリート造	検査済	2	—	2	10	1
	申請なし	4	3	6	10	4
鉄骨鉄筋コンクリート造 集計		6	3	8	20	5
その他	検査済	17	9	13	13	9
	申請なし	6	2	4	—	2
その他 集計		23	11	17	13	11
総計		4,348	3,867	3,721	3,845	3,383

●完了検査済証交付率 主要構造	データ年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
木造	74.23%	78.88%	85.46%	92.60%	80.26%
鉄筋コンクリート造	33.33%	37.17%	33.96%	43.46%	21.26%
鉄骨造	72.15%	72.96%	76.59%	86.29%	71.81%
鉄骨鉄筋コンクリート造	33.33%	0.00%	25.00%	50.00%	20.00%
その他	73.91%	81.82%	76.47%	100.00%	81.82%

2 2 用途地域別完了検査済証交付件数・交付率

用途地域		データ年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第一種低層住居専用地域	検査済	893	858	879	941	774
	申請なし	307	223	145	75	203
第一種低層住居専用地域 集計		1,200	1,081	1,024	1,016	977
第二種低層住居専用地域	検査済	11	5	5	6	3
	申請なし	3	1	2	—	—
第二種低層住居専用地域 集計		14	6	7	6	3
第一種中高層住居専用地域	検査済	546	551	566	651	466
	申請なし	177	147	92	53	108
第一種中高層住居専用地域 集計		723	698	658	704	574
第二種中高層住居専用地域	検査済	111	120	130	144	119
	申請なし	42	48	26	24	39
第二種中高層住居専用地域 集計		153	168	156	168	158
第一種住居地域	検査済	515	459	518	598	435
	申請なし	183	123	105	41	102
第一種住居地域 集計		698	582	623	639	537
第二種住居地域	検査済	124	96	107	118	94
	申請なし	74	37	32	26	45
第二種住居地域 集計		198	133	139	144	139
準住居地域	検査済	11	7	13	7	7
	申請なし	—	4	14	2	3
準住居地域 集計		11	11	27	9	10
近隣商業地域	検査済	196	192	170	218	149
	申請なし	90	62	64	31	52
近隣商業地域 集計		286	254	234	249	201
商業地域	検査済	116	109	126	137	108
	申請なし	127	101	99	96	109
商業地域 集計		243	210	225	233	217
準工業地域	検査済	408	380	349	422	287
	申請なし	155	135	69	51	93
準工業地域 集計		563	515	418	473	380
工業地域	検査済	148	113	110	122	92
	申請なし	41	47	47	26	53
工業地域 集計		189	160	157	148	145
工業専用地域	検査済	8	—	2	2	1
	申請なし	1	3	—	—	1
工業専用地域 集計		9	3	2	2	2
用途地域の指定のない区域	検査済	39	27	38	44	27
	申請なし	22	19	13	10	13
用途地域の指定のない区域 集計		61	46	51	54	40
総計		4,348	3,867	3,721	3,845	3,383

●完了検査済証交付率 用途地域		データ年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第一種低層住居専用地域		74.42%	79.37%	85.84%	92.62%	79.22%
第二種低層住居専用地域		78.57%	83.33%	71.43%	100.00%	100.00%
第一種中高層住居専用地域		75.52%	78.94%	86.02%	92.47%	81.18%
第二種中高層住居専用地域		72.55%	71.43%	83.33%	85.71%	75.32%
第一種住居地域		73.78%	78.87%	83.15%	93.58%	81.01%
第二種住居地域		62.63%	72.18%	76.98%	81.94%	67.63%
準住居地域		100.00%	63.64%	48.15%	77.78%	70.00%
近隣商業地域		68.53%	75.59%	72.65%	87.55%	74.13%
商業地域		47.74%	51.90%	56.00%	58.80%	49.77%
準工業地域		72.47%	73.79%	83.49%	89.22%	75.53%
工業地域		78.31%	70.63%	70.06%	82.43%	63.45%
工業専用地域		88.89%	0.00%	100.00%	100.00%	50.00%
用途地域の指定のない区域		63.93%	58.70%	74.51%	81.48%	67.50%

第2 年度統計（令和7年度）

1 行政区別月別確認済証交付件数

確認済証交付月	行政区											
	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	総計
令和7年4月	20	3	22	7	3	14	6	14	23	21	36	169
5月	20	6	32	16	11	24	12	12	26	21	42	222
6月	37	11	36	26	7	30	13	25	46	36	61	328
7月	26	14	37	18	9	33	14	19	46	26	60	302
8月	36	15	26	13	7	38	12	20	43	26	48	284
9月	45	11	38	10	8	31	19	25	36	44	54	321
10月	50	14	42	23	7	22	20	21	46	44	65	354
11月	18	11	29	9	5	24	19	23	32	34	50	254
12月	28	13	34	24	3	29	16	24	44	38	56	309
令和8年1月	23	8	26	18	3	34	8	15	30	23	53	241
2月	33	16	36	20	7	26	11	21	40	27	35	272
3月	39	13	49	22	5	29	8	30	36	42	54	327
総計	375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614	3,383

2 行政区別主要用途別確認済証交付件数

主要用途	行政区											
	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	總計
戸建住宅	310	85	336	114	38	246	67	121	328	345	441	2,431
兼用住宅	4	4	4	7	1	2	2	1	4	1	2	32
共同住宅	50	28	41	49	9	59	35	43	75	20	94	503
業務施設	10	17	23	33	27	25	52	80	36	11	71	385
その他	1	1	3	2	—	2	1	3	4	5	3	25
不明	—	—	—	1	—	—	1	1	1	—	3	7
總計	375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614	3,383

3 行政区別工事種別別確認済証交付件数

工事種別	行政区											
	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	總計
新築	367	125	388	194	67	324	142	230	421	374	591	3,223
増築	6	8	18	8	6	10	9	18	25	7	20	135
用途変更	2	1	—	4	—	—	7	1	2	1	3	21
その他	—	1	1	—	2	—	—	—	—	—	—	4
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614	3,383

4 行政区別建築高さ別確認済証交付件数

建築高さ	行政区											
	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	總計
A:0～10m未満	365	111	390	161	63	325	109	210	417	377	583	3,111
B:10～12m未満	4	4	6	7	3	3	6	9	2	2	11	57
C:12～15m未満	5	11	7	15	8	3	20	4	8	2	9	92
D:15～20m未満	1	6	3	12	1	2	10	12	7	1	5	60
E:20～25m未満	—	3	—	2	—	—	3	1	1	—	2	12
F:25～31m未満	—	—	1	4	—	1	3	8	9	—	2	28
G:31m～	—	—	—	5	—	—	7	5	4	—	2	23
總計	375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614	3,383

5 行政区別延べ床面積別確認済証交付件数

延べ床面積	行政区												総計
	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区		
A:0～30㎡未満	3	4	4	7	4	11	2	7	12	6	11	71	
B:30～100㎡未満	155	32	153	69	23	167	36	97	201	199	252	1,384	
C:100～200㎡未満	151	61	181	71	23	94	52	67	146	137	220	1,203	
D:200～300㎡未満	17	3	24	6	3	17	11	11	14	15	35	156	
E:300～400㎡未満	17	8	12	5	7	17	15	7	9	11	18	126	
F:400～500㎡未満	18	4	17	7	3	10	7	7	12	2	19	106	
G:500～600㎡未満	4	5	5	6	4	6	5	4	9	3	9	60	
H:600～700㎡未満	4	2	2	2	1	1	4	3	7	3	9	38	
I:700～800㎡未満	—	2	1	7	1	1	3	5	3	—	6	29	
J:800～900㎡未満	1	1	1	2	2	4	2	3	2	—	3	21	
K:900～1,000㎡未満	1	3	—	3	1	1	3	4	3	1	7	27	
L:1,000～1,500㎡未満	2	3	2	7	3	—	7	10	6	4	14	58	
M:1,500～2,000㎡未満	1	—	—	2	—	3	3	6	5	—	2	22	
N:2,000～3,000㎡未満	—	2	1	4	—	1	4	8	6	—	—	26	
O:3,000～4,000㎡未満	—	—	2	3	—	—	—	2	4	—	2	13	
P:4,000～5,000㎡未満	—	1	1	3	—	—	2	2	4	1	1	15	
Q:5,000～6,000㎡未満	1	—	1	1	—	—	—	1	2	—	—	6	
R:6,000～7,000㎡未満	—	2	—	—	—	—	—	—	1	—	—	3	
S:7,000～8,000㎡未満	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	2	
T:8,000～9,000㎡未満	—	—	—	1	—	—	1	1	1	—	—	4	
U:9,000～10,000㎡未満	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
V:10,000～20,000㎡未満	—	1	—	—	—	1	1	2	—	—	2	7	
W:20,000～30,000㎡未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
X:30,000～40,000㎡未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
Y:40,000～50,000㎡未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
Z:50,000㎡～	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	3	5	
総計	375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614	3,383	

6 行政区別主要構造別確認済証交付件数

主要構造	行政区											
	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	總計
木造	300	91	332	135	55	291	93	153	350	336	493	2,629
鉄筋コンクリート造	8	19	24	29	7	7	22	20	26	—	12	174
鉄骨造	66	24	50	40	13	36	40	73	70	46	106	564
鉄骨鉄筋コンクリート造	—	—	—	1	—	—	3	—	1	—	—	5
その他	1	1	1	1	—	—	—	3	1	—	3	11
總計	375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614	3,383

7 行政区別用途地域別確認済証交付件数

用途地域	行政区												総計
	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区		
第一種低層住居専用地域	215	2	282	1	1	65	—	—	73	218	120	977	
第二種低層住居専用地域	—	—	1	—	—	—	—	—	1	1	—	3	
第一種中高層住居専用地域	34	—	17	2	13	156	—	—	111	91	150	574	
第二種中高層住居専用地域	34	11	38	7	—	30	—	—	6	25	7	158	
第一種住居地域	48	20	31	27	6	43	20	67	100	16	159	537	
第二種住居地域	9	9	8	—	15	5	—	41	14	9	29	139	
準住居地域	—	—	1	1	—	—	—	1	1	2	4	10	
近隣商業地域	26	11	20	36	14	12	20	6	21	5	30	201	
商業地域	—	18	—	58	19	8	72	22	13	—	7	217	
準工業地域	6	64	5	67	6	11	39	43	55	—	84	380	
工業地域	—	—	—	6	—	—	7	68	45	—	19	145	
工業専用地域	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	
用途地域の指定のない区域	3	—	4	1	1	4	—	1	8	15	3	40	
総計	375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614	3,383	

8 行政区別月別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率

		行政区											総計
確認済証交付月	中間検査有無	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	
令和7年4月	検査済	13	2	19	6	2	13	4	10	17	19	28	133
	申請なし	2	—	—	—	—	1	1	1	1	1	2	9
	対象外	5	1	3	1	1	—	1	3	5	1	6	27
小計		20	3	22	7	3	14	6	14	23	21	36	169
5月	検査済	17	5	30	14	8	20	9	8	23	19	38	191
	申請なし	—	—	2	—	—	3	—	1	1	1	—	8
	対象外	3	1	—	2	3	1	3	3	2	1	4	23
小計		20	6	32	16	11	24	12	12	26	21	42	222
6月	検査済	34	11	32	22	6	23	8	17	36	32	50	271
	申請なし	2	—	2	—	—	—	—	—	5	2	4	15
	対象外	1	—	2	4	1	7	5	8	5	2	7	42
小計		37	11	36	26	7	30	13	25	46	36	61	328
7月	検査済	21	10	32	16	6	31	14	17	42	21	51	261
	申請なし	1	1	2	—	1	—	—	—	2	1	1	9
	対象外	4	3	3	2	2	2	—	2	2	4	8	32
小計		26	14	37	18	9	33	14	19	46	26	60	302
8月	検査済	29	15	25	11	5	30	9	14	32	25	42	237
	申請なし	1	—	1	1	1	2	1	—	1	—	—	8
	対象外	6	—	—	1	1	6	2	6	10	1	6	39
小計		36	15	26	13	7	38	12	20	43	26	48	284
9月	検査済	38	10	31	10	4	28	17	16	29	40	48	271
	申請なし	1	—	—	—	2	1	—	2	2	—	2	10
	対象外	6	1	7	—	2	2	2	7	5	4	4	40
小計		45	11	38	10	8	31	19	25	36	44	54	321
10月	検査済	45	12	38	19	5	18	18	19	40	38	55	307
	申請なし	4	1	1	2	—	1	—	1	3	5	3	21
	対象外	1	1	3	2	2	3	2	1	3	1	7	26
小計		50	14	42	23	7	22	20	21	46	44	65	354
11月	検査済	15	10	24	8	2	20	15	20	26	32	46	218
	申請なし	1	—	2	1	1	—	1	1	2	—	3	12
	対象外	2	1	3	—	2	4	3	2	4	2	1	24
小計		18	11	29	9	5	24	19	23	32	34	50	254
12月	検査済	21	11	31	18	2	23	13	14	34	30	48	245
	申請なし	3	—	—	1	1	2	1	4	1	2	1	16
	対象外	4	2	3	5	—	4	2	6	9	6	7	48
小計		28	13	34	24	3	29	16	24	44	38	56	309
令和8年1月	検査済	22	6	19	11	2	33	6	10	25	20	44	198
	申請なし	—	2	5	2	1	—	1	3	3	1	4	22
	対象外	1	—	2	5	—	1	1	2	2	2	5	21
小計		23	8	26	18	3	34	8	15	30	23	53	241
2月	検査済	27	12	25	15	4	23	9	21	35	18	27	216
	申請なし	2	2	6	1	2	—	1	—	2	4	2	22
	対象外	4	2	5	4	1	3	1	—	3	5	6	34
小計		33	16	36	20	7	26	11	21	40	27	35	272
3月	検査済	27	10	37	12	5	25	6	23	23	32	40	240
	申請なし	7	3	7	5	—	2	2	4	8	5	8	51
	対象外	5	—	5	5	—	2	—	3	5	5	6	36
小計		39	13	49	22	5	29	8	30	36	42	54	327
総計		375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614	3,383

●中間検査合格証交付率		行政区											総計
確認済証交付月		北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	
令和7年4月		86.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.9%	80.0%	90.9%	94.4%	95.0%	93.3%	93.7%
5月		100.0%	100.0%	93.8%	100.0%	100.0%	87.0%	100.0%	88.9%	95.8%	95.0%	100.0%	96.0%
6月		94.4%	100.0%	94.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.8%	94.1%	92.6%	94.8%
7月		95.5%	90.9%	94.1%	100.0%	85.7%	100.0%	100.0%	100.0%	95.5%	95.5%	98.1%	96.7%
8月		96.7%	100.0%	96.2%	91.7%	83.3%	93.8%	90.0%	100.0%	97.0%	100.0%	100.0%	96.7%
9月		97.4%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	96.6%	100.0%	88.9%	93.5%	100.0%	96.0%	96.4%
10月		91.8%	92.3%	97.4%	90.5%	100.0%	94.7%	100.0%	95.0%	93.0%	88.4%	94.8%	93.6%
11月		93.8%	100.0%	92.3%	88.9%	66.7%	100.0%	93.8%	95.2%	92.9%	100.0%	93.9%	94.8%
12月		87.5%	100.0%	100.0%	94.7%	66.7%	92.0%	92.9%	77.8%	97.1%	93.8%	98.0%	93.9%
令和8年1月		100.0%	75.0%	79.2%	84.6%	66.7%	100.0%	85.7%	76.9%	89.3%	95.2%	91.7%	90.0%
2月		93.1%	85.7%	80.6%	93.8%	66.7%	100.0%	90.0%	100.0%	94.6%	81.8%	93.1%	90.8%
3月		79.4%	76.9%	84.1%	70.6%	100.0%	92.6%	75.0%	85.2%	74.2%	86.5%	83.3%	82.5%

9 行政区別主要用途別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率

		行政区												総計
主要用途	中間検査有無	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区		
戸建住宅	検査済	263	76	294	100	28	221	61	101	280	305	397		2,126
	申請なし	16	6	24	2	5	9	2	8	19	21	18		130
	対象外	31	3	18	12	5	16	4	12	29	19	26		175
	小計	310	85	336	114	38	246	67	121	328	345	441		2,431
兼用住宅	検査済	3	4	4	5	—	1	2	1	3	1	2		26
	申請なし	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—		3
	対象外	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—		3
	小計	4	4	4	7	1	2	2	1	4	1	2		32
共同住宅	検査済	38	23	33	35	5	56	31	35	56	11	74		397
	申請なし	6	2	2	8	2	1	2	5	10	1	9		48
	対象外	6	3	6	6	2	2	2	3	9	8	11		58
	小計	50	28	41	49	9	59	35	43	75	20	94		503
業務施設	検査済	5	11	12	22	18	9	34	52	22	9	43		237
	申請なし	1	1	2	2	2	2	4	4	1	—	3		22
	対象外	4	5	9	9	7	14	14	24	13	2	25		126
	小計	10	17	23	33	27	25	52	80	36	11	71		385
その他	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	対象外	1	1	3	2	—	2	1	3	4	5	3		25
	小計	1	1	3	2	—	2	1	3	4	5	3		25
不明	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1		2
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	対象外	—	—	—	1	—	—	1	1	—	—	2		5
	小計	—	—	—	1	—	—	1	1	1	—	3		7
総計		375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614		3,383

●中間検査合格証交付率		行政区												総計
主要用途		北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区		
戸建住宅		94.3%	92.7%	92.5%	98.0%	84.8%	96.1%	96.8%	92.7%	93.6%	93.6%	95.7%		94.2%
兼用住宅		75.0%	100.0%	100.0%	83.3%	—	100.0%	100.0%	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%		89.7%
共同住宅		86.4%	92.0%	94.3%	81.4%	71.4%	98.2%	93.9%	87.5%	84.8%	91.7%	89.2%		89.2%
業務施設		83.3%	91.7%	85.7%	91.7%	90.0%	81.8%	89.5%	92.9%	95.7%	100.0%	93.5%		91.5%
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
不明		—	—	—	—	—	—	—	—	100.0%	—	100.0%		100.0%

10 行政区別建築高さ別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率

		行政区												総計
建築高さ	中間検査有無	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区		
A:0～10m未満	検査済	300	95	331	130	44	279	88	155	338	322	493		2,575
	申請なし	24	6	25	5	6	12	3	13	25	21	26		166
	対象外	41	10	34	26	13	34	18	42	54	34	64		370
	小計	365	111	390	161	63	325	109	210	417	377	583		3,111
B:10～12m未満	検査済	4	4	5	6	1	2	5	9	2	2	8		48
	申請なし	—	—	1	—	1	—	1	—	—	—	2		5
	対象外	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	1		4
	小計	4	4	6	7	3	3	6	9	2	2	11		57
C:12～15m未満	検査済	4	8	6	13	6	3	17	4	7	2	6		76
	申請なし	—	1	1	2	1	—	—	—	1	—	2		8
	対象外	1	2	—	—	1	—	3	—	—	—	1		8
	小計	5	11	7	15	8	3	20	4	8	2	9		92
D:15～20m未満	検査済	1	5	1	8	—	2	9	9	4	—	4		43
	申請なし	—	1	1	3	1	—	1	2	2	1	—		12
	対象外	—	—	1	1	—	—	—	1	1	—	1		5
	小計	1	6	3	12	1	2	10	12	7	1	5		60
E:20～25m未満	検査済	—	2	—	1	—	—	1	1	—	—	2		7
	申請なし	—	1	—	—	—	—	2	—	1	—	—		4
	対象外	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—		1
	小計	—	3	—	2	—	—	3	1	1	—	2		12
F:25～31m未満	検査済	—	—	—	1	—	1	3	8	8	—	2		23
	申請なし	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—		2
	対象外	—	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—		3
	小計	—	—	1	4	—	1	3	8	9	—	2		28
G:31m～	検査済	—	—	—	3	—	—	5	3	3	—	2		16
	申請なし	—	—	—	2	—	—	1	2	1	—	—		6
	対象外	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—		1
	小計	—	—	—	5	—	—	7	5	4	—	2		23
総計		375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614		3,383

●中間検査合格証交付率		行政区												総計
建築高さ		北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区		
A:0～10m未満		92.6%	94.1%	93.0%	96.3%	88.0%	95.9%	96.7%	92.3%	93.1%	93.9%	95.0%		93.9%
B:10～12m未満		100.0%	100.0%	83.3%	100.0%	50.0%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%		90.6%
C:12～15m未満		100.0%	88.9%	85.7%	86.7%	85.7%	100.0%	100.0%	100.0%	87.5%	100.0%	75.0%		90.5%
D:15～20m未満		100.0%	83.3%	50.0%	72.7%	0.0%	100.0%	90.0%	81.8%	66.7%	0.0%	100.0%		78.2%
E:20～25m未満		—	66.7%	—	100.0%	—	—	33.3%	100.0%	0.0%	—	100.0%		63.6%
F:25～31m未満		—	—	—	50.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%	88.9%	—	100.0%		92.0%
G:31m～		—	—	—	60.0%	—	—	83.3%	60.0%	75.0%	—	100.0%		72.7%

1 1 行政区別延べ床面積別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率

		行政区												総計
延べ床面積	中間検査有無	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区		
A:0～30㎡未満	検査済	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1		3
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—		1
	対象外	3	3	4	7	4	10	2	7	11	6	10		67
	小計	3	4	4	7	4	11	2	7	12	6	11		71
B:30～100㎡未満	検査済	135	26	135	61	12	144	26	67	174	178	217		1,175
	申請なし	11	1	8	2	4	7	1	8	12	10	8		72
	対象外	9	5	10	6	7	16	9	22	15	11	27		137
	小計	155	32	153	69	23	167	36	97	201	199	252		1,384
C:100～200㎡未満	検査済	125	56	155	64	22	87	45	58	125	123	196		1,056
	申請なし	7	4	14	1	1	3	2	1	4	7	10		54
	対象外	19	1	12	6	—	4	5	8	17	7	14		93
	小計	151	61	181	71	23	94	52	67	146	137	220		1,203
D:200～300㎡未満	検査済	13	2	19	3	3	15	7	8	9	12	30		121
	申請なし	1	—	2	—	—	—	—	3	3	1	2		12
	対象外	3	1	3	3	—	2	4	—	2	2	3		23
	小計	17	3	24	6	3	17	11	11	14	15	35		156
E:300～400㎡未満	検査済	13	8	10	4	5	15	10	5	8	5	16		99
	申請なし	2	—	1	—	—	2	3	1	—	3	—		12
	対象外	2	—	1	1	2	—	2	1	1	3	2		15
	小計	17	8	12	5	7	17	15	7	9	11	18		126
F:400～500㎡未満	検査済	14	3	13	5	2	10	7	5	6	—	16		81
	申請なし	1	1	—	—	—	—	—	1	3	—	1		7
	対象外	3	—	4	2	1	—	—	1	3	2	2		18
	小計	18	4	17	7	3	10	7	7	12	2	19		106
G:500～600㎡未満	検査済	4	3	5	3	3	6	5	4	7	1	3		44
	申請なし	—	1	—	2	1	—	—	—	—	—	4		8
	対象外	—	1	—	1	—	—	—	—	2	2	2		8
	小計	4	5	5	6	4	6	5	4	9	3	9		60
H:600～700㎡未満	検査済	2	2	2	—	—	1	3	3	4	2	6		25
	申請なし	—	—	—	—	1	—	1	—	1	—	1		4
	対象外	2	—	—	2	—	—	—	—	2	1	2		9
	小計	4	2	2	2	1	1	4	3	7	3	9		38
I:700～800㎡未満	検査済	—	1	—	5	—	1	3	3	1	—	5		19
	申請なし	—	—	1	1	—	—	—	—	1	—	1		4
	対象外	—	1	—	1	1	—	—	2	1	—	—		6
	小計	—	2	1	7	1	1	3	5	3	—	6		29
J:800～900㎡未満	検査済	—	1	1	1	1	2	2	3	1	—	2		14
	申請なし	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—		2
	対象外	1	—	—	1	—	2	—	—	—	—	1		5
	小計	1	1	1	2	2	4	2	3	2	—	3		21
K:900～1,000㎡未満	検査済	—	3	—	2	1	1	3	3	3	1	4		21
	申請なし	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—		2
	対象外	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	3		4
	小計	1	3	—	3	1	1	3	4	3	1	7		27
L:1,000～1,500㎡未満	検査済	2	2	1	6	2	—	6	10	4	3	10		46
	申請なし	—	1	—	1	1	—	1	—	1	1	3		9
	対象外	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	1		3
	小計	2	3	2	7	3	—	7	10	6	4	14		58
M:1,500～2,000㎡未満	検査済	—	—	—	2	—	3	3	3	4	—	2		17
	申請なし	1	—	—	—	—	—	—	2	1	—	—		4
	対象外	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—		1
	小計	1	—	—	2	—	3	3	6	5	—	2		22
N:2,000～3,000㎡未満	検査済	—	2	—	2	—	1	4	8	5	—	—		22
	申請なし	—	—	—	2	—	—	—	—	1	—	—		3
	対象外	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—		1
	小計	—	2	1	4	—	1	4	8	6	—	—		26
O:3,000～4,000㎡未満	検査済	—	—	2	1	—	—	—	2	3	—	2		10
	申請なし	—	—	—	2	—	—	—	—	1	—	—		3
	対象外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	小計	—	—	2	3	—	—	—	2	4	—	2		13
P:4,000～5,000㎡未満	検査済	—	1	—	1	—	—	2	2	4	1	1		12
	申請なし	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—		2
	対象外	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—		1
	小計	—	1	1	3	—	—	2	2	4	1	1		15
Q:5,000～6,000㎡未満	検査済	1	—	—	1	—	—	—	1	1	—	—		4
	申請なし	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—		2
	対象外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	小計	1	—	1	1	—	—	—	1	2	—	—		6
R:6,000～7,000㎡未満	検査済	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—		2
	申請なし	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—		1
	対象外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	小計	—	2	—	—	—	—	—	—	1	—	—		3
S:7,000～8,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1		2
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	対象外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1		2
T:8,000～9,000㎡未満	検査済	—	—	—	1	—	—	1	1	1	—	—		4
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	対象外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	小計	—	—	—	1	—	—	1	1	1	—	—		4
U:9,000～10,000㎡未満	検査済	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—		1
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	対象外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	小計	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—		1
V:10,000～20,000㎡未満	検査済	—	1	—	—	—	—	1	2	—	—	2		6
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	対象外	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—		1
	小計	—	1	—	—	—	1	1	2	—	—	2		7
W:20,000～30,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	対象外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
X:30,000～40,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	対象外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
Z:50,000㎡～	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	対象外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
Z:50,000㎡～	検査済	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	3		4
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—		1
	対象外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	小計	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	3		5
行政区計	検査済	309	114	343	162	51	287	128	189	362	326	517		2,788
	申請なし	24	9	28	13	9	12	8	17	31	22	30		203
	対象外	42	12	36	31	15	35	22	43	55	34	67		392
	総計	375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614		3,383

●中間検査合格証交付率	行政区											
延べ床面積	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	総計
A:0～30㎡未満	—	100.0%	—	—	—	100.0%	—	—	0.0%	—	100.0%	75.0%
B:30～100㎡未満	92.5%	96.3%	94.4%	96.8%	75.0%	95.4%	96.3%	89.3%	93.5%	94.7%	96.4%	94.2%
C:100～200㎡未満	94.7%	93.3%	91.7%	98.5%	95.7%	96.7%	95.7%	98.3%	96.9%	94.6%	95.1%	95.1%
D:200～300㎡未満	92.9%	100.0%	90.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	72.7%	75.0%	92.3%	93.8%	91.0%
E:300～400㎡未満	86.7%	100.0%	90.9%	100.0%	100.0%	88.2%	76.9%	83.3%	100.0%	62.5%	100.0%	89.2%
F:400～500㎡未満	93.3%	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%	66.7%	—	94.1%	92.0%
G:500～600㎡未満	100.0%	75.0%	100.0%	60.0%	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	42.9%	84.8%
H:600～700㎡未満	100.0%	100.0%	100.0%	—	0.0%	100.0%	75.0%	100.0%	80.0%	100.0%	85.7%	86.2%
I:700～800㎡未満	—	100.0%	0.0%	83.3%	—	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	—	83.3%	82.6%
J:800～900㎡未満	—	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	—	100.0%	87.5%
K:900～1,000㎡未満	0.0%	100.0%	—	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.3%
L:1,000～1,500㎡未満	100.0%	66.7%	100.0%	85.7%	66.7%	—	85.7%	100.0%	80.0%	75.0%	76.9%	83.6%
M:1,500～2,000㎡未満	0.0%	—	—	100.0%	—	100.0%	100.0%	60.0%	80.0%	—	100.0%	81.0%
N:2,000～3,000㎡未満	—	100.0%	—	50.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%	—	—	88.0%
O:3,000～4,000㎡未満	—	—	100.0%	33.3%	—	—	—	100.0%	75.0%	—	100.0%	76.9%
P:4,000～5,000㎡未満	—	100.0%	0.0%	50.0%	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.7%
Q:5,000～6,000㎡未満	100.0%	—	0.0%	100.0%	—	—	—	100.0%	50.0%	—	—	66.7%
R:6,000～7,000㎡未満	—	50.0%	—	—	—	—	—	—	100.0%	—	—	66.7%
S:7,000～8,000㎡未満	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0%	—	100.0%	100.0%
T:8,000～9,000㎡未満	—	—	—	100.0%	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	100.0%
U:9,000～10,000㎡未満	—	100.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0%
V:10,000～20,000㎡未満	—	100.0%	—	—	—	—	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	100.0%
W:20,000～30,000㎡未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
X:30,000～40,000㎡未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Y:40,000～50,000㎡未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Z:50,000㎡～	—	—	—	—	—	—	—	50.0%	—	—	100.0%	80.0%

1 2 行政区別主要構造別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率

		行政区											
主要構造	中間検査有無	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	総計
木造	検査済	273	85	305	125	43	269	84	136	321	311	460	2,412
	申請なし	13	3	17	2	5	7	2	8	18	15	16	106
	対象外	14	3	10	8	7	15	7	9	11	10	17	111
	小計	300	91	332	135	55	291	93	153	350	336	493	2,629
鉄筋コンクリート造	検査済	6	12	17	20	4	5	19	17	19	—	8	127
	申請なし	1	2	2	8	3	—	2	2	6	—	1	27
	対象外	1	5	5	1	—	2	1	1	1	—	3	20
	小計	8	19	24	29	7	7	22	20	26	—	12	174
鉄骨造	検査済	29	16	21	17	4	13	24	35	21	15	47	242
	申請なし	10	4	9	3	1	5	3	7	7	7	13	69
	対象外	27	4	20	20	8	18	13	31	42	24	46	253
	小計	66	24	50	40	13	36	40	73	70	46	106	564
鉄骨鉄筋コンクリート造	検査済	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	2
	申請なし	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
	対象外	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	2
	小計	—	—	—	1	—	—	3	—	1	—	—	5
その他	検査済	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	2	5
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	対象外	—	—	1	1	—	—	—	2	1	—	1	6
	小計	1	1	1	1	—	—	—	3	1	—	3	11
総計		375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614	3,383

●中間検査合格証交付率	行政区											
主要構造	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	総計
木造	95.5%	96.6%	94.7%	98.4%	89.6%	97.5%	97.7%	94.4%	94.7%	95.4%	96.6%	95.8%
鉄筋コンクリート造	85.7%	85.7%	89.5%	71.4%	57.1%	100.0%	90.5%	89.5%	76.0%	—	88.9%	82.5%
鉄骨造	74.4%	80.0%	70.0%	85.0%	80.0%	72.2%	88.9%	83.3%	75.0%	68.2%	78.3%	77.8%
鉄骨鉄筋コンクリート造	—	—	—	—	—	—	50.0%	—	100.0%	—	—	66.7%
その他	100.0%	100.0%	—	—	—	—	—	100.0%	—	—	100.0%	100.0%

1 3 行政区別用途地域別中間検査対象件数・中間検査合格証交付率

用途地域	中間検査有無	行政区											総計
		北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	
第一種低層住居専用地域	検査済	169	2	240	1	1	55	—	—	62	189	101	820
	申請なし	14	—	20	—	—	5	—	—	4	15	9	67
	対象外	32	—	22	—	—	5	—	—	7	14	10	90
小計		215	2	282	1	1	65	—	—	73	218	120	977
第二種低層住居専用地域	検査済	—	—	1	—	—	—	—	—	1	1	—	3
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	対象外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計		—	—	1	—	—	—	—	—	1	1	—	3
第一種中高層住居専用地域	検査済	32	—	14	2	9	135	—	—	94	78	132	496
	申請なし	1	—	—	—	2	3	—	—	5	3	6	20
	対象外	1	—	3	—	2	18	—	—	12	10	12	58
小計		34	—	17	2	13	156	—	—	111	91	150	574
第二種中高層住居専用地域	検査済	28	7	31	6	—	26	—	—	6	18	6	128
	申請なし	2	1	1	—	—	—	—	—	—	2	—	6
	対象外	4	3	6	1	—	4	—	—	—	5	1	24
小計		34	11	38	7	—	30	—	—	6	25	7	158
第一種住居地域	検査済	43	17	27	23	6	39	19	54	84	14	136	462
	申請なし	4	1	2	1	—	3	—	2	9	—	4	26
	対象外	1	2	2	3	—	1	1	11	7	2	19	49
小計		48	20	31	27	6	43	20	67	100	16	159	537
第二種住居地域	検査済	7	9	4	—	10	2	—	31	10	8	24	105
	申請なし	1	—	2	—	1	1	—	5	1	—	3	14
	対象外	1	—	2	—	4	2	—	5	3	1	2	20
小計		9	9	8	—	15	5	—	41	14	9	29	139
準住居地域	検査済	—	—	1	1	—	—	—	—	1	1	3	7
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
	対象外	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	2
小計		—	—	1	1	—	—	—	1	1	2	4	10
近隣商業地域	検査済	22	10	18	27	8	11	16	4	14	5	19	154
	申請なし	1	1	1	2	3	—	1	—	—	—	4	13
	対象外	3	—	1	7	3	1	3	2	7	—	7	34
小計		26	11	20	36	14	12	20	6	21	5	30	201
商業地域	検査済	—	13	—	39	13	7	53	17	9	—	6	157
	申請なし	—	3	—	8	2	—	6	2	1	—	—	22
	対象外	—	2	—	11	4	1	13	3	3	—	1	38
小計		—	18	—	58	19	8	72	22	13	—	7	217
準工業地域	検査済	5	56	4	57	3	11	34	31	43	—	70	314
	申請なし	1	3	1	2	1	—	1	5	5	—	3	22
	対象外	—	5	—	8	2	—	4	7	7	—	11	44
小計		6	64	5	67	6	11	39	43	55	—	84	380
工業地域	検査済	—	—	—	6	—	—	6	51	34	—	15	112
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	3	4	—	1	8
	対象外	—	—	—	—	—	—	1	14	7	—	3	25
小計		—	—	—	6	—	—	7	68	45	—	19	145
工業専用地域	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	対象外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
用途地域の指定のない区域	検査済	3	—	3	—	1	1	—	1	4	12	3	28
	申請なし	—	—	1	—	—	—	—	—	2	1	—	4
	対象外	—	—	—	1	—	3	—	—	2	2	—	8
小計		3	—	4	1	1	4	—	1	8	15	3	40
総計		375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614	3,383

用途地域	行政区											総計
	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	
第一種低層住居専用地域	92.3%	100.0%	92.3%	100.0%	100.0%	91.7%	—	—	93.9%	92.6%	91.8%	92.4%
第二種低層住居専用地域	—	—	100.0%	—	—	—	—	—	100.0%	100.0%	—	100.0%
第一種中高層住居専用地域	97.0%	—	100.0%	100.0%	81.8%	97.8%	—	—	94.9%	96.3%	95.7%	96.1%
第二種中高層住居専用地域	93.3%	87.5%	96.9%	100.0%	—	100.0%	—	—	100.0%	90.0%	100.0%	95.5%
第一種住居地域	91.5%	94.4%	93.1%	95.8%	100.0%	92.9%	100.0%	96.4%	90.3%	100.0%	97.1%	94.7%
第二種住居地域	87.5%	100.0%	66.7%	—	90.9%	66.7%	—	86.1%	90.9%	100.0%	88.9%	88.2%
準住居地域	—	—	100.0%	100.0%	—	—	—	—	100.0%	50.0%	100.0%	87.5%
近隣商業地域	95.7%	90.9%	94.7%	93.1%	72.7%	100.0%	94.1%	100.0%	100.0%	100.0%	82.6%	92.2%
商業地域	—	81.3%	—	83.0%	86.7%	100.0%	89.8%	89.5%	90.0%	—	100.0%	87.7%
準工業地域	83.3%	94.9%	80.0%	96.6%	75.0%	100.0%	97.1%	86.1%	89.6%	—	95.9%	93.5%
工業地域	—	—	—	100.0%	—	—	100.0%	94.4%	89.5%	—	93.8%	93.3%
工業専用地域	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0%	100.0%
用途地域の指定のない区域	100.0%	—	75.0%	—	100.0%	100.0%	—	100.0%	66.7%	92.3%	100.0%	87.5%

1 4 行政区別月別完了検査済証交付件数・交付率

		行政区												総計
確認済証交付月	完了検査有無	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区		
令和7年4月	検査済	18	3	22	5	2	13	4	14	19	17	35	152	
	申請なし	2	—	—	2	1	1	2	—	4	4	1	17	
小計		20	3	22	7	3	14	6	14	23	21	36	169	
5月	検査済	19	4	31	16	11	19	10	9	24	18	41	202	
	申請なし	1	2	1	—	—	5	2	3	2	3	1	20	
小計		20	6	32	16	11	24	12	12	26	21	42	222	
6月	検査済	35	8	35	23	5	26	8	24	36	34	57	291	
	申請なし	2	3	1	3	2	4	5	1	10	2	4	37	
小計		37	11	36	26	7	30	13	25	46	36	61	328	
7月	検査済	23	10	34	16	5	32	9	15	41	23	53	261	
	申請なし	3	4	3	2	4	1	5	4	5	3	7	41	
小計		26	14	37	18	9	33	14	19	46	26	60	302	
8月	検査済	35	11	26	12	4	37	7	19	41	26	45	263	
	申請なし	1	4	—	1	3	1	5	1	2	—	3	21	
小計		36	15	26	13	7	38	12	20	43	26	48	284	
9月	検査済	43	9	33	10	6	31	14	21	33	42	44	286	
	申請なし	2	2	5	—	2	—	5	4	3	2	10	35	
小計		45	11	38	10	8	31	19	25	36	44	54	321	
10月	検査済	44	9	38	17	5	19	13	16	37	43	60	301	
	申請なし	6	5	4	6	2	3	7	5	9	1	5	53	
小計		50	14	42	23	7	22	20	21	46	44	65	354	
11月	検査済	16	9	25	6	3	21	9	15	29	30	36	199	
	申請なし	2	2	4	3	2	3	10	8	3	4	14	55	
小計		18	11	29	9	5	24	19	23	32	34	50	254	
12月	検査済	26	9	22	20	1	19	5	17	30	31	46	226	
	申請なし	2	4	12	4	2	10	11	7	14	7	10	83	
小計		28	13	34	24	3	29	16	24	44	38	56	309	
令和8年1月	検査済	9	6	19	9	2	23	4	10	21	19	31	153	
	申請なし	14	2	7	9	1	11	4	5	9	4	22	88	
小計		23	8	26	18	3	34	8	15	30	23	53	241	
2月	検査済	14	6	16	9	2	16	5	7	25	20	23	143	
	申請なし	19	10	20	11	5	10	6	14	15	7	12	129	
小計		33	16	36	20	7	26	11	21	40	27	35	272	
3月	検査済	7	4	10	7	—	9	2	7	8	13	18	85	
	申請なし	32	9	39	15	5	20	6	23	28	29	36	242	
小計		39	13	49	22	5	29	8	30	36	42	54	327	
総計		375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614	3,383	

●完了検査済証交付率		行政区												総計
確認済証交付月		北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区		
令和7年4月		90.0%	100.0%	100.0%	71.4%	66.7%	92.9%	66.7%	100.0%	82.6%	81.0%	97.2%	89.9%	
5月		95.0%	66.7%	96.9%	100.0%	100.0%	79.2%	83.3%	75.0%	92.3%	85.7%	97.6%	91.0%	
6月		94.6%	72.7%	97.2%	88.5%	71.4%	86.7%	61.5%	96.0%	78.3%	94.4%	93.4%	88.7%	
7月		88.5%	71.4%	91.9%	88.9%	55.6%	97.0%	64.3%	78.9%	89.1%	88.5%	88.3%	86.4%	
8月		97.2%	73.3%	100.0%	92.3%	57.1%	97.4%	58.3%	95.0%	95.3%	100.0%	93.8%	92.6%	
9月		95.6%	81.8%	86.8%	100.0%	75.0%	100.0%	73.7%	84.0%	91.7%	95.5%	81.5%	89.1%	
10月		88.0%	64.3%	90.5%	73.9%	71.4%	86.4%	65.0%	76.2%	80.4%	97.7%	92.3%	85.0%	
11月		88.9%	81.8%	86.2%	66.7%	60.0%	87.5%	47.4%	65.2%	90.6%	88.2%	72.0%	78.3%	
12月		92.9%	69.2%	64.7%	83.3%	33.3%	65.5%	31.3%	70.8%	68.2%	81.6%	82.1%	73.1%	
令和8年1月		39.1%	75.0%	73.1%	50.0%	66.7%	67.6%	50.0%	66.7%	70.0%	82.6%	58.5%	63.5%	
2月		42.4%	37.5%	44.4%	45.0%	28.6%	61.5%	45.5%	33.3%	62.5%	74.1%	65.7%	52.6%	
3月		17.9%	30.8%	20.4%	31.8%	0.0%	31.0%	25.0%	23.3%	22.2%	31.0%	33.3%	26.0%	

1 5 行政区別主要用途別完了検査済証交付件数・交付率

		行政区												
主要用途	完了検査有無	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	総計	
戸建住宅	検査済	243	65	269	97	27	202	54	101	269	288	369	1,984	
	申請なし	67	20	67	17	11	44	13	20	59	57	72	447	
小計		310	85	336	114	38	246	67	121	328	345	441	2,431	
兼用住宅	検査済	2	3	2	3	1	2	—	1	3	1	2	20	
	申請なし	2	1	2	4	—	—	2	—	1	—	—	12	
小計		4	4	4	7	1	2	2	1	4	1	2	32	
共同住宅	検査済	38	12	27	26	4	43	11	17	41	14	64	297	
	申請なし	12	16	14	23	5	16	24	26	34	6	30	206	
小計		50	28	41	49	9	59	35	43	75	20	94	503	
業務施設	検査済	6	7	12	21	14	17	24	53	27	10	51	242	
	申請なし	4	10	11	12	13	8	28	27	9	1	20	143	
小計		10	17	23	33	27	25	52	80	36	11	71	385	
その他	検査済	—	1	1	2	—	1	1	1	3	3	1	14	
	申請なし	1	—	2	—	—	1	—	2	1	2	2	11	
小計		1	1	3	2	—	2	1	3	4	5	3	25	
不明	検査済	—	—	—	1	—	—	—	1	1	—	2	5	
	申請なし	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	2	
小計		—	—	—	1	—	—	1	1	1	—	3	7	
総計		375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614	3,383	

●完了検査済証交付率	行政区												総計
主要用途	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区		
戸建住宅	78.4%	76.5%	80.1%	85.1%	71.1%	82.1%	80.6%	83.5%	82.0%	83.5%	83.7%	81.6%	
兼用住宅	50.0%	75.0%	50.0%	42.9%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	62.5%	
共同住宅	76.0%	42.9%	65.9%	53.1%	44.4%	72.9%	31.4%	39.5%	54.7%	70.0%	68.1%	59.0%	
業務施設	60.0%	41.2%	52.2%	63.6%	51.9%	68.0%	46.2%	66.3%	75.0%	90.9%	71.8%	62.9%	
その他	0.0%	100.0%	33.3%	100.0%	—	50.0%	100.0%	33.3%	75.0%	60.0%	33.3%	56.0%	
不明	—	—	—	100.0%	—	—	0.0%	100.0%	100.0%	—	66.7%	71.4%	

1 6 行政区別工事種別別完了検査済証交付件数・交付率

		行政区												
工事種別	完了検査有無	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	總計	
新築	検査済	284	85	302	145	40	258	84	161	327	312	474	2,472	
	申請なし	83	40	86	49	27	66	58	69	94	62	117	751	
小計		367	125	388	194	67	324	142	230	421	374	591	3,223	
増築	検査済	5	3	8	5	5	7	6	13	17	4	15	88	
	申請なし	1	5	10	3	1	3	3	5	8	3	5	47	
小計		6	8	18	8	6	10	9	18	25	7	20	135	
用途変更	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	申請なし	2	1	—	4	—	—	7	1	2	1	3	21	
小計		2	1	—	4	—	—	7	1	2	1	3	21	
その他	検査済	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	2	
	申請なし	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	2	
小計		—	1	1	—	2	—	—	—	—	—	—	4	
不明	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
總計		375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614	3,383	

●完了検査済証交付率		行政区											
工事種別		北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	総計
新築		77.4%	68.0%	77.8%	74.7%	59.7%	79.6%	59.2%	70.0%	77.7%	83.4%	80.2%	76.7%
増築		83.3%	37.5%	44.4%	62.5%	83.3%	70.0%	66.7%	72.2%	68.0%	57.1%	75.0%	65.2%
用途変更		0.0%	0.0%	—	0.0%	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他		—	0.0%	100.0%	—	50.0%	—	—	—	—	—	—	50.0%
不明		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

1 7 行政区別建築高さ別完了検査済証交付件数・交付率

		行政区											
建築高さ	完了検査有無	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	総計
A:0～10m未満	検査済	284	82	307	135	42	260	76	168	339	312	477	2,482
	申請なし	81	29	83	26	21	65	33	42	78	65	106	629
小計		365	111	390	161	63	325	109	210	417	377	583	3,111
B:10～12m未満	検査済	3	2	2	6	2	2	5	2	2	2	5	33
	申請なし	1	2	4	1	1	1	1	7	—	—	6	24
小計		4	4	6	7	3	3	6	9	2	2	11	57
C:12～15m未満	検査済	2	3	2	7	2	2	8	2	2	2	5	37
	申請なし	3	8	5	8	6	1	12	2	6	—	4	55
小計		5	11	7	15	8	3	20	4	8	2	9	92
D:15～20m未満	検査済	—	—	—	2	—	—	1	2	—	—	1	6
	申請なし	1	6	3	10	1	2	9	10	7	1	4	54
小計		1	6	3	12	1	2	10	12	7	1	5	60
E:20～25m未満	検査済	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	申請なし	—	2	—	2	—	—	3	1	1	—	2	11
小計		—	3	—	2	—	—	3	1	1	—	2	12
F:25～31m未満	検査済	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	1	3
	申請なし	—	—	1	4	—	—	3	8	8	—	1	25
小計		—	—	1	4	—	1	3	8	9	—	2	28
G:31m～	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	申請なし	—	—	—	5	—	—	7	5	4	—	2	23
小計		—	—	—	5	—	—	7	5	4	—	2	23
総計		375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614	3,383

●完了検査済証交付率		行政区											
建築高さ		北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	総計
A:0～10m未満		77.8%	73.9%	78.7%	83.9%	66.7%	80.0%	69.7%	80.0%	81.3%	82.8%	81.8%	79.8%
B:10～12m未満		75.0%	50.0%	33.3%	85.7%	66.7%	66.7%	83.3%	22.2%	100.0%	100.0%	45.5%	57.9%
C:12～15m未満		40.0%	27.3%	28.6%	46.7%	25.0%	66.7%	40.0%	50.0%	25.0%	100.0%	55.6%	40.2%
D:15～20m未満		0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	10.0%	16.7%	0.0%	0.0%	20.0%	10.0%
E:20～25m未満		—	33.3%	—	0.0%	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	8.3%
F:25～31m未満		—	—	0.0%	0.0%	—	100.0%	0.0%	0.0%	11.1%	—	50.0%	10.7%
G:31m～		—	—	—	0.0%	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%

1 8 行政区別延べ床面積別完了検査済証交付件数・交付率

延べ床面積		行政区												総計
		北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区		
A:0～30㎡未満	検査済	2	3	2	7	3	8	2	6	11	3	8		55
	申請なし	1	1	2	—	1	3	—	1	1	3	3		16
	小計	3	4	4	7	4	11	2	7	12	6	11		71
B:30～100㎡未満	検査済	124	25	129	58	16	135	28	78	168	167	215		1,143
	申請なし	31	7	24	11	7	32	8	19	33	32	37		241
	小計	155	32	153	69	23	167	36	97	201	199	252		1,384
C:100～200㎡未満	検査済	116	47	140	60	17	81	39	56	124	119	186		985
	申請なし	35	14	41	11	6	13	13	11	22	18	34		218
	小計	151	61	181	71	23	94	52	67	146	137	220		1,203
D:200～300㎡未満	検査済	12	1	19	4	—	11	4	7	8	12	28		106
	申請なし	5	2	5	2	3	6	7	4	6	3	7		50
	小計	17	3	24	6	3	17	11	11	14	15	35		156
E:300～400㎡未満	検査済	14	5	7	4	6	11	8	3	5	7	11		81
	申請なし	3	3	5	1	1	6	7	4	4	4	7		45
	小計	17	8	12	5	7	17	15	7	9	11	18		126
F:400～500㎡未満	検査済	15	1	9	4	1	6	5	4	8	1	12		66
	申請なし	3	3	8	3	2	4	2	3	4	1	7		40
	小計	18	4	17	7	3	10	7	7	12	2	19		106
G:500～600㎡未満	検査済	1	3	2	3	2	6	2	3	6	1	5		34
	申請なし	3	2	3	3	2	—	3	1	3	2	4		26
	小計	4	5	5	6	4	6	5	4	9	3	9		60
H:600～700㎡未満	検査済	2	1	1	1	—	1	—	2	3	1	6		18
	申請なし	2	1	1	1	1	—	4	1	4	2	3		20
	小計	4	2	2	2	1	1	4	3	7	3	9		38
I:700～800㎡未満	検査済	—	—	—	4	—	1	1	5	2	—	3		16
	申請なし	—	2	1	3	1	—	2	—	1	—	3		13
	小計	—	2	1	7	1	1	3	5	3	—	6		29
J:800～900㎡未満	検査済	1	1	—	1	—	3	1	2	1	—	2		12
	申請なし	—	—	1	1	2	1	1	1	1	—	1		9
	小計	1	1	1	2	2	4	2	3	2	—	3		21
K:900～1,000㎡未満	検査済	—	—	—	1	—	1	—	4	2	1	3		12
	申請なし	1	3	—	2	1	—	3	—	1	—	4		15
	小計	1	3	—	3	1	1	3	4	3	1	7		27
L:1,000～1,500㎡未満	検査済	2	1	1	3	1	—	—	3	2	3	8		24
	申請なし	—	2	1	4	2	—	7	7	4	1	6		34
	小計	2	3	2	7	3	—	7	10	6	4	14		58
M:1,500～2,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—	1	—	1	2	—	1		5
	申請なし	1	—	—	2	—	2	3	5	3	—	1		17
	小計	1	—	—	2	—	3	3	6	5	—	2		22
N:2,000～3,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—		2
	申請なし	—	2	1	4	—	1	4	8	4	—	—		24
	小計	—	2	1	4	—	1	4	8	6	—	—		26
O:3,000～4,000㎡未満	検査済	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—		1
	申請なし	—	—	1	3	—	—	—	2	4	—	2		12
	小計	—	—	2	3	—	—	—	2	4	—	2		19
P:4,000～5,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—		1
	申請なし	—	1	1	3	—	—	2	2	4	—	1		14
	小計	—	1	1	3	—	—	2	2	4	1	1		15
Q:5,000～6,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	申請なし	1	—	1	1	—	—	—	1	2	—	—		6
	小計	1	—	1	1	—	—	—	1	2	—	—		6
R:6,000～7,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	申請なし	—	2	—	—	—	—	—	—	1	—	—		3
	小計	—	2	—	—	—	—	—	—	1	—	—		3
S:7,000～8,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1		2
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1		2
T:8,000～9,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	申請なし	—	—	—	1	—	—	1	1	1	—	—		4
	小計	—	—	—	1	—	—	1	1	1	—	—		4
U:9,000～10,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	申請なし	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—		1
	小計	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—		1
V:10,000～20,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		1
	申請なし	—	1	—	—	—	1	1	2	—	—	1		6
	小計	—	1	—	—	—	1	1	2	—	—	2		7
W:20,000～30,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
X:30,000～40,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
Y:40,000～50,000㎡未満	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
Z:50,000㎡～	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	3		5
	小計	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	3		5
行政区計	検査済	289	88	311	150	48	265	90	174	344	316	489		2,582
	申請なし	86	47	96	56	29	69	68	75	104	66	125		821
総計		375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614		3,383

●完了検査済証交付率 延べ床面積	行政区											
	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	総計
A:0～30㎡未満	66.7%	75.0%	50.0%	100.0%	75.0%	72.7%	100.0%	85.7%	91.7%	50.0%	72.7%	77.5%
B:30～100㎡未満	80.0%	78.1%	84.3%	84.1%	69.6%	80.8%	77.8%	80.4%	83.6%	83.9%	85.3%	82.6%
C:100～200㎡未満	76.8%	77.0%	77.3%	84.5%	73.9%	86.2%	75.0%	83.6%	84.9%	86.9%	84.5%	81.9%
D:200～300㎡未満	70.6%	33.3%	79.2%	66.7%	0.0%	64.7%	36.4%	63.6%	57.1%	80.0%	80.0%	67.9%
E:300～400㎡未満	82.4%	62.5%	58.3%	80.0%	85.7%	64.7%	53.3%	42.9%	55.6%	63.6%	61.1%	64.3%
F:400～500㎡未満	83.3%	25.0%	52.9%	57.1%	33.3%	60.0%	71.4%	57.1%	66.7%	50.0%	63.2%	62.3%
G:500～600㎡未満	25.0%	60.0%	40.0%	50.0%	50.0%	100.0%	40.0%	75.0%	66.7%	33.3%	55.6%	56.7%
H:600～700㎡未満	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	66.7%	42.9%	33.3%	66.7%	47.4%
I:700～800㎡未満	—	0.0%	0.0%	57.1%	0.0%	100.0%	33.3%	100.0%	66.7%	—	50.0%	55.2%
J:800～900㎡未満	100.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	75.0%	50.0%	66.7%	50.0%	—	66.7%	57.1%
K:900～1,000㎡未満	0.0%	0.0%	—	33.3%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	66.7%	100.0%	42.9%	44.4%
L:1,000～1,500㎡未満	100.0%	33.3%	50.0%	42.9%	33.3%	—	0.0%	30.0%	33.3%	75.0%	57.1%	41.4%
M:1,500～2,000㎡未満	0.0%	—	—	0.0%	—	33.3%	0.0%	16.7%	40.0%	—	50.0%	22.7%
N:2,000～3,000㎡未満	—	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	—	—	7.7%
O:3,000～4,000㎡未満	—	—	50.0%	0.0%	—	—	—	0.0%	0.0%	—	0.0%	7.7%
P:4,000～5,000㎡未満	—	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	6.7%
Q:5,000～6,000㎡未満	0.0%	—	0.0%	0.0%	—	—	—	0.0%	0.0%	—	—	0.0%
R:6,000～7,000㎡未満	—	0.0%	—	—	—	—	—	—	0.0%	—	—	0.0%
S:7,000～8,000㎡未満	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0%	—	0.0%	0.0%
T:8,000～9,000㎡未満	—	—	—	0.0%	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	0.0%
U:9,000～10,000㎡未満	—	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0%
V:10,000～20,000㎡未満	—	0.0%	—	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	50.0%	14.3%
W:20,000～30,000㎡未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
X:30,000～40,000㎡未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Y:40,000～50,000㎡未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Z:50,000㎡～	—	—	—	—	—	—	—	0.0%	—	—	0.0%	0.0%

1 9 行政区別主要構造別完了検査済証交付件数・交付率

		行政区											
主要構造	完了検査有無	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	総計
木造	検査済	236	70	263	117	35	236	64	118	284	280	407	2,110
	申請なし	64	21	69	18	20	55	29	35	66	56	86	519
小計		300	91	332	135	55	291	93	153	350	336	493	2,629
鉄筋コンクリート造	検査済	3	3	9	8	2	2	1	2	3	—	4	37
	申請なし	5	16	15	21	5	5	21	18	23	—	8	137
小計		8	19	24	29	7	7	22	20	26	—	12	174
鉄骨造	検査済	49	14	38	24	9	27	24	52	56	36	76	405
	申請なし	17	10	12	16	4	9	16	21	14	10	30	159
小計		66	24	50	40	13	36	40	73	70	46	106	564
鉄骨鉄筋コンクリート造	検査済	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
	申請なし	—	—	—	1	—	—	2	—	1	—	—	4
小計		—	—	—	1	—	—	3	—	1	—	—	5
その他	検査済	1	1	1	1	—	—	—	2	1	—	2	9
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	2
小計		1	1	1	1	—	—	—	3	1	—	3	11
総計		375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614	3,383

●完了検査済証交付率 主要構造	行政区											
	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	総計
木造	78.7%	76.9%	79.2%	86.7%	63.6%	81.1%	68.8%	77.1%	81.1%	83.3%	82.6%	80.3%
鉄筋コンクリート造	37.5%	15.8%	37.5%	27.6%	28.6%	28.6%	4.5%	10.0%	11.5%	—	33.3%	21.3%
鉄骨造	74.2%	58.3%	76.0%	60.0%	69.2%	75.0%	60.0%	71.2%	80.0%	78.3%	71.7%	71.8%
鉄骨鉄筋コンクリート造	—	—	—	0.0%	—	—	33.3%	—	0.0%	—	—	20.0%
その他	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—	66.7%	100.0%	—	66.7%	81.8%

20 行政区別用途地域別完了検査済証交付件数・交付率

用途地域	完了検査有無	行政区											総計
		北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	
第一種低層住居専用地域	検査済	162	1	224	1	1	52	—	—	60	181	92	774
	申請なし	53	1	58	—	—	13	—	—	13	37	28	203
小計		215	2	282	1	1	65	—	—	73	218	120	977
第二種低層住居専用地域	検査済	—	—	1	—	—	—	—	—	1	1	—	3
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計		—	—	1	—	—	—	—	—	1	1	—	3
第一種中高層住居専用地域	検査済	28	—	12	2	9	129	—	—	87	76	123	466
	申請なし	6	—	5	—	4	27	—	—	24	15	27	108
小計		34	—	17	2	13	156	—	—	111	91	150	574
第二種中高層住居専用地域	検査済	26	3	30	4	—	21	—	—	6	22	7	119
	申請なし	8	8	8	3	—	9	—	—	—	3	—	39
小計		34	11	38	7	—	30	—	—	6	25	7	158
第一種住居地域	検査済	41	15	21	25	6	33	18	53	81	11	131	435
	申請なし	7	5	10	2	—	10	2	14	19	5	28	102
小計		48	20	31	27	6	43	20	67	100	16	159	537
第二種住居地域	検査済	5	6	4	—	8	3	—	28	11	8	21	94
	申請なし	4	3	4	—	7	2	—	13	3	1	8	45
小計		9	9	8	—	15	5	—	41	14	9	29	139
準住居地域	検査済	—	—	—	1	—	—	—	1	—	1	4	7
	申請なし	—	—	1	—	—	—	—	—	1	1	—	3
小計		—	—	1	1	—	—	—	1	1	2	4	10
近隣商業地域	検査済	22	8	14	28	7	10	8	5	18	5	24	149
	申請なし	4	3	6	8	7	2	12	1	3	—	6	52
小計		26	11	20	36	14	12	20	6	21	5	30	201
商業地域	検査済	—	7	—	29	10	6	32	13	7	—	4	108
	申請なし	—	11	—	29	9	2	40	9	6	—	3	109
小計		—	18	—	58	19	8	72	22	13	—	7	217
準工業地域	検査済	4	48	3	54	4	7	27	29	42	—	69	287
	申請なし	2	16	2	13	2	4	12	14	13	—	15	93
小計		6	64	5	67	6	11	39	43	55	—	84	380
工業地域	検査済	—	—	—	5	—	—	5	44	26	—	12	92
	申請なし	—	—	—	1	—	—	2	24	19	—	7	53
小計		—	—	—	6	—	—	7	68	45	—	19	145
工業専用地域	検査済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	申請なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
小計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
用途地域の指定のない区域	検査済	1	—	2	1	1	4	—	1	5	11	1	27
	申請なし	2	—	2	—	—	—	—	—	3	4	2	13
小計		3	—	4	1	1	4	—	1	8	15	3	40
総計		375	135	407	206	75	334	158	249	448	382	614	3,383

用途地域	行政区											総計
	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	
第一種低層住居専用地域	75.3%	50.0%	79.4%	100.0%	100.0%	80.0%	—	—	82.2%	83.0%	76.7%	79.2%
第二種低層住居専用地域	—	—	100.0%	—	—	—	—	—	100.0%	100.0%	—	100.0%
第一種中高層住居専用地域	82.4%	—	70.6%	100.0%	69.2%	82.7%	—	—	78.4%	83.5%	82.0%	81.2%
第二種中高層住居専用地域	76.5%	27.3%	78.9%	57.1%	—	70.0%	—	—	100.0%	88.0%	100.0%	75.3%
第一種住居地域	85.4%	75.0%	67.7%	92.6%	100.0%	76.7%	90.0%	79.1%	81.0%	68.8%	82.4%	81.0%
第二種住居地域	55.6%	66.7%	50.0%	—	53.3%	60.0%	—	68.3%	78.6%	88.9%	72.4%	67.6%
準住居地域	—	—	0.0%	100.0%	—	—	—	100.0%	0.0%	50.0%	100.0%	70.0%
近隣商業地域	84.6%	72.7%	70.0%	77.8%	50.0%	83.3%	40.0%	83.3%	85.7%	100.0%	80.0%	74.1%
商業地域	—	38.9%	—	50.0%	52.6%	75.0%	44.4%	59.1%	53.8%	—	57.1%	49.8%
準工業地域	66.7%	75.0%	60.0%	80.6%	66.7%	63.6%	69.2%	67.4%	76.4%	—	82.1%	75.5%
工業地域	—	—	—	83.3%	—	—	71.4%	64.7%	57.8%	—	63.2%	63.4%
工業専用地域	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50.0%	50.0%
用途地域の指定のない区域	33.3%	—	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%	62.5%	73.3%	33.3%	67.5%

●発行

京都市都市計画局建築指導部建築指導課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



令和8年9月発行